

**第1期**  
**千歳市子ども・子育て支援事業計画**  
**【計画素案】**  
パブリックコメント(市民意見公募)閲覧用資料

意見募集期間	平成26年11月20日(木)～平成26年12月19日(金) ※郵便の場合は、当日消印有効
応募資格	千歳市内に在住、在勤または在学の方
意見の提出方法	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「意見書」用紙に住所・氏名(法人の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先)・電話番号・ご意見等を漏れなく記載してください。</li><li>○ 郵便、ファクシミリ、電子メール、意見箱への書面の投函のいずれかによります。</li><li>○ 記載事項漏れや電話・口頭でのご意見は、提出意見として取り扱わない場合があります。</li></ul>
意見の提出先・問合せ	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市 保健福祉部 子育て支援室 子育て推進課 子育て計画係 電話：0123-24-3131(内線426) FAX：0123-22-8851 E-mail：kosodatesuishin@city.chitose.hokkaido.jp

# 第1期千歳市子ども・子育て支援事業計画

## 【計画素案の概要】

### 第1章 計画策定にあたって

第1章では、計画策定の背景と趣旨、計画の位置づけ、対象と期間、策定体制、子ども・子育て支援法に基づく制度の概要について記述しています。（詳細は計画素案の5～11ページ）

#### ● 計画策定の背景

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下しているといわれています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造がアンバランスとなる要因であり、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していく必要があります。

このような状況の中、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、これらの法に基づく新たな子ども・子育て支援制度（以下「新制度」。）が平成27年度（2015年度）から本格的にスタートするに当たり、市町村は質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

「千歳市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」。）は、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、本市の一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために策定するものです。

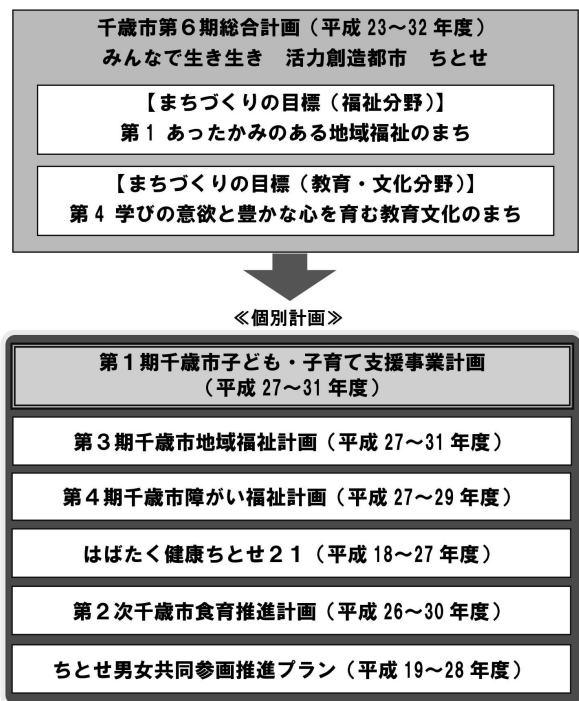
#### ● 計画の位置づけ

[法的位置づけ]

計画は、子ども・子育て支援法に基づくもので、また、これまで取組を進めてきた「千歳市子育て支援計画（千歳市次世代育成支援対策推進行動計画）（後期計画）」の個々の施策を引き継ぎ、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として策定します。

[他計画との調和]

本計画は、市の最上位計画「千歳市第6期総合計画」の福祉分野における個別計画の一つとして位置づけるとともに、「千歳市地域福祉計画」やその他の個別計画と調和した計画として、策定するものです。



## ● 計画の対象と期間

[計画の対象] 子ども（概ね 18 歳まで）とその家庭、地域、企業（事業所）、行政など、子ども・子育てにかかわるすべての個人及び団体を対象とします。

[計画の期間] 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

## ● 計画の策定体制

計画は、子育てニーズ等を把握するための各種アンケートの実施、地域意見交換会の開催やパブリックコメントを実施するとともに、「千歳市子ども・子育て会議」で審議を行うほか、「子ども・子育て支援新制度への移行に向けたワーキングチーム」などの市組織内部での横断的な施策検討、また、他の計画との整合等、総合的な保健福祉の推進について審議を行う市の附属機関である「千歳市保健福祉調査研究委員会」での審議を経て、策定を進めています。

## 第 2 章 千歳市の現状

第 2 章では、統計上の数値やアンケート調査結果に基づく、千歳市の子ども・子育てを取り巻く環境、子育て支援施策の現状、今後の課題について記述しています。（詳細は計画素案の 13～44 ページ）

## ● 子ども・子育てを取り巻く環境

[統計上の数値から]

- ・ 当市においても、少子化が進んでいます。
- ・ 「道内で一番若いまち」としての特徴があります。
- ・ 子育て世帯が多く、そのほとんどが核家族で構成されています。
- ・ 全国、全道より婚姻率は高く、また出産の多い年代における既婚女性の割合や出生数は高い水準にあります。
- ・ 女性が結婚などに伴い離職する年齢は、全国、全道よりも若い「25 歳」以降です。
- ・ 幼稚園の入園児童数は、保育所の入所児童数の 2 倍以上です。

[子ども・子育て支援アンケート調査から]

- ・ 就学前の子どもがいる世帯のうち千歳市の居住年数が 5 年未満の世帯の割合は 35%。
- ・ 子どもの面倒をみてもらえる親族・知人がいない世帯の割合が、全体の 15% 前後。
- ・ 就学前の子どもの保護者の「子育ての環境や支援の満足度」は高くなっています。
- ・ 子育ては「楽しい」と感じる一方、「不安や負担」と感じる保護者も 6 割以上。
- ・ 「認定こども園」を求める声は、25.7%。

[こども療育課の事業を利用する子どもの保護者に対するアンケート調査から]

- ・ 教育・保育に必要なことは、「定期的な相談機会」と「一緒に子どもを見守る姿勢」。

[企業における仕事と家庭の両立支援に関するアンケート調査から]

- ・ 仕事と家庭の両立支援に関する効果的な取組は、「セミナーや取組事例の情報提供」。

## ● 子育て支援施策の現状

[子育て支援計画（後期計画）の進捗状況・評価]

- ・ 平成 25 年度までの現行計画の進捗状況は、全体的には、概ね計画どおりに進捗しており、施策は着実に推進されています。

## ● 今後の課題

[課題 1] 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推進

[課題 2] 安心できる妊娠・出産・子育て

[課題 3] 健全に子どもが成長できる環境と子育て力の向上

[課題 4] 地域ぐるみでの子育て支援

[課題 5] ワーク・ライフ・バランスの推進

[課題 6] 子育て環境の変化に応じたサービスの充実

[課題 7] 安全な生活環境の整備

[課題 8] 特別の配慮が必要な家庭への子育て支援

## 第 3 章 計画の基本的な考え方

第 3 章では、計画の基本理念、基本目標、教育・保育提供区域、将来の子ども人口、施策の体系、主要施策について記述しています。（詳細は計画素案の 45～58 ページ）

## ● 子ども・子育てビジョン（基本理念）

《基本目標 1》 すべての子どもが健やかに育つまち

《基本目標 2》 すべての家庭が安心して子育てできるまち

《基本目標 3》 子育て世代に選ばれるまち

## ● 基本目標

[基本目標 1] 地域の子ども・子育ての支援

[基本目標 2] 母親と子どもの健康増進

[基本目標 3] 子どもが健やかに育つ教育環境と子育て力の向上

[基本目標 4] 子育てを支援する生活環境づくり

[基本目標 5] ワーク・ライフ・バランスの推進

[基本目標 6] 子育て環境の変化に応じた切れ目のない支援

[基本目標 7] 子どもを守る安全なまちづくり

[基本目標 8] 援助が必要な子ども・子育て世帯への支援

## ● 教育・保育提供区域

計画では、区域ごとに保育所などの教育・保育施設や、事業の必要量を算出し、提供体制の確保の内容や実施時期を示す必要があります。市の区域設定は次のとおりとしています。

- 教育・保育施設等の提供区域：「市街周辺地区」と「向陽台地区」との 2 つのエリア。
- 地域子ども・子育て支援事業の提供区域：「千歳市全域（行政区）」。

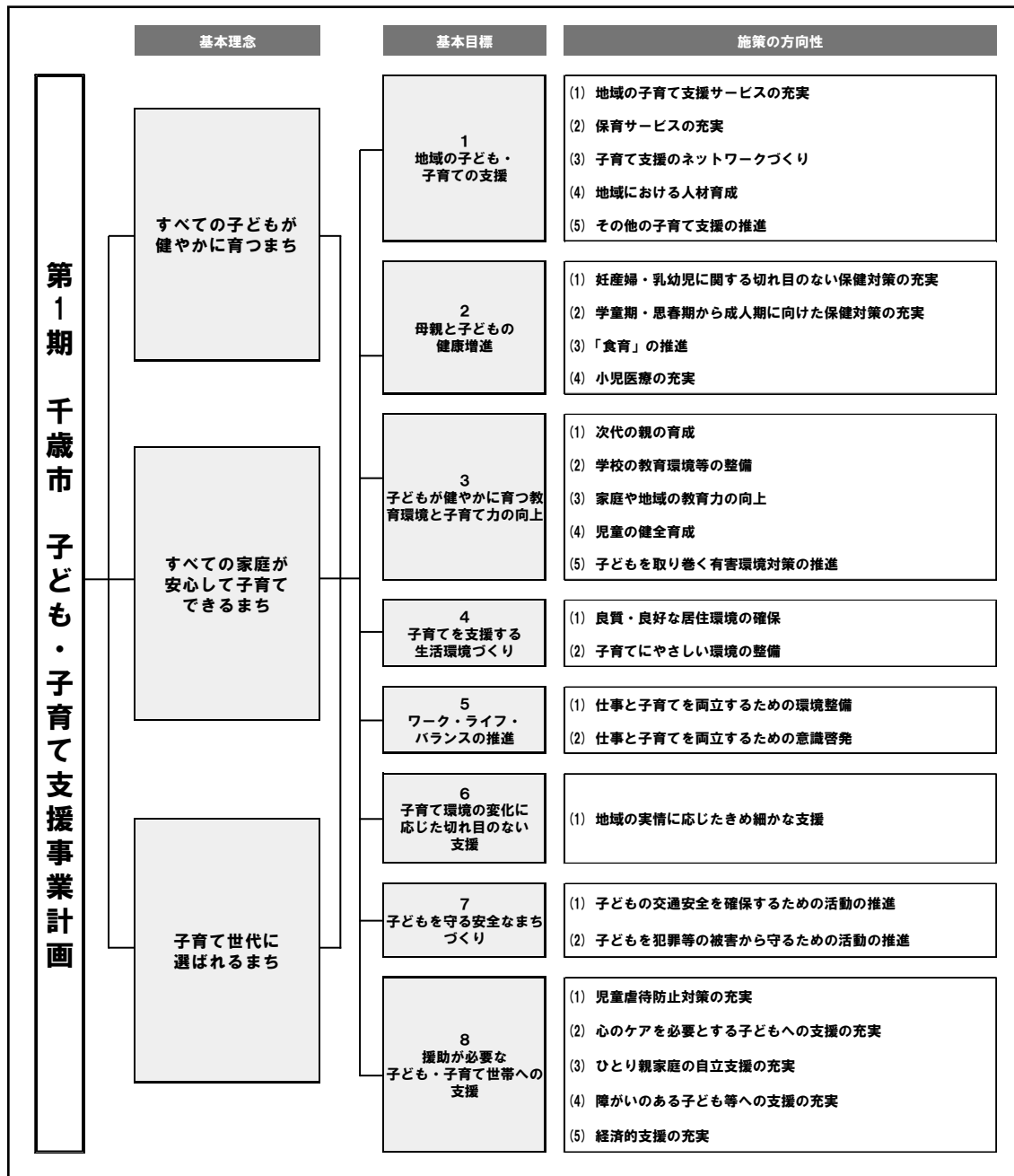
● 将来の子ども人口

事業の必要量算出のため、次のとおり子どもの人口を推計しています。

	現況	推計				
	平成26年	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
総人口	94,700	94,974	95,230	95,464	95,662	95,789
子ども人口 (0～17歳)	16,505	16,442	16,365	16,273	16,254	16,204
就学前	5,512	5,445	5,426	5,412	5,389	5,403
小学生	5,497	5,470	5,448	5,478	5,480	5,413
中学生	2,699	2,789	2,800	2,736	2,650	2,642
高校生	2,797	2,738	2,691	2,647	2,735	2,746
子ども 人口比率	17.4%	17.3%	17.2%	17.0%	17.0%	16.9%

※左表は千歳市全域の人口推計です。

● 施策の体系



● **主要施策**

市は、平成 26 年度から新制度を先取りし、定住促進策の一つとして、“子育てするなら、千歳市”の施策に順次取り組んでいます。次の 14 の優先度の高い施策や先進性の高い独自事業を、計画における「主要施策」に位置付けて推進します。

主要事業 1 学童クラブ事業の拡充	主要事業 8 幼保連携型認定こども園の普及促進
主要事業 2 「ランドセル来館」の導入	主要事業 9 地域子育て支援センターの拡充
主要事業 3 「中高生タイム」の導入	主要事業 10 「ホームスタート」の導入
主要事業 4 公立子育て施設による「子育てブログ」の導入	主要事業 11 「ちとせ子育てコンシェルジュ」の導入
主要事業 5 「ランチデー・ランチタイム」の導入	主要事業 12 障がい児のための「インクルージョン保育」の導入
主要事業 6 子育て支援中核施設の拡充	主要事業 13 地域子育て支援センターの休日開館の導入
主要事業 7 「児童館まつり」の拡充	主要事業 14 「転入親子ウエルカム交流ツアー」の導入

## 第 4 章 量の見込みと提供体制の確保等

第 4 章では、子ども・子育て支援法において、国が計画への記載項目として定める「教育・保育等の量の見込みと確保の方策及びその実施時期」について、また、その他個別施策の指標について記述しています。（詳細は計画素案の 59～85 ページ）

● **教育・保育**

[教育・保育施設]

認定こども園、保育所等を利用する場合の「保育の必要性の認定区分（1号、2号、3号認定子ども）」及び教育・保育提供区域ごとに、施設の必要量（利用児童数）を見込み、事業者の意見等を踏まえた提供体制の確保の方策を記述しています。

[地域型保育事業]

新制度で創設された「地域型保育事業」について、教育・保育施設と同等に、事業の必要量を見込み、事業者の意見等を踏まえた提供体制の確保の方策を記述しています。

● **地域子ども・子育て支援事業**

市町村が地域の実情に応じて実施する 13 の事業のうち 11 事業について、事業の必要量（利用人数）と提供体制の確保の方策を記述しています。

● **幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保**

幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保の内容について記述しています。

市は、保護者の就労の形態により子どもの環境が左右されず、かつ質の高い基準を満たす施設として、「幼保連携型認定こども園」の普及促進に取り組むこととしており、また、その他の教育・保育施設についても、相互に連携・協働する体制を構築することとしています。

## ● その他個別施策の指標

第5章に掲げる個別施策のうち一部の施策について、計画期間における達成状況を把握するため、指標（目標数値等）を掲げています。

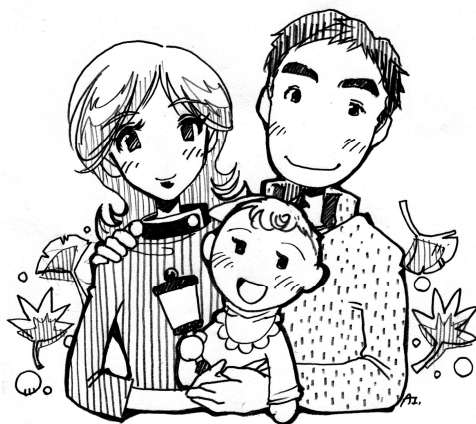
## 第5章 目標の実現に向けた個別施策の展開

第5章では、施策の体系に基づき、全134の個別具体的な施策について記述しています。（詳細は計画素案の87～153ページ）

[基本目標 1]	地域の子ども・子育ての支援	… 施策数	29
[基本目標 2]	母親と子どもの健康増進	… 施策数	23
[基本目標 3]	子どもが健やかに育つ教育環境と子育て力の向上	… 施策数	27
[基本目標 4]	子育てを支援する生活環境づくり	… 施策数	8
[基本目標 5]	ワーク・ライフ・バランスの推進	… 施策数	5
[基本目標 6]	子育て環境の変化に応じた切れ目のない支援	… 施策数	7
[基本目標 7]	子どもを守る安全なまちづくり	… 施策数	5
[基本目標 8]	援助が必要な子ども・子育て世帯への支援	… 施策数	30

## 第6章 計画の推進にあたって

第6章では、計画を推進していくうえで必要となる、計画の進捗管理（千歳市子ども・子育て会議の役割、需給調整の見直し）、計画推進に向けた関係機関の役割、財政基盤の確立について記述しています。（詳細は計画素案の155～157ページ）



以上のことにつきまして  
市民の皆さまのご意見をお寄せください。

---

**第1期**  
**千歳市子ども・子育て支援事業計画**  
**< 計画素案 >**

---

(平成26年11月20日現在)

**千 歳 市**





# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>5</b>
1. 計画策定の背景と趣旨 .....	7
2. 計画の位置づけ .....	8
3. 計画の対象と期間 .....	9
4. 計画の策定体制 .....	9
5. 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要 .....	11
<b>第2章 千歳市の現状</b> .....	<b>13</b>
1. 子ども・子育てを取り巻く環境 .....	15
2. 子育て支援施策の現状 .....	41
3. 今後の課題 .....	42
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>45</b>
1. 子ども・子育てビジョン（基本理念） .....	47
2. 基本目標 .....	49
3. 教育・保育提供区域 .....	51
4. 将来の子ども人口 .....	53
5. 施策の体系 .....	55
6. 主要施策 .....	56
<b>第4章 量の見込みと提供体制の確保等</b> .....	<b>59</b>
1. 教育・保育 .....	61
2. 地域子ども・子育て支援事業 .....	67
3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 .....	81
4. その他個別施策の指標 .....	84
<b>第5章 目標の実現に向けた個別施策の展開</b> .....	<b>87</b>
基本目標 1 地域の子ども・子育ての支援 .....	89
基本目標 2 母親と子どもの健康増進 .....	101
基本目標 3 子どもが健やかに育つ教育環境と子育て力の向上 .....	113
基本目標 4 子育てを支援する生活環境づくり .....	125
基本目標 5 ワーク・ライフ・バランスの推進 .....	130
基本目標 6 子育て環境の変化に応じた切れ目のない支援 .....	134
基本目標 7 子どもを守る安全なまちづくり .....	138
基本目標 8 援助が必要な子ども・子育て世帯への支援 .....	141
<b>第6章 計画の推進にあたって</b> .....	<b>155</b>
1. 計画の進捗管理 .....	157
2. 計画推進に向けた関係機関の役割 .....	157
3. 財政基盤の確立 .....	157



# 第1章 計画策定にあたって



# 1. 計画策定の背景と趣旨

## (1) 計画策定の背景

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下しているといわれています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造がアンバランスとなる要因であり、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していく必要があります。

このような状況の中、国においては、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法（※1）」が成立し、これらの法に基づく新たな子ども・子育て支援制度（以下、「新制度」という。）が平成 27 年度（2015 年度）から本格的にスタートするに当たり、市町村は質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

## (2) 子ども・子育て支援に関する計画策定の経緯

市は、国のエンゼルプラン（平成 7 年度～平成 16 年度）に対応し、「子どもたちの笑顔があふれるまち・ちとせ」の実現をめざし、「千歳市子育て支援計画」（平成 9 年度～平成 16 年度）を平成 10 年 3 月に策定しました。

また、次世代育成支援対策推進法が平成 15 年 7 月に成立し、平成 17 年度からの 10 年間において次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進していくための行動計画として、「千歳市子育て支援計画（千歳市次世代育成支援対策推進行動計画）」の前期計画（平成 17 年度から平成 21 年度）を平成 17 年 3 月に策定しました。

さらに、平成 22 年 3 月には計画の見直しを行い、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする後期計画を策定し、全ての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整えることが、今、まさに社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。

「千歳市子ども・子育て支援事業計画」は、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、本市の一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために策定するものです。

---

### （用語解説）

※1「子ども・子育て関連 3 法」… 子ども・子育て支援新制度に関する法律で、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいいます。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

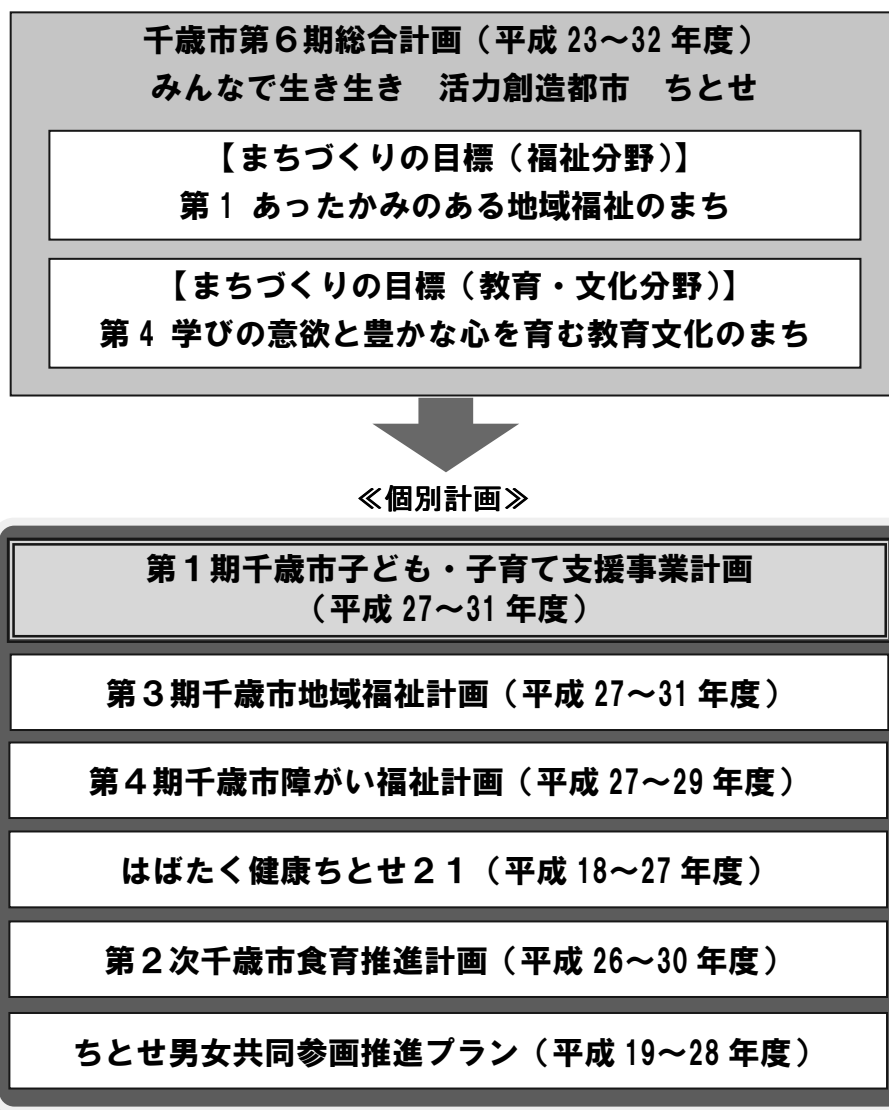
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、これまで取組を進めてきた「千歳市子育て支援計画（千歳市次世代育成支援対策推進行動計画）（後期計画）」における個々の施策を引き継ぎ、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画として策定します。

### (2) 他計画との調和

千歳市では、市における最上位計画である「千歳市第 6 期総合計画」において、まちづくりの目標の一つとして「あったかみのある地域福祉のまち」を掲げています。

本計画は、その実現を図るための福祉分野における個別計画の一つとして位置づけるとともに、「千歳市地域福祉計画」やその他の個別計画と調和した計画として、策定するものです。



### 3. 計画の対象と期間

#### (1) 計画の対象

本計画は、子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、行政など、子ども・子育てにかかわるすべての個人及び団体を対象とします。

また、本計画において、「子ども」とは概ね18歳までを指します。

#### (2) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とします。

計画期間	年 度									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
子ども・子育て支援法による市町村子ども・子育て支援事業計画						第1期 千歳市子ども・子育て支援事業計画				
次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画	千歳市子育て支援計画(千歳市次世代育成支援対策推進行動計画)(後期計画)									

### 4. 計画の策定体制

この計画の策定にあたって、子育てニーズ等を把握するための各種アンケートの実施、地域意見交換会の開催やパブリックコメントを実施するとともに、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「千歳市子ども・子育て会議」の場での審議を行うほか、「子ども・子育て支援新制度への移行に向けたワーキングチーム」などの市組織内部での横断的な施策検討、また、他の計画との整合等、総合的な保健福祉の推進について審議を行う市の附属機関である「千歳市保健福祉調査研究委員会」での審議を経て策定しています。

#### (1) 各種アンケート調査の実施

##### ○ 千歳市子ども・子育て支援アンケート（平成25年10月実施）

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向を把握するため、国の基本指針に基づき実施した調査です。

##### ○ こども療育課の事業を利用している子どもの保護者に対する（仮称）千歳市子ども・子育て支援事業計画のためのアンケート（平成26年3月）

障がいなど特に配慮が必要な子どもの保護者のニーズを把握するために実施した市の独自調査です。

##### ○ 企業における仕事と家庭の両立支援に関するアンケート（平成26年4～5月）

子育てに大きく関わる「保護者の就労」に関して、雇用主となる事業所の意向を把握す



るために実施した市の独自調査です。

## **(2) 地域意見交換会及びパブリックコメントの実施**

計画における具体的な施策検討に当たり、広く市民からの意見を聴くために、ちとせっこセンター及びげんきっこセンターの2か所で、「意見交換会」を開催しました。(平成26年8月)

また、計画書素案の段階で市民に公表し、寄せられた意見を計画に反映させるための「パブリックコメント」を実施します。(平成26年11月～12月)

## **(3) 千歳市子ども・子育て会議**

子ども・子育て支援法で市町村に設置が求められる審議会その他の合議制の機関です。

子どもの保護者を始め、学識経験者、教育・保育従事者、事業者から選出した委員により構成しています。現時点まで計6回の会議を開催しています。(平成25年6月に設置)

## **(4) 子ども・子育て支援新制度への移行に向けたワーキングチーム**

この計画に位置づけられる各種施策は、さまざまな分野に及ぶことから、市組織内部の関係部局が連携し、具体的運用に関する検討や事務を行うなど、新制度への円滑な移行のための準備組織を設置しました。現時点まで計6回の会議を開催しています。(平成25年5月に設置)

## **(5) 千歳市保健福祉調査研究委員会（保健福祉全般）**

この計画が、本市の長期総合計画を始め各種個別計画と調和の取れた計画とするため、保健福祉の推進に当たり総合的に調査・研究を行うための市の附属機関においても、審議を行っています。

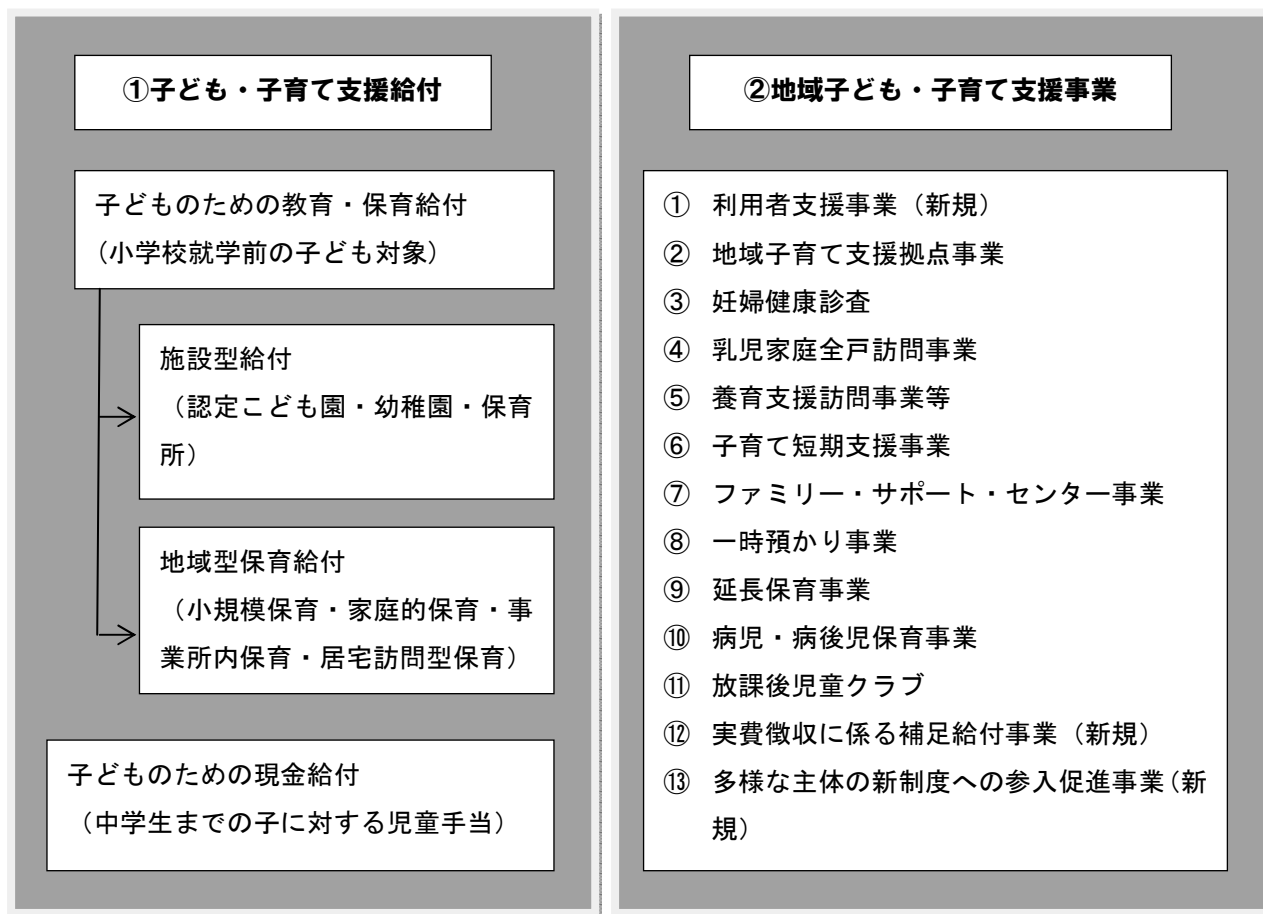
## 5. 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

### (1) 新制度とは

子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法）に基づき実施される、子ども・子育て支援の新たな制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などがあげられます。

### (2) 制度における給付・事業の全体像

市町村は「① 子ども・子育て支援給付」と「② 地域子ども・子育て支援事業」を実施します。





## 第2章 千歳市の現状



# 1. 子ども・子育てを取り巻く環境

## (1) 人口と世帯の状況

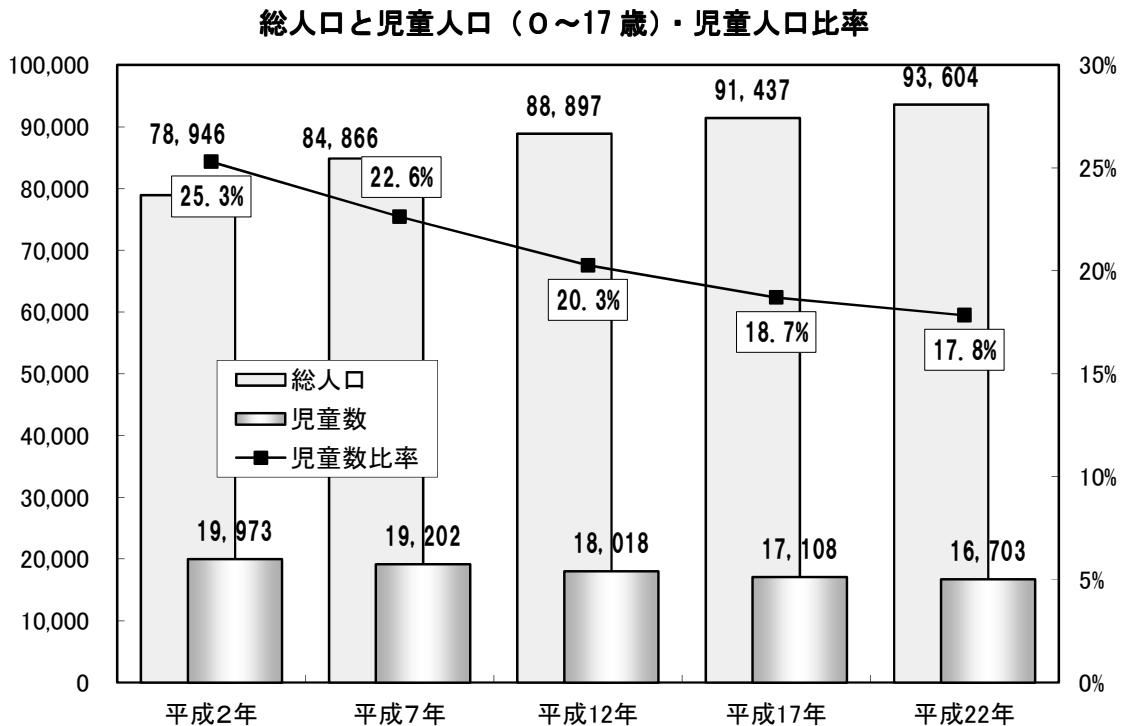
### ① 総人口と児童人口

当市においても、少子化が進んでいます

千歳市の人口は増加基調で推移していますが、児童（0～17歳）人口は一貫して減少しており、近年は減少幅が縮小しているものの、平成2年の19,973人から平成22年には16,703人へと20年間で3,270人の減少となっています。

総人口に占める児童人口の比率でみると、平成2年の25.3%から平成22年には17.8%に減少していますが、北海道水準の14.7%、全国水準の16.0%と比較すると高水準にあるといえます。

なお、平成26年7月1日現在の児童人口は16,568人、児童人口比率は17.4%となっています。（資料：住民基本台帳）



資料：国勢調査

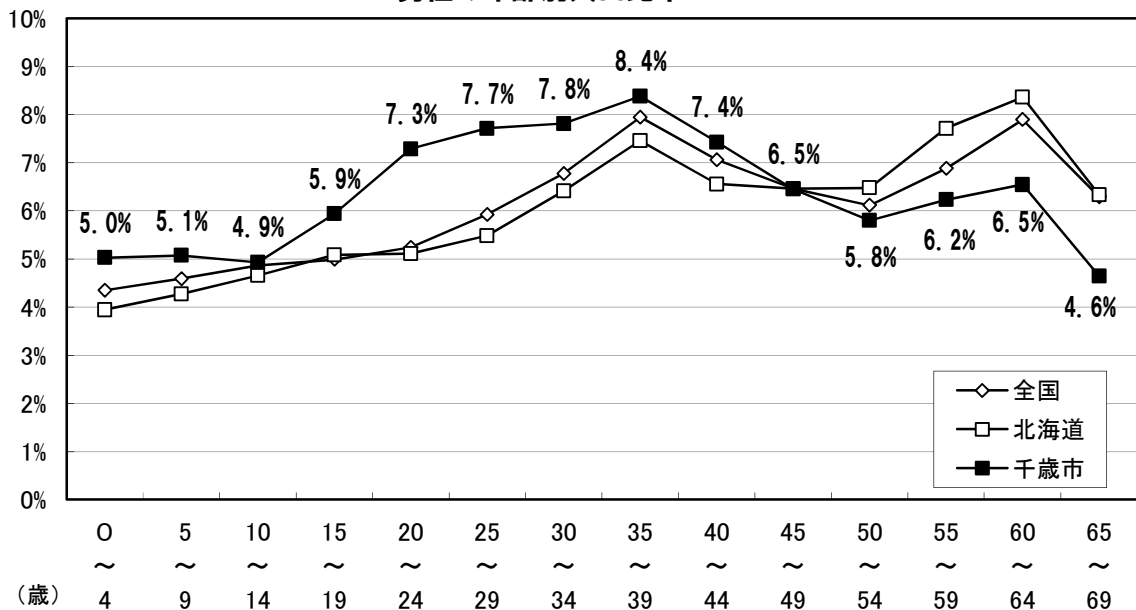
## ② 年齢別人口比率

### 「道内で一番若いまち」としての特徴

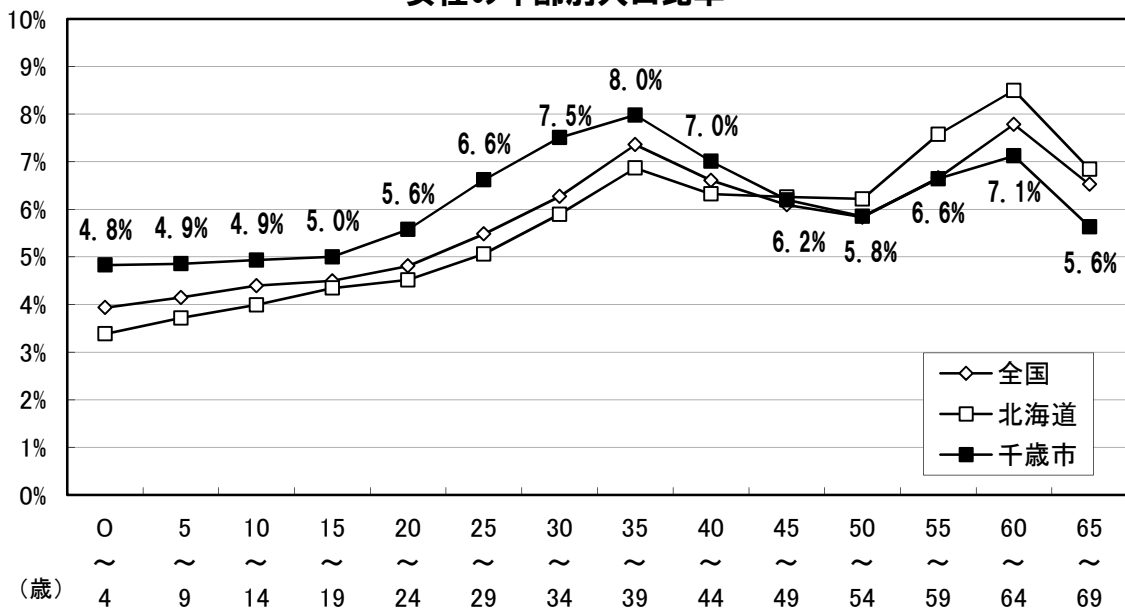
年齢別人口比率について性別にみると、男性・女性ともに全国水準・北海道水準に比べ、40代前半までの人口比率が高水準にあることがわかります。千歳市の平均年齢が道内で最も若い水準（男性＝39.9歳、女性＝42.8歳）にあることは、こうした人口構造からわかります。

自衛隊基地があることなどにより、男性の20～34歳の人口比率が突出して高くなっているほか、女性の25～34歳の人口比率が全国平均、全道平均よりも高くなっています。

#### 男性の年齢別人口比率



#### 女性の年齢別人口比率

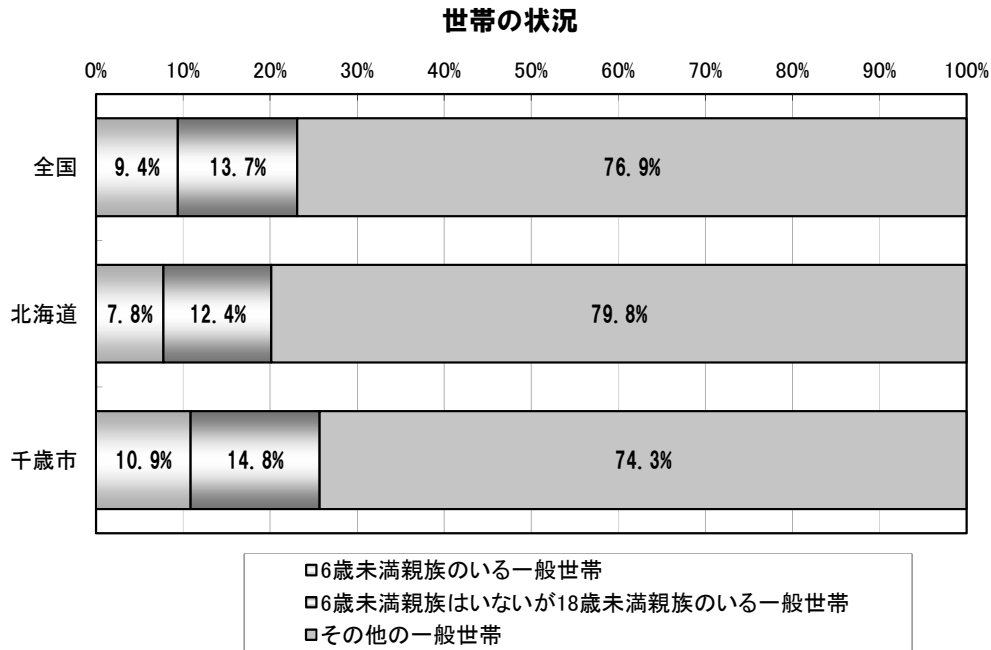


資料：国勢調査（平成22年）

### ③ 世帯の状況

**子育て世帯が多く、そのほとんどが核家族で構成されています**

世帯の状況を見ると、6歳未満の子どもがいる一般世帯は10.9%、6歳未満はいるが18歳未満の子どもがいる一般世帯は14.8%で、いずれも全国水準・北海道水準を上回っており、本市は子どもがいる世帯の割合が多いことがわかります。



資料：国勢調査（平成22年）



#### ④ 6歳未満の子どものいる世帯の状況

本市の一般世帯 38,374 世帯のうち、6歳未満の子ども（5,522 人）のいる世帯は 4,180 世帯であり、ほとんど（93.6%）が核家族となっています。

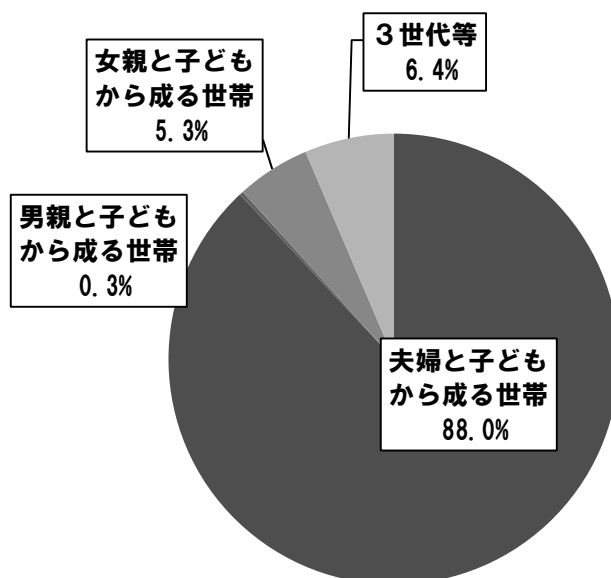
6歳未満の子どもの数を見ると、核家族、3世代等の世帯における平均は同じ 1.3 人で、核家族におけるすべての子ども数（概数）の平均はおよそ 1.8 人となっています。

6歳未満の子どもが暮らす世帯構造

	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満 人員(人)	平均子ども数(人)	
				6歳未満	[概数]
一般世帯	38,374	89,113	5,522		
6歳未満の子どもがいる世帯	4,180 (100.0%)	16,061	5,522	1.3	
核家族	3,912 (93.6%)	14,687	5,182	1.3	1.8
夫婦と子どもから成る世帯	3,680 (88.0%)	14,015	4,910	1.3	1.8
男親と子どもから成る世帯	11 (0.3%)	27	11	1.0	1.5
女親と子どもから成る世帯	221 (5.3%)	645	261	1.2	1.9
3世代等	268 (6.4%)	1,374	340	1.3	

資料：国勢調査（平成 22 年）

6歳未満の子どもが暮らす世帯構造

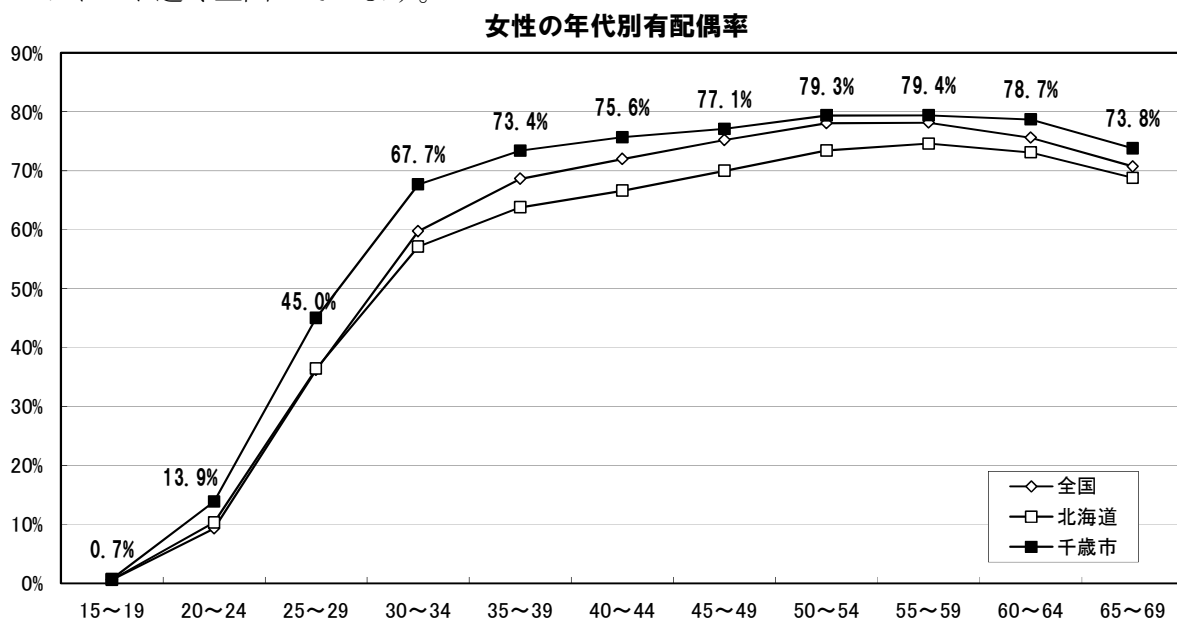


## (2) 結婚と出産

全国、全道より婚姻率は高く、また出産の多い年代における既婚女性の割合や出生数は高い水準にあります

### ① 女性の有配偶率

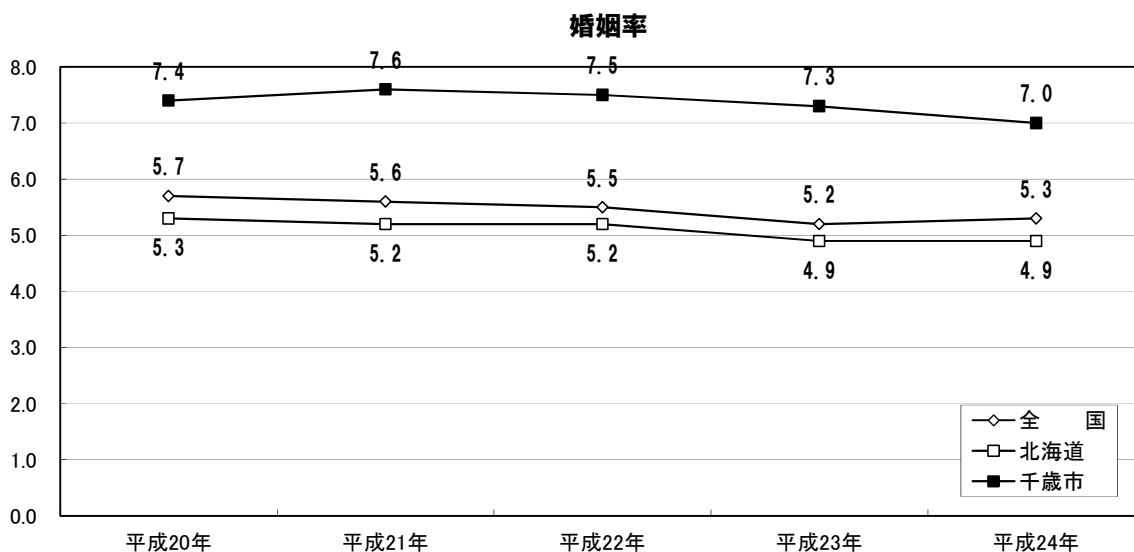
女性の有配偶率についてみると、ほぼ全年代にわたって全国水準・北海道水準を上回っていることがわかります。特に、20～44歳といった比較的出産の多い年代において本市の女性の有配偶率は高水準にあり、中でも25～34歳については、全国水準・北海道水準を10ポイント近く上回っています。



資料：国勢調査（平成22年）

### ② 婚姻率

婚姻率（人口千人当たりの婚姻者数）は、近年は減少傾向にあるものの、全国水準や北海道水準を大きく上回っています。

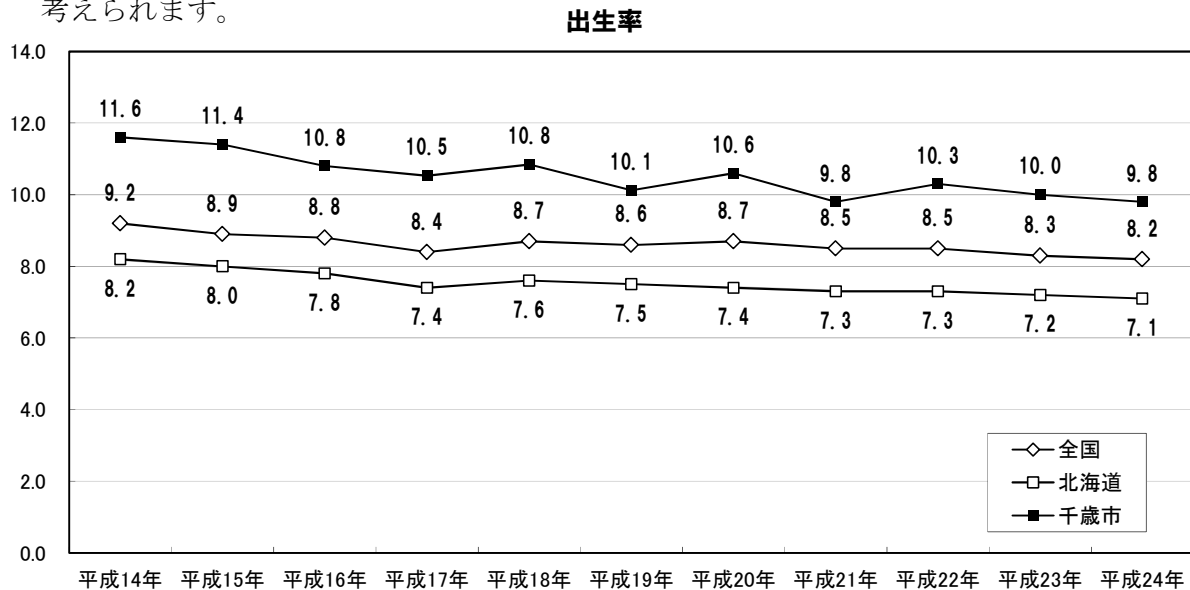


資料：北海道保健統計年報

### ③ 出生率

出生率（人口千人当たりの出生児数）についてみると、緩やかな減少傾向で推移しているものの一貫して全国水準・北海道水準を上回っており、平成24年で9.8となっています。

これは、女性の25～39歳の人口比率が高水準にあること（前掲）による影響が大きいと考えられます。

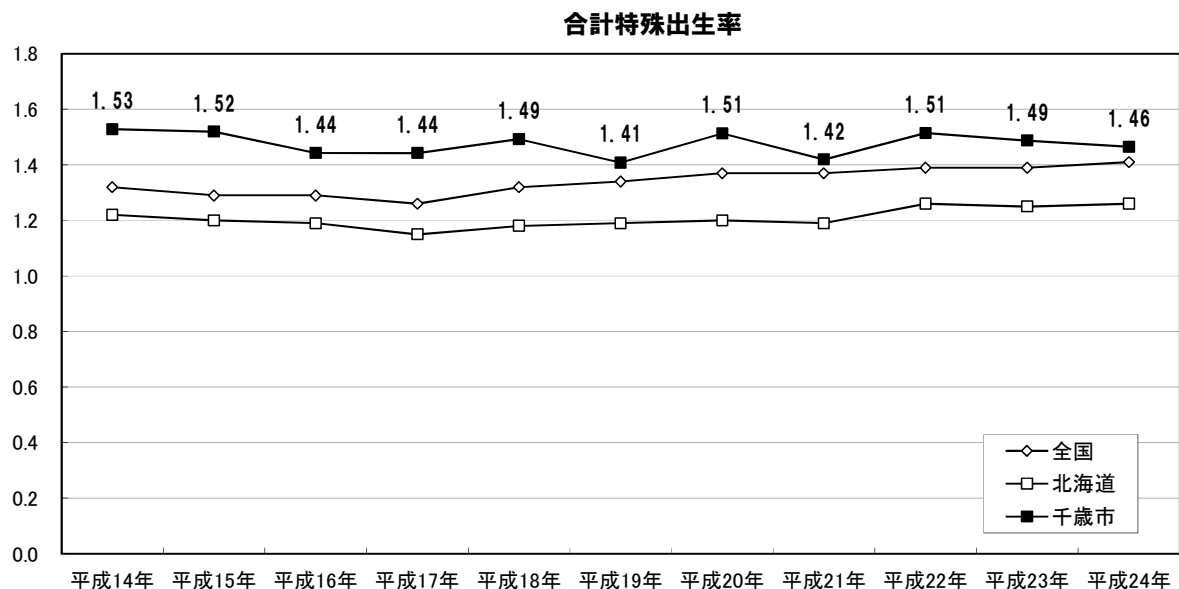


資料：人口動態統計、市資料より算出。

### ④ 合計特殊出生率

合計特殊出生率（※1）についてみると、出生率の動向と同様に一貫して全国水準・北海道水準を上回っていますが、平成24年は1.46となっており全国との差が縮まっています。

当市の合計特殊出生率が比較的高い理由としては、女性の20～44歳の有配偶率が高水準にあることの影響が大きいと考えられます。



資料：人口動態統計、市資料より算出。

**（用語解説）**

※1「合計特殊出生率」…一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数のことで、15歳から49歳までの母親の年齢別出生率を合計したものです。市の合計特殊出生率は、母親の年齢5歳階級ごとの出生率の合計を5倍した数値で、『人口動態調査』（厚生労働省：各年1月1日～12月31日）による出生数と『住民基本台帳人口』（総務省：各年3月31日現在）を使用して算出しています。

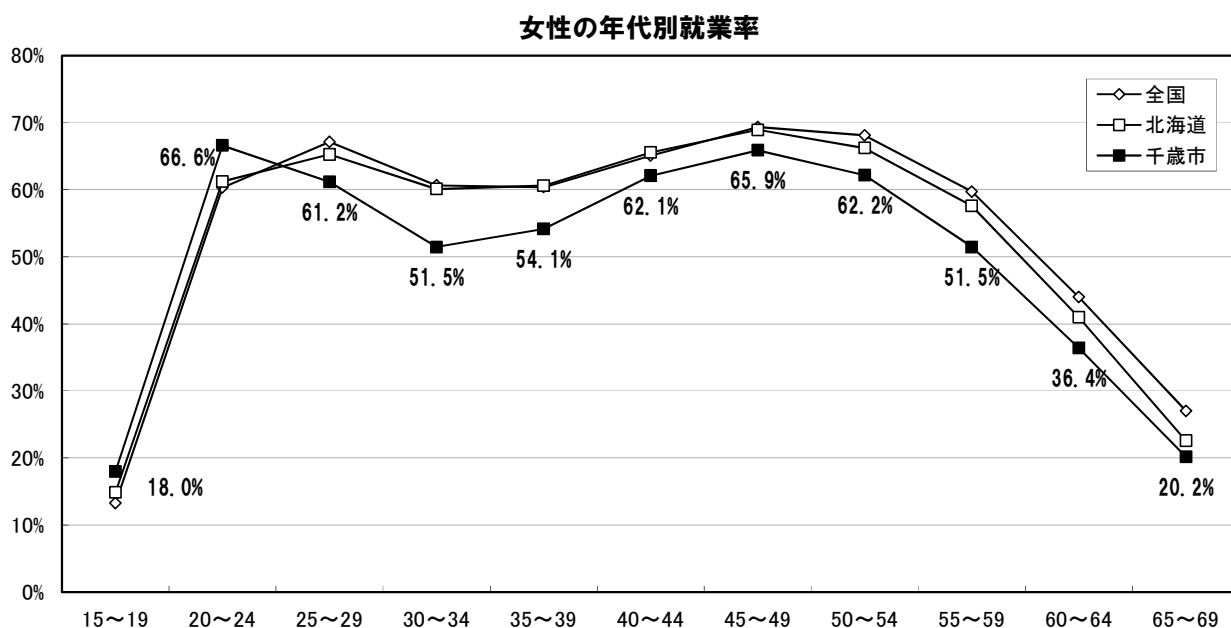
### (3) 女性の就業状況

女性が結婚などに伴い離職する年齢は、全国、全道よりも若い「25歳」以降です

女性の就業状況について年代別就業率をみると、一旦就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため20代・30代の就業率が下がる、いわゆるM字曲線を描いていることがわかります。

しかし、全国・北海道のM字曲線では就業率の片方のピークが25～29歳であるのに対し、本市の場合にはそのピークが20～24歳となっています。つまり、全国・北海道では結婚等による離職が30歳以降に顕著になるのに対し、本市ではそれが25歳以降であり、その分、本市の女性の結婚年齢が若いことが想定され、こうした状況も本市の出生率・合計特殊出生率が高水準にあることの大きな一因と考えられます。

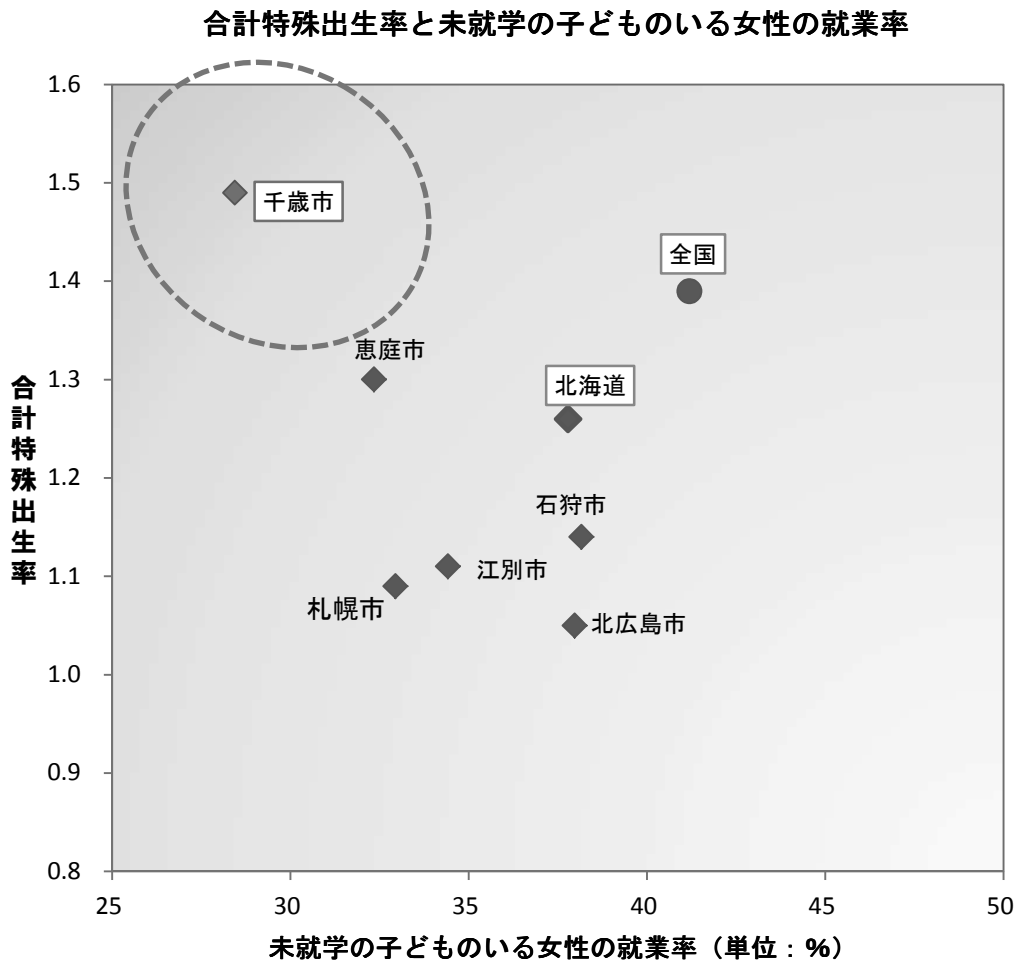
また、本市の女性の25歳以降の就業率は全国水準・北海道水準よりも低く、これは、転勤世帯が多いことにより女性が主に出産や子育てに関わる年代に、家族の転勤を機会に仕事を離れることが理由の一つと考えられます。



資料：国勢調査（平成22年）

※参考：合計特殊出生率と未就学の子どものいる女性の就業率

全国や北海道の中でも合計特殊出生率が高い一方で、未就学の子どものいる女性の就業率は低く、専業主婦の割合が高くなっています。



※ 札幌広域圏6市（札幌市、千歳市、恵庭市、北広島市、江別市、石狩市）との比較

※ 国、北海道、他市との比較のため、「合計特殊出生率」は平成23年の数値を使用しています。

※ 「未就学の子どものいる女性の就業率」は、ひとり親家庭を含めない、平成22年国勢調査の数値を使用しています。

## (4) 教育・保育環境の現状

幼稚園の入園児童数は、保育所の入所児童数の2倍以上

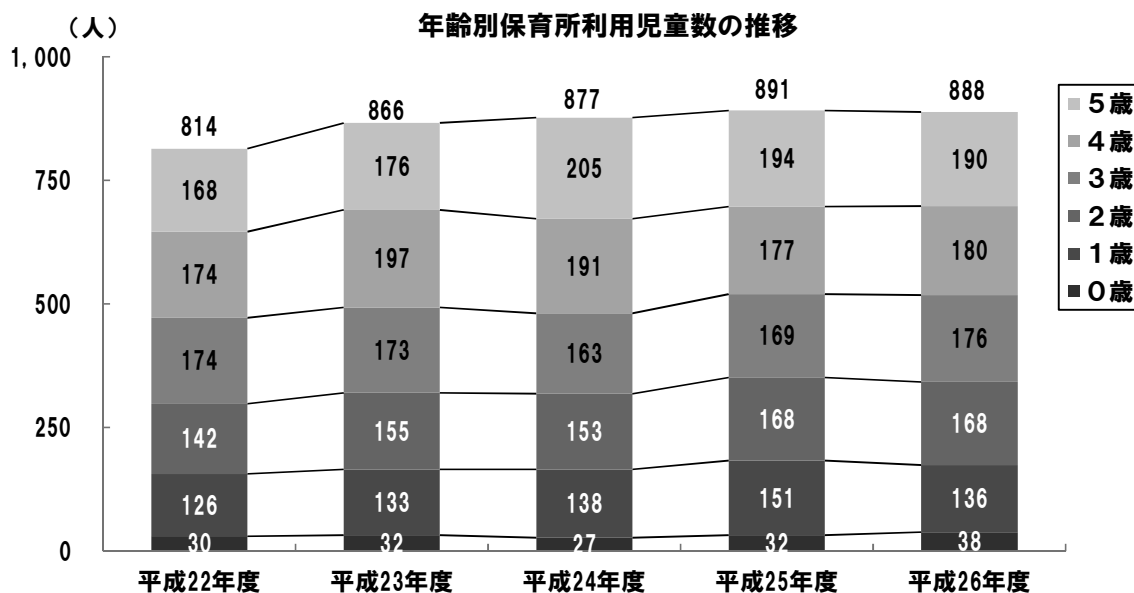
### ① 認可保育所の入所状況

認可保育所については、平成26年5月1日現在、888人の入所となっており、また、平成22年からの入所状況をみると、就学前児童数に占める保育所利用児童数の割合は増加傾向にあり、毎年、年度途中には入所者が30人から50人前後増加する状況があります。

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就学前児童数 (人)	0歳	906	920	930	887	907
	1歳	988	916	944	915	870
	2歳	902	991	916	931	920
	3歳	923	899	989	922	916
	4歳	895	907	901	966	915
	5歳	905	901	911	899	967
	計	5,519	5,534	5,591	5,520	5,495
保育所利用 児童数 (人)	0歳	30	32	27	32	38
	1歳	126	133	138	151	136
	2歳	142	155	153	168	168
	3歳	174	173	163	169	176
	4歳	174	197	191	177	180
	5歳	168	176	205	194	190
	計	814	866	877	891	888
就学前児童数に 占める割合 (%)	0歳	3.3%	3.5%	2.9%	3.6%	4.2%
	1歳	12.8%	14.5%	14.6%	16.5%	15.6%
	2歳	15.7%	15.6%	16.7%	18.0%	18.3%
	3歳	18.9%	19.2%	16.5%	18.3%	19.2%
	4歳	19.4%	21.7%	21.2%	18.3%	19.7%
	5歳	18.6%	19.5%	22.5%	21.6%	19.6%
	計	14.7%	15.6%	15.7%	16.1%	16.2%

※各年5月1日現在の利用者数 資料：保育課

※就学前児童数と年齢は各年4月1日現在



## ② 幼稚園の入園状況

幼稚園については、平成 26 年 5 月 1 日現在、1,931 人の児童が入園しており、また、ここ数年の状況を見ると、平成 22 年度の 1,799 人から年々増加しています。

幼稚園の入園状況

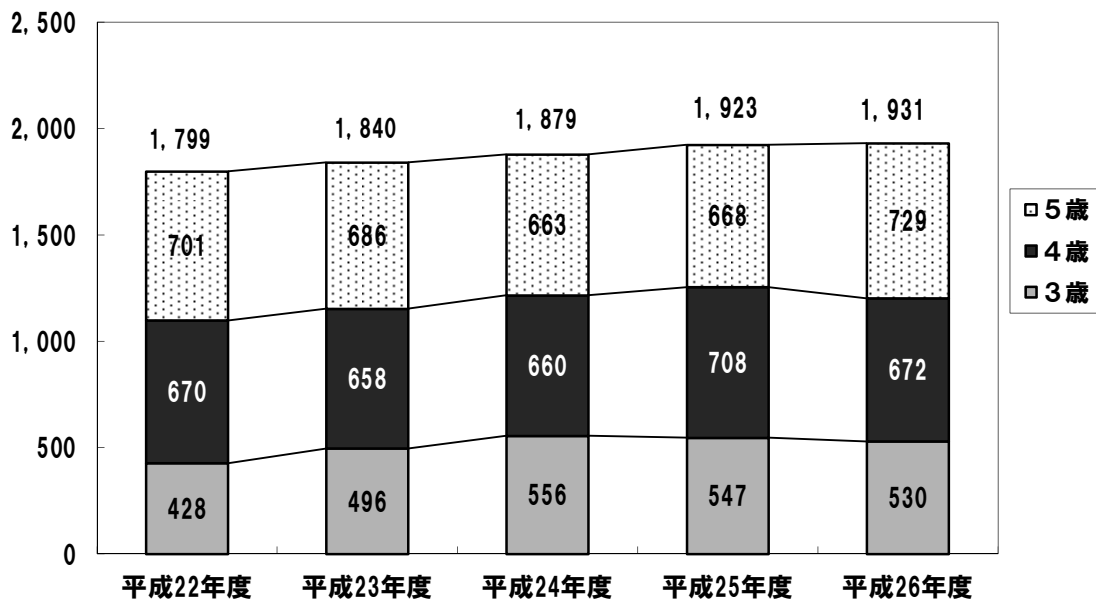
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
幼稚園数		10	10	10	11	11
学級数		73	71	74	76	76
幼稚園 利用児童数 (人)	3歳	428	496	556	547	530
	4歳	670	658	660	708	672
	5歳	701	686	663	668	729
	計	1,799	1,840	1,879	1,923	1,931

※各年 5 月 1 日現在の利用児童数

※年齢は各年 4 月 1 日現在の満年齢

(人)

幼稚園の入園児童数の推移



### ③ 認可保育所・幼稚園の入所・入園率

認可保育所と幼稚園の入所・入園状況は、各年齢別人口に対する入所・入園率としてみると、平成26年4月現在で、保育所入所率は0歳で4.2%、1～2歳では15.6～18.3%、3～5歳では19%以上となっており、また、幼稚園入園率は3歳で57.9%、4～5歳で70%以上となっています。

全体として、保育所または幼稚園に通っている児童の割合は、3歳児が77.1%、4歳児が93.1%、5歳児が95.0%となっています。

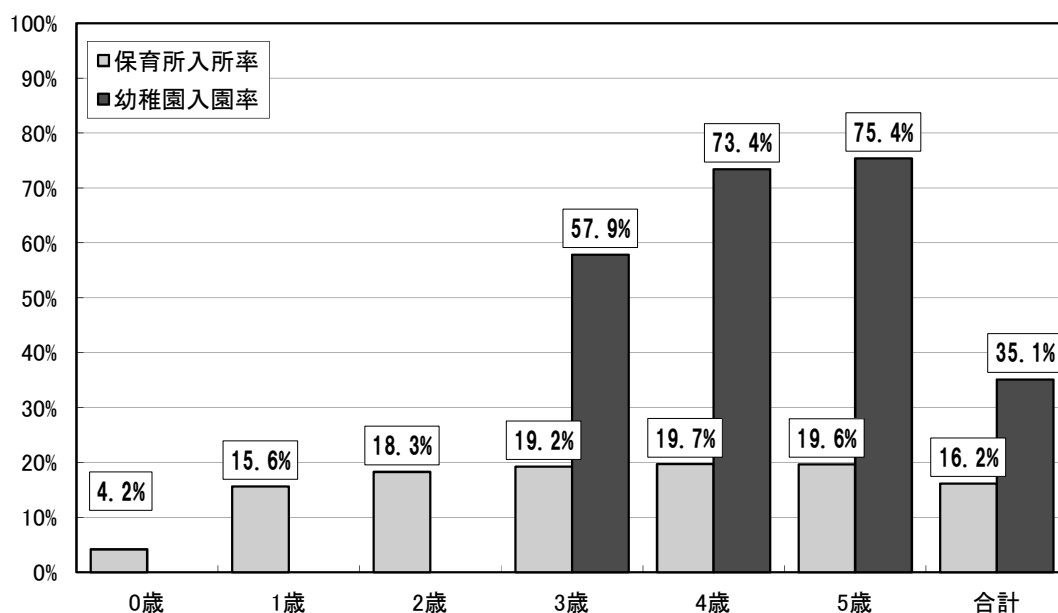
特に3歳児は、平成21年（64.7%）に比べ10ポイント以上高くなっています。

#### 認可保育所・幼稚園の入所・入園率

平成26年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育所利用児童数(人)	38	136	168	176	180	190	888
幼稚園利用児童数(人)	—	—	—	530	672	729	1,931
合計	38	136	168	706	852	919	2,819
人口(人)	907	870	920	916	915	967	5,495
保育所入所率	4.2%	15.6%	18.3%	19.2%	19.7%	19.6%	16.2%
幼稚園入園率	—	—	—	57.9%	73.4%	75.4%	35.1%
合計	4.2%	15.6%	18.3%	77.1%	93.1%	95.0%	51.3%

※人口は平成26年4月1日現在（住民基本台帳）

#### 認可保育所・幼稚園の入所・入園率の状況





## (5) 子ども・子育てに関する実態と意向

### ① 千歳市子ども・子育て支援アンケート調査（平成 25 年 10 月）の結果から

本調査においては、就学前の子どもの保護者及び小学生の保護者に対し、それぞれアンケート調査を実施（郵送による送付・回収）しました。

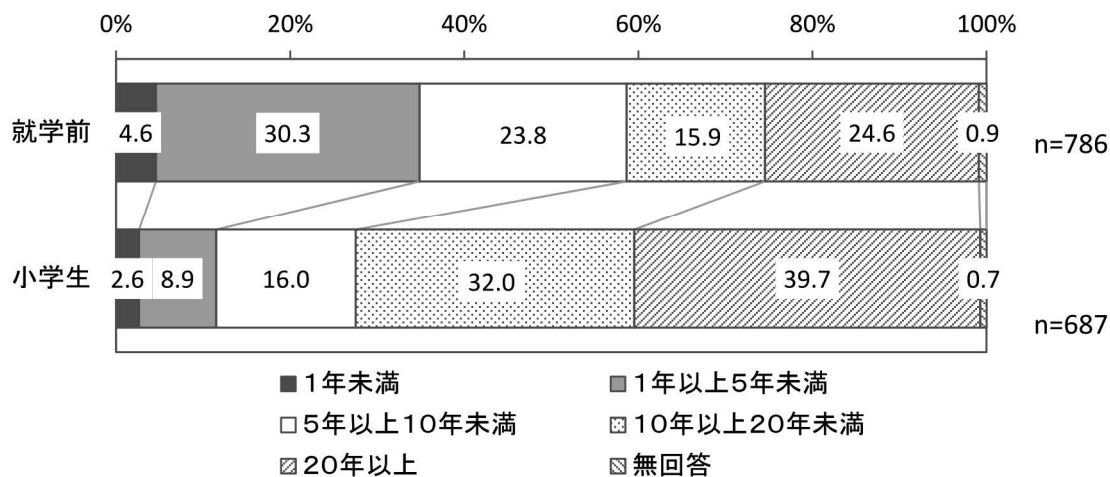
【調査期間】平成 25 年 10 月 28 日～同年 11 月 18 日

調査の種類	調査の対象	送付件数	回収率
就学前の子どもの保護者用	市内在住の就学前の子どもの保護者	無作為抽出 1,500 人	52.4%
小学生の保護者用	市内在住の小学生の保護者	無作為抽出 1,500 人	45.8%

#### 就学前の子どもがいる世帯のうち千歳市の居住年数が 5 年未満の世帯の割合は 35%

千歳市内の居住年数について、就学前の子どもがいる世帯の約 6 割が 10 年未満。5 年未満では 35% 近くを占めています。このことは不慣れなまちで、就学前の子育てをしている保護者が多いことを示しています。

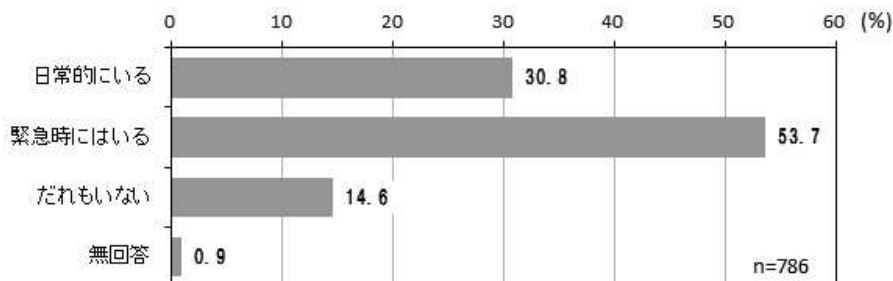
#### ■ 居住年数



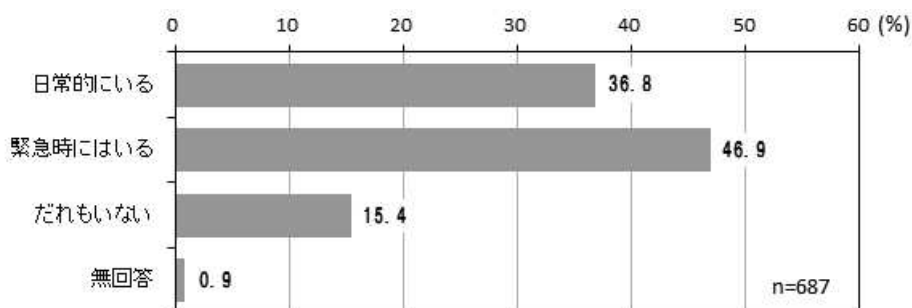
子どもの面倒をみてもらえる親族・知人がいない世帯の割合が、全体の15%前後

子どもの面倒をみてもらえる親族・知人については、「就学前」「小学生」ともに“だれもない”が15%前後となっています。

【就学前】 調査票 問9



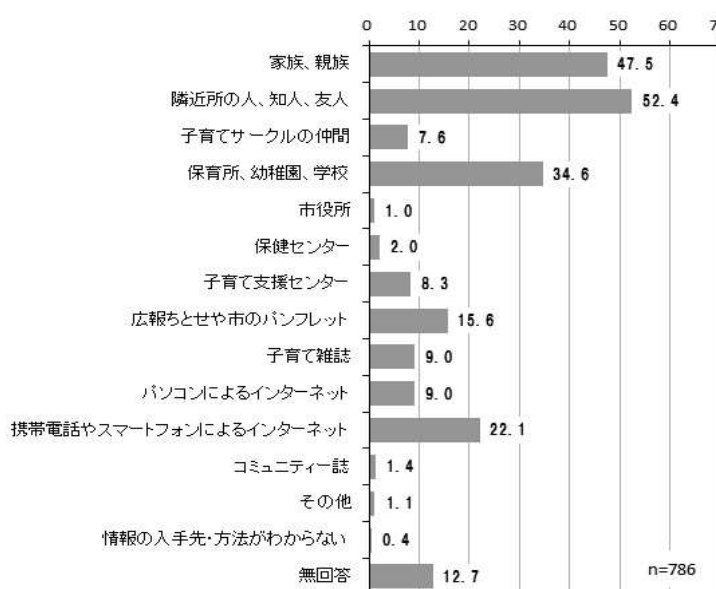
【小学生】 調査票 問9



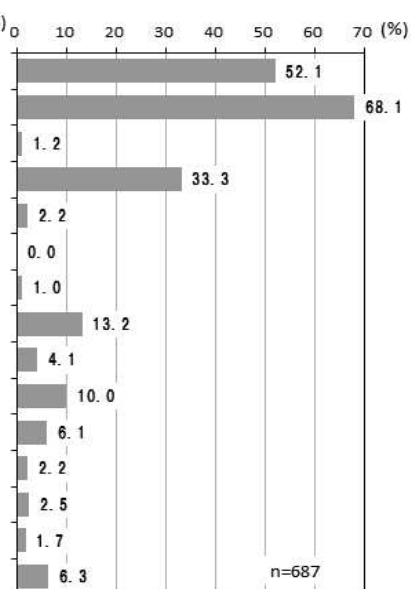
子育てに関する情報は、親族、知人に次いで「保育所や幼稚園、学校」から

子育てに関する情報の入手先としては、就学前の子どもの保護者、小学生の保護者とも、「隣近所の人、知人、友人」、「家族、親族」について3番目に多いのが「保育所、幼稚園、学校」となっています。また、就学前の子どもの保護者は、小学生の保護者より、「携帯電話やスマートフォンによるインターネット」で情報を得る機会が多くなっています。

【就学前】 調査票 問12



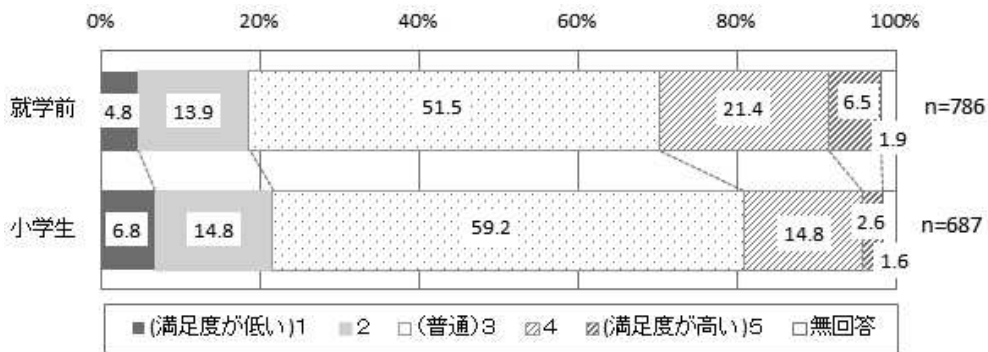
【小学生】 調査票 問12



**就学前の子どもの保護者の「子育ての環境や支援の満足度」は高くなっています**

子育ての環境や支援に対する満足度（5段階評価）について、点数化（5点満点：普通＝3点）すると、「就学前」が3.11点、「小学生」が2.91点と、「就学前」の方がやや満足度が高くなっています。

**[就学前] 調査票 問 13 [小学生] 調査票 問 13**

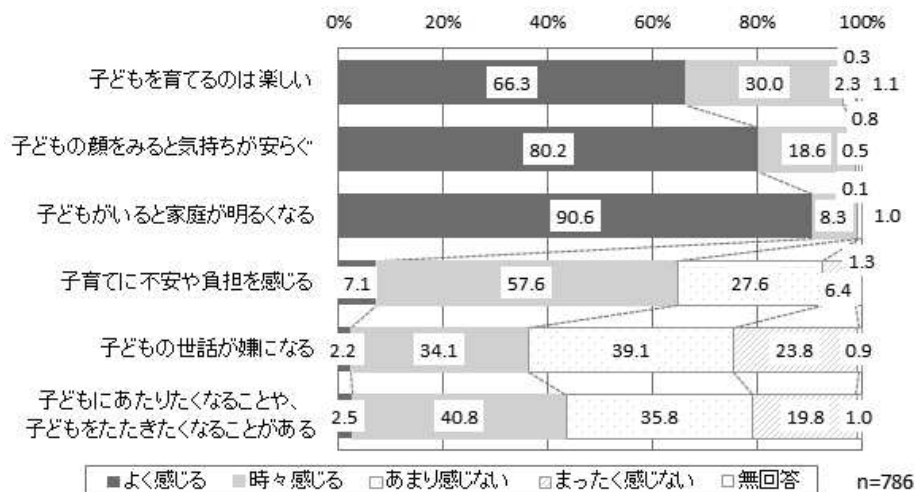


**子育ては「楽しい」と感じる一方、「不安や負担」と感じる保護者も6割以上**

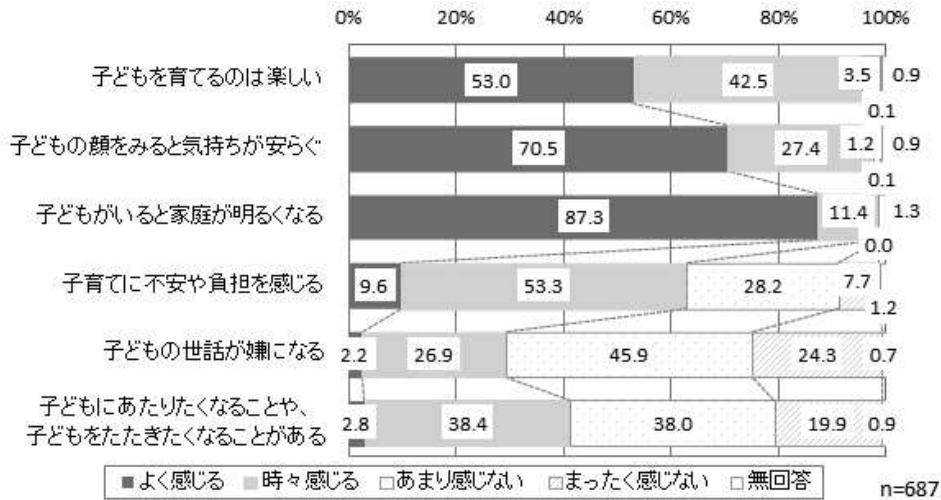
子育てをされていて感じることとして、「就学前」、「小学生」ともに95%以上が“子どもを育てるのは楽しい”“子どもの顔を見ると気持ちが安らぐ”“子どもがいると家庭が明るくなる”と感じています。（それぞれ、“よく感じる”と“時々感じる”の合計。）

“子育てに不安や負担を感じる”は「就学前」では64.7%、「小学生」では62.9%、“子どもの世話が嫌になる”は「就学前」では36.3%、「小学生」では29.1%、“子どもにあたりたくなることや、子どもをたたきたくなることもある”は「就学前」では43.3%、「小学生」では41.2%となっています。（それぞれ、“よく感じる”と“時々感じる”の合計。）

**[就学前] 調査票 問 14**



**[小学生] 調査票 問 14**

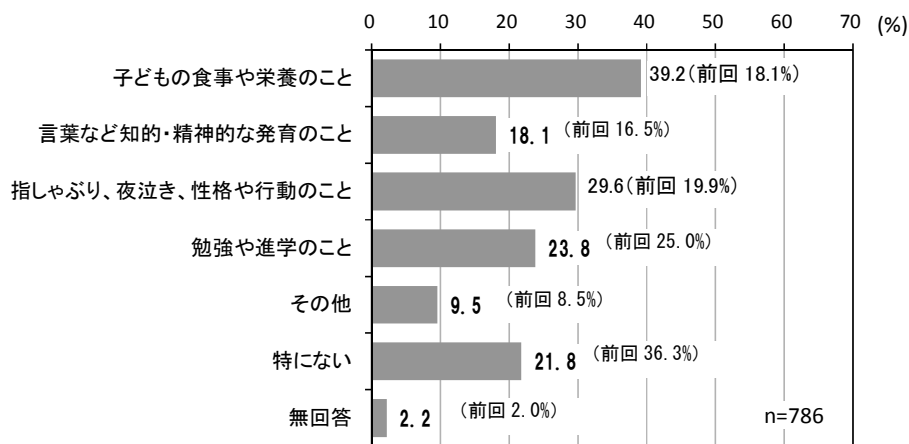


**子育てで悩むことは、就学前の子どもでは「食事や栄養」、小学生は「勉強や進学」**

子どものことでの不安や悩みとしては、「就学前」では“子どもの食事や栄養のこと”が最も多く 39.2%、次いで“指しゃぶり、夜泣き、性格や行動のこと” 29.6%、“勉強や進学のこと” 23.8%となっています。平成 20 年度に実施した「千歳市子育て支援計画（後期計画）策定のためのアンケート調査」で設けた同様の設問結果との比較で差が明らかなものは、“子どもの食事や栄養のこと” 21.1 ポイント増（前回 18.1%），“指しゃぶり、夜泣き、性格や行動のこと” 9.7 ポイント増（前回 19.9%）、一方で“特にない”は 14.5 ポイント減（前回 36.3%）となります。

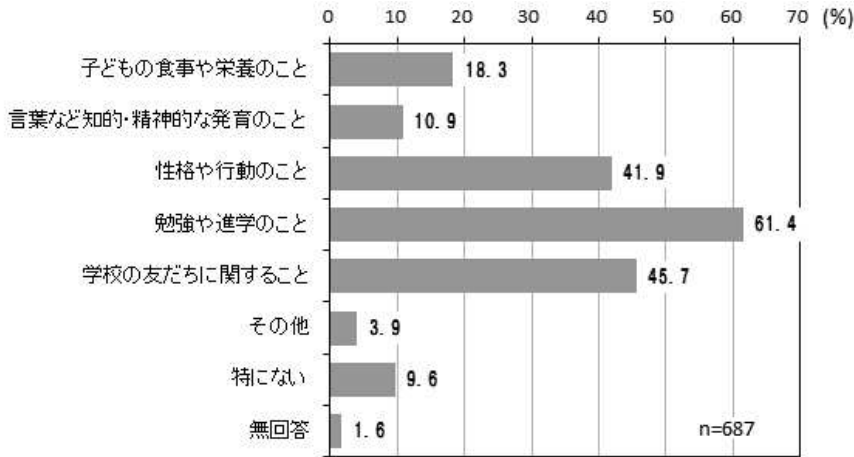
「小学生」では“勉強や進学のこと”が最も多く 61.4%、次いで“学校の友だちに関すること” 45.7%、“性格や行動のこと” 41.9%となっています。

**[就学前] 調査票 問 15 ア**



※（ ）内は、平成 20 年度に実施した「千歳市子育て支援計画（後期計画）策定のためのアンケート調査」の結果数値です。

[小学生] 調査票 問 15 ア



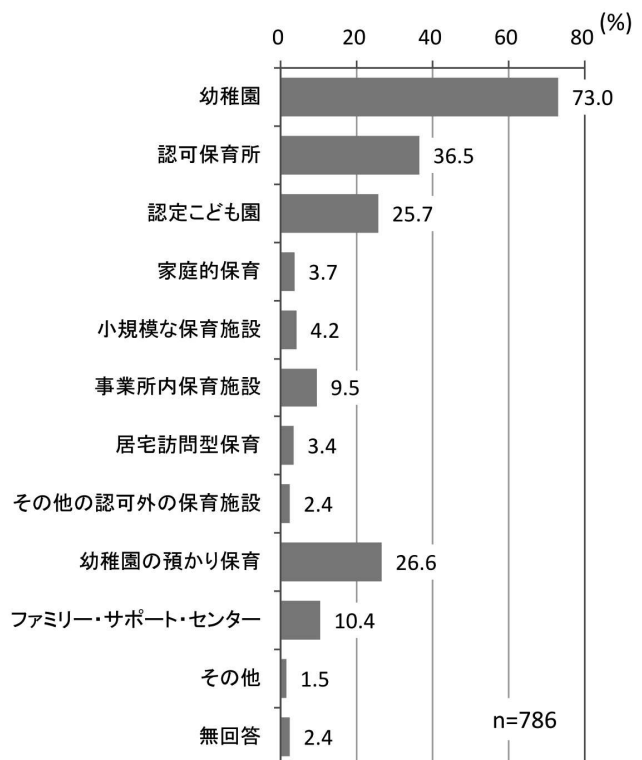
**「認定こども園」を求める声は、25.7%**

就学前の子どもの保護者について、幼稚園や保育所など、教育・保育事業の利用希望（複数回答）は、幼稚園が 73.0%、認可保育所が 36.5%と多く、割合的には、幼稚園利用児童数、認可保育利用児童数と同じ状況（25 ページ参照）ですが、一方で、市内には調査時点で設置されていない「認定こども園」の利用を希望する保護者が 25.7%となっています。

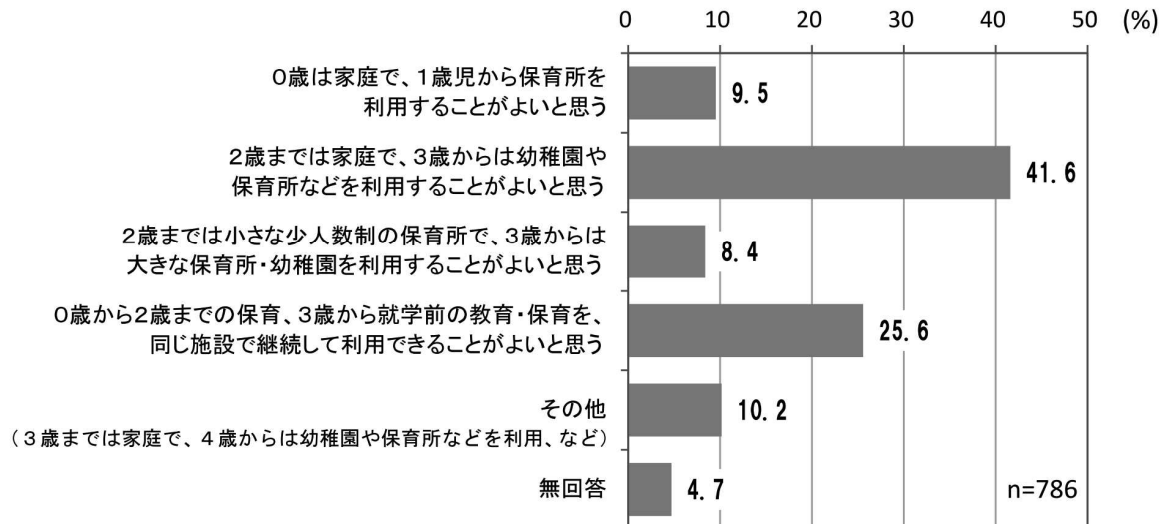
また、“教育・保育施設の入所についての望ましい姿”について質問したところ、「2歳までは家庭で、3歳からは幼稚園や保育所などを利用することがよいと思う」が 41.6%と最も多くなっていましたが、次いで「0歳から2歳までの保育、3歳から就学前の教育・保育を、同じ施設で継続して利用できることが良いと思う」の割合が 25.6%という結果になりました。

このことは、幼稚園の利用が多い状況の中でも、子どもに同じ施設で一貫した教育・保育を受けさせたいという、「幼保一体化」を求める声が一定程度あることを示しています。

■ [就学前]教育・保育事業の利用希望【複数回答】



### ■[就学前]教育・保育施設の入所についての望ましい姿

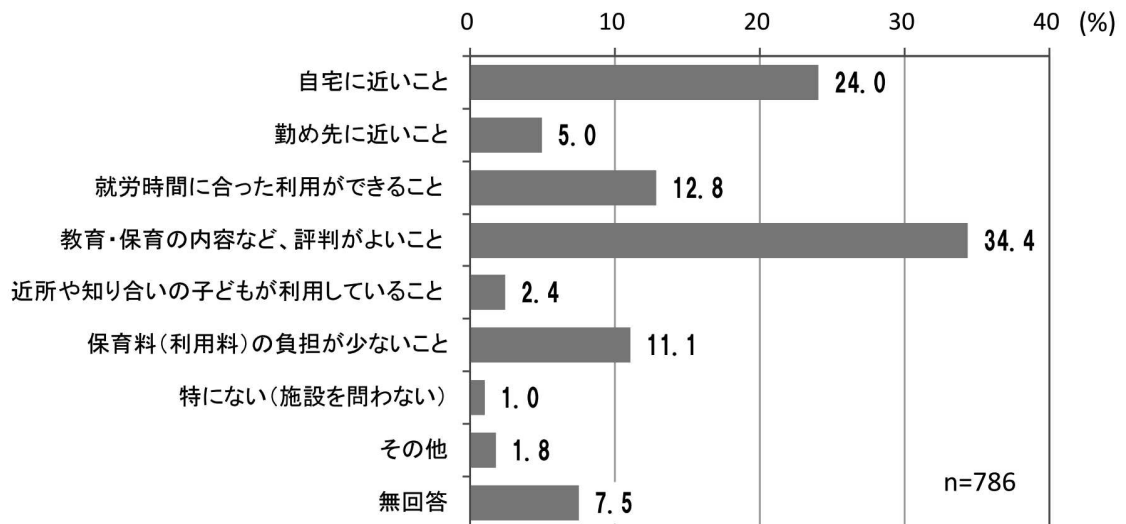


### 教育・保育施設等を選ぶ際は「内容など、評判がよいこと」が一番の判断材料

就学前の子どもの保護者が、幼稚園や保育所を選ぶ際の判断材料は、「自宅に近いこと」や「就労時間に合った利用ができること」よりも、「教育・保育の内容など、評判がよいこと」が最も多く、34.4%となっています。

保護者の住居や就労状況、経済的な負担よりも、質の高い教育・保育が求められているといえます。

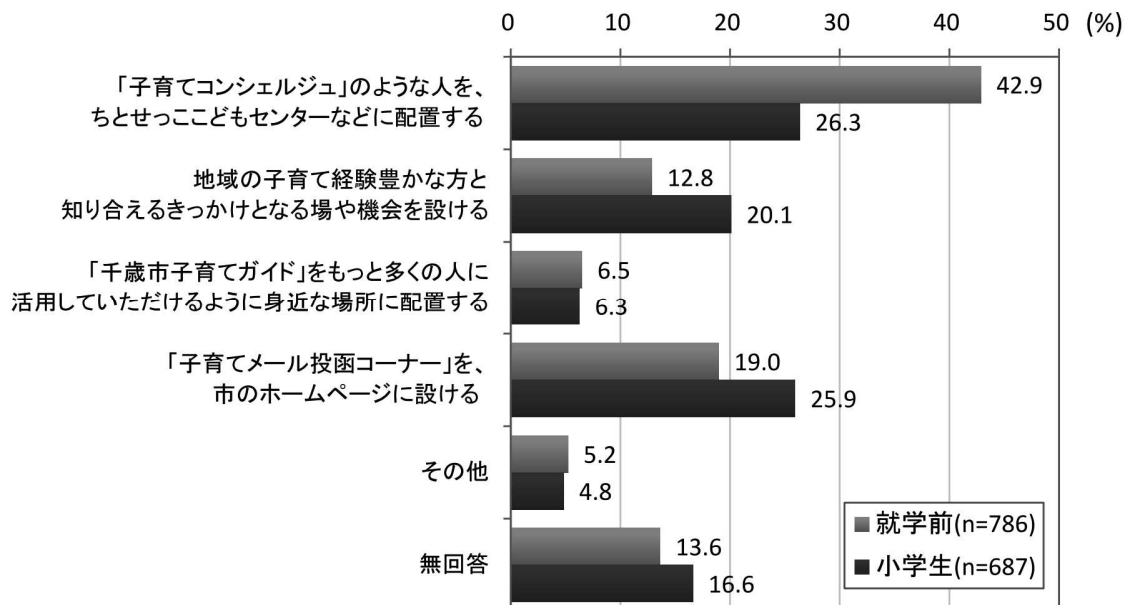
### ■[就学前]教育・保育施設等を選ぶ判断材料



## 「子育てコンシェルジュの配置」を求める声が多い

子育て支援体制について望むことを質問したところ、『子育てコンシェルジュ』のような人を、ちとせっこどもセンターなどに配置する」を求める方が、就学前の子どもの保護者で42.9%、小学生の保護者で26.3%と最も多くなっています。

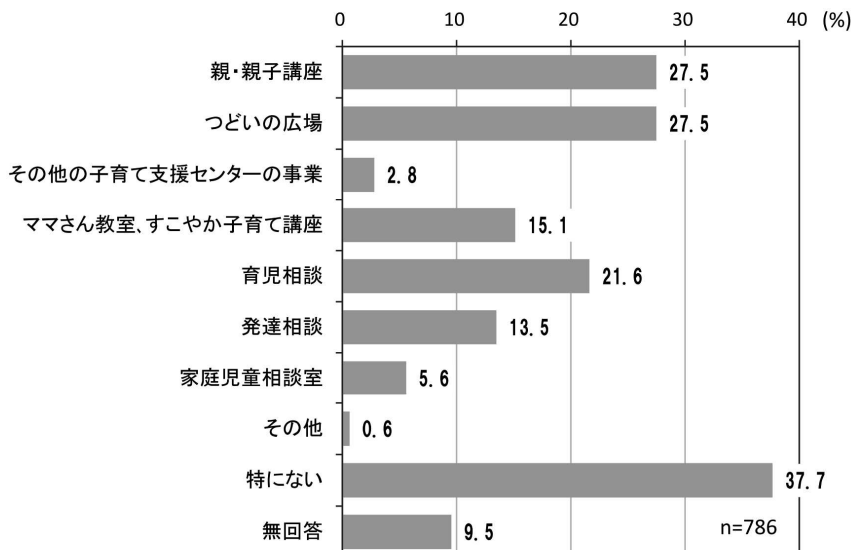
### ■ [就学前・小学生] 子育ての支援体制について望むこと



## 仕事などで利用時間が合わないが、利用したい事業は「親・親子講座」や「つどいの広場」

就学前の子どもの保護者が、仕事の関係などで、利用時間が合わないが、利用したい事業について質問したところ、地域子育て支援センターで実施している「親・親子講座」と「つどいの広場」が最も多く、それぞれ27.5%。次いで多いのは「育児相談」の21.6%となっています。

### ■ [就学前] 時間の合わない人が利用したい子育て支援事業

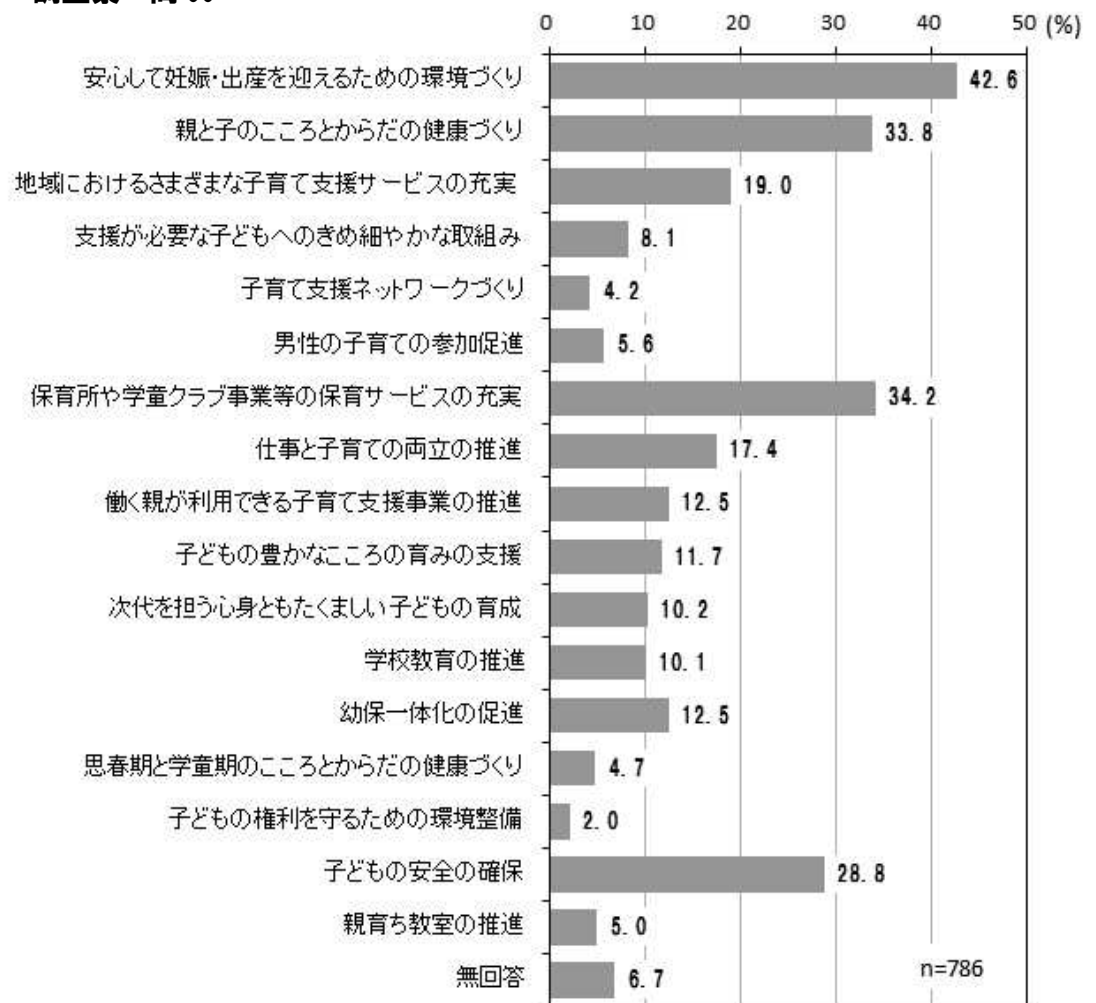


## もっと子育てしやすいまちになるために重要なこと

千歳市がもっと子育てしやすいまちになるために重要なこととしては、「就学前」、「小学生」ともに“安心して妊娠・出産を迎えるための環境づくり（妊婦健診、妊婦教室等）”が最も多く、「就学前」では42.6%、「小学生」では31.9%、次いで“保育所や学童クラブ事業等の保育サービスの充実”が多く「就学前」では34.2%、「小学生」では31.3%となっています。

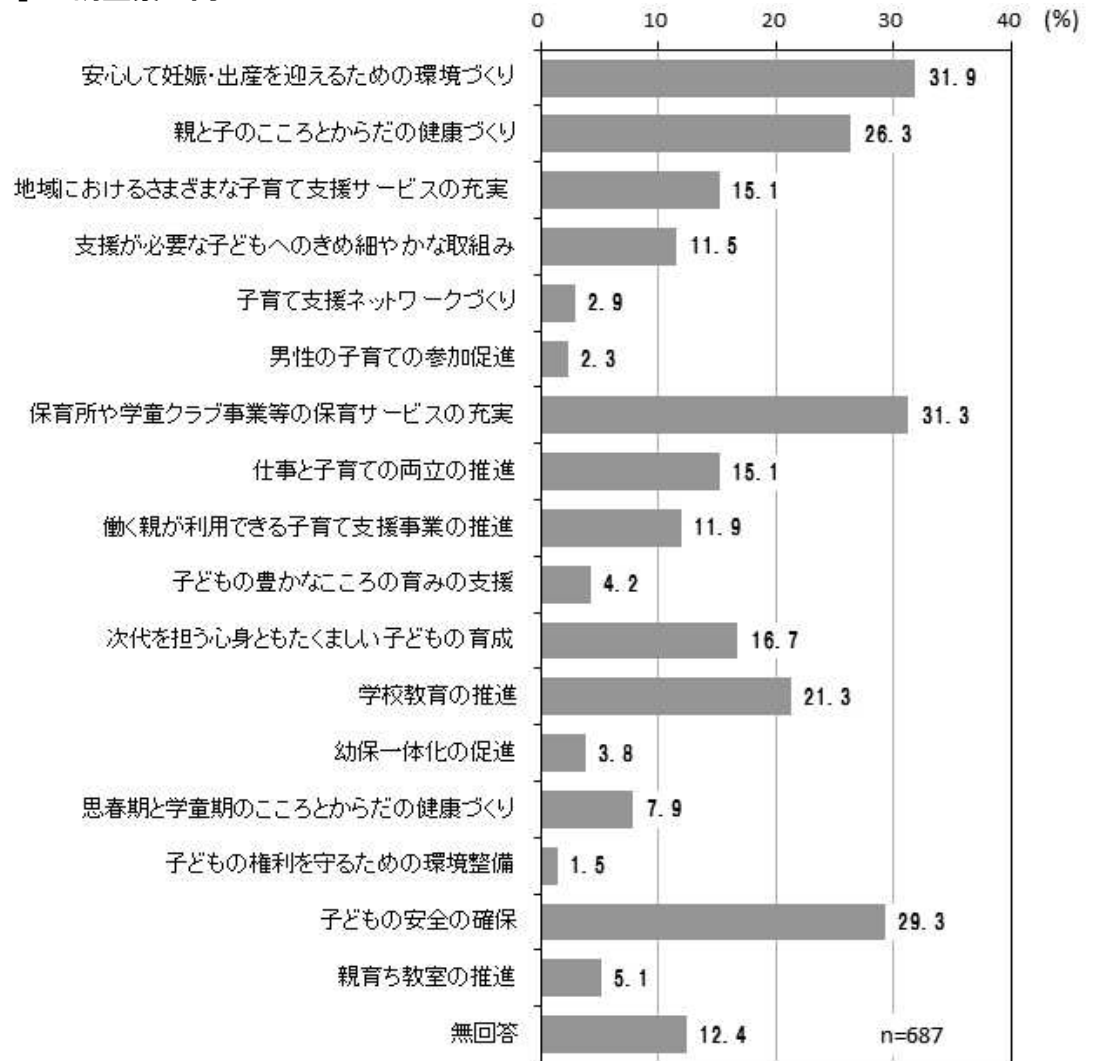
3番目に多いのは、「就学前」では“親と子のこころとからだの健康づくり（乳幼児健診、予防接種等）”で33.8%、「小学生」では“子どもの安全の確保（子ども110番の家、千歳っ子見守り隊事業）”で29.3%となっています。

### 【就学前】 調査票 問 55





[小学生] 調査票 問 38



② こども療育課の事業を利用している子どもの保護者に対する（仮称）千歳市子ども・子育て支援事業計画のためのアンケート調査（平成 26 年 3 月）の結果から

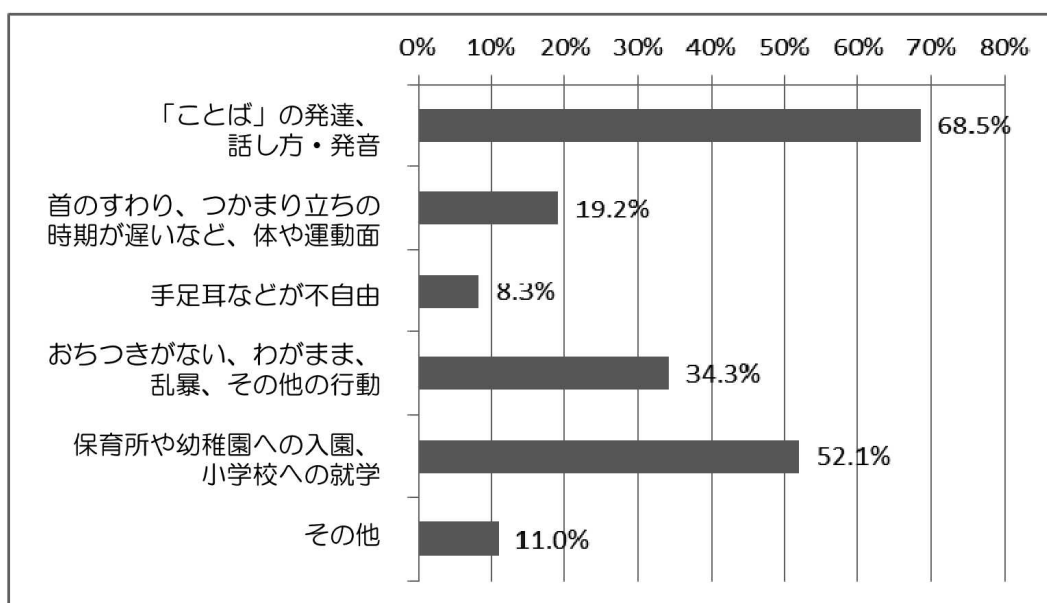
「千歳市子ども・子育て支援アンケート」では障がい児や発達障がい等の子どもの保護者の意見を十分に把握することができないことから、これら特別の配慮が必要な子どもに関わる教育・保育の調査を実施しました。

調査の対象（母集団）	実施方法	回収率
療育部門のサービス（発達相談を含む）を利用する就学前の子どもや利用経験がある子どもの保護者	◇こども通園センター利用者 150 人 ※利用者用ポストを通じて配布	36.5%
	◇発達相談室等の利用者 50 人 ※窓口に設置	

子どもについて気になることは「ことばの発達」、「入園、就学」などが多い状況

子どもについて気になることは、「『ことば』の発達、話し方・発音などが気になる」という人が最も多く 68.5%、次いで「保育所や幼稚園への入園、小学校への就学のこと」が心配（52.1%）、「おちつきがない、わがまま、乱暴、その他気になる行動がある」（34.3%）の順になっています。

■子どもについて気になること(複数回答)



## 教育・保育施設等の利用の意向についての特徴

教育・保育施設等の利用の意向については、千歳市子ども・子育て支援アンケートの調査結果と同様、幼稚園、保育所、認定こども園の順に多くなっていますが、子どもの状況別にみた場合、“子どもについて“首のすわり、つかまり立ちの時期が遅いなど、体や運動面の発達が気になる”場合で今後の利用意向に「保育所」、「一時保育」、「子育て支援センター」を選んだ人の割合が全体と比べて高くなっています。

一方で、“おちつきがない、わがまま、乱暴、その他気になる行動がある”場合で今後の利用意向に「幼稚園」を選んだ人の割合が全体と比べて高くなっています。

### ■子どもについて気になること別の今後利用したい・継続したい施設・事業(複数回答)

(%)

		n	いまのところない	今後利用したい・継続したい教育・保育施設					
				認定こども園	幼稚園	保育所	家庭的保育	事業所内保育施設	居宅訪問型保育
気になること	全体	73	26.0	5.5	35.6	23.3	0.0	0.0	5.5
	ことばの発達	50	30.0	4.0	36.0	18.0	0.0	0.0	2.0
	体や運動面	14	★7.1	7.1	28.6	☆35.7	0.0	0.0	14.3
	手足耳	6	16.7	0.0	★16.7	☆33.3	0.0	0.0	☆16.7
	行動	25	24.0	8.0	☆48.0	20.0	0.0	0.0	4.0
	入園、就学	38	28.9	7.9	34.2	23.7	0.0	0.0	10.5
	その他	8	★12.5	0.0	★25.0	★12.5	0.0	0.0	0.0

(%)

		n	その他認可外保育施設	今後利用したい・継続したい事業					
				幼稚園の預かり保育	ファミリー・サポート・センター	一時保育	子育て支援センター	その他	無回答
気になること	全体	73	2.7	11.0	6.8	8.2	15.1	5.5	6.8
	ことばの発達	50	4.0	12.0	6.0	6.0	14.0	6.0	6.0
	体や運動面	14	0.0	7.1	0.0	☆21.4	☆28.6	7.1	14.3
	手足耳	6	0.0	★0.0	0.0	16.7	16.7	0.0	16.7
	行動	25	4.0	20.0	12.0	8.0	12.0	4.0	4.0
	入園、就学	38	5.3	13.2	10.5	7.9	7.9	2.6	7.9
	その他	8	0.0	★0.0	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5

☆「全体」より10ポイント以上高い。

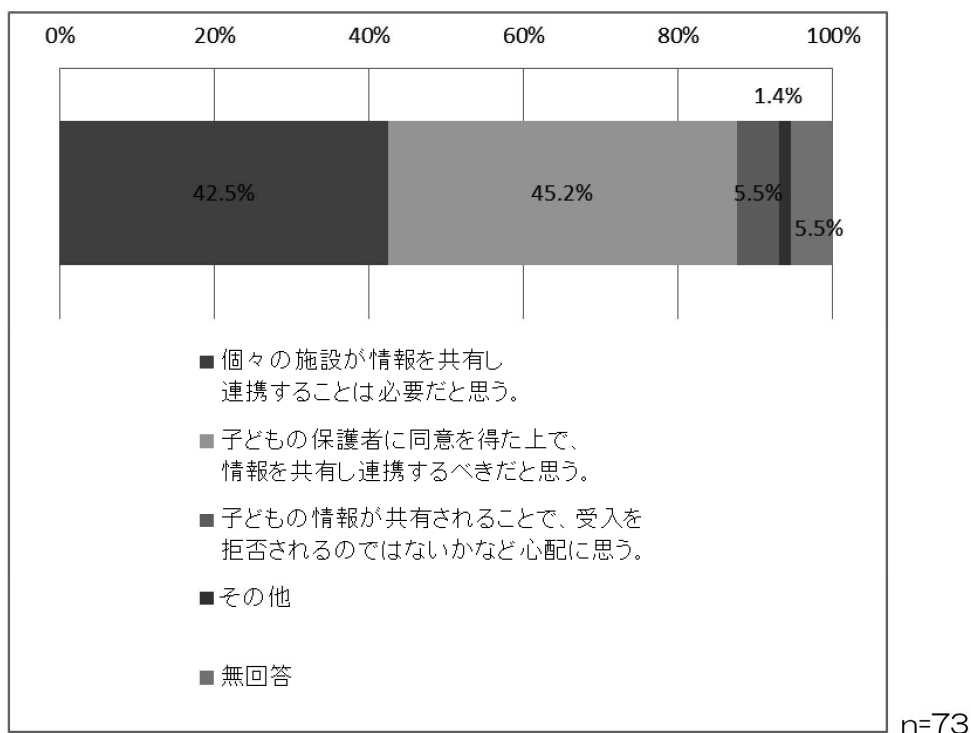
★「全体」より10ポイント以上低い。

## 市の療育サービスと教育・保育施設の「情報の共有と連携」の必要性について

市の療育サービスと、幼稚園、保育所などとの連携について質問したところ、「子どもの保護者に同意を得た上で、情報を共有し連携するべきだと思う」が最も多く45.2%、次いで「個々の施設が情報を共有し連携することは必要だと思う」が42.5%となっており、子どもの教育・保育のために、市の療育サービスと、教育・保育施設との情報の共有や連携を求める意向が示されています。

### ■療育サービスと、幼稚園、保育所などとの連携についての意見

(1) 新しい子ども・子育て支援制度では、特別な支援が必要な子どもが、保育所などのサービスを利用する際には、公立、私立を問わずこれらの施設は、必要に応じて、子ども療育機関や相談窓口などと連携し、子どもの様子などの必要な情報を共有して、専門的な支援と円滑な受入を行うよう配慮することが望ましいとされています。このことについてどのように考えますか。

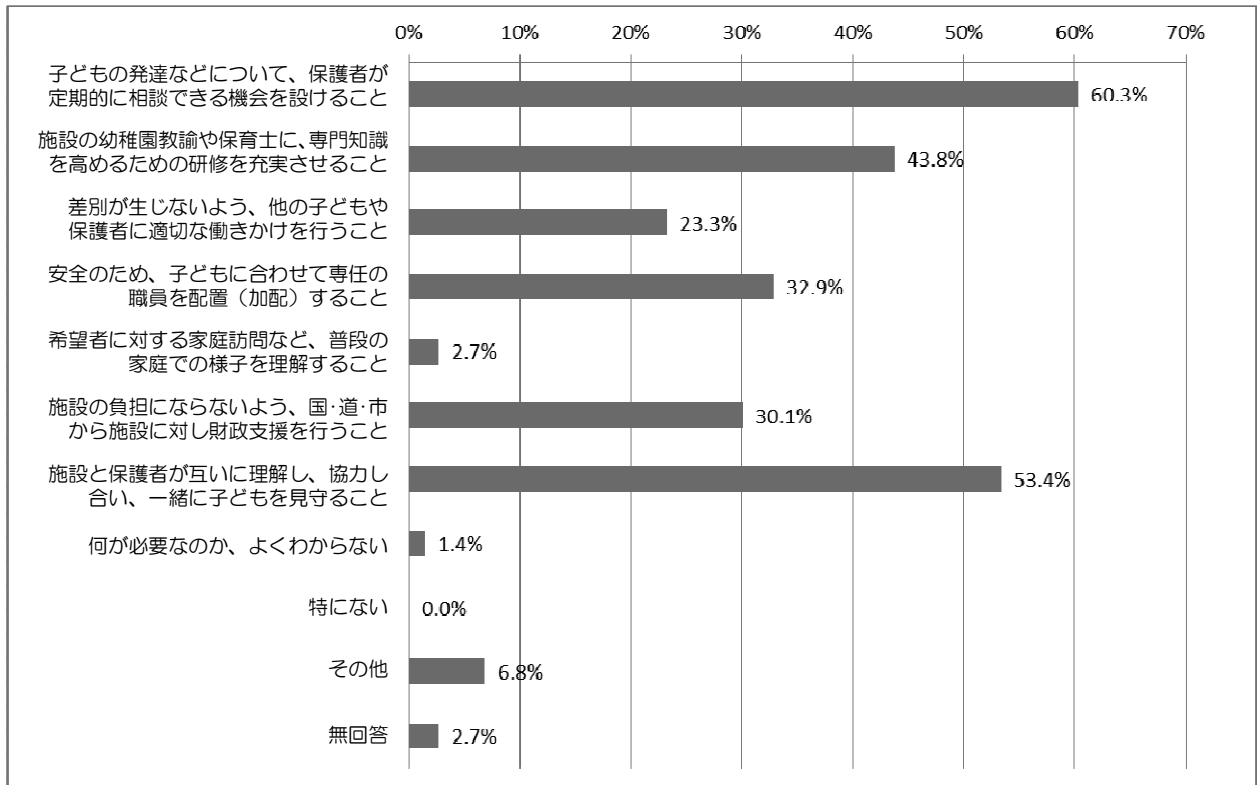


※「その他」を選択した人で（ ）内に記載された内容は、「専門性のない保育者による不適切な保育をされないための取組が必要」（1件）となっています。

## 教育・保育に必要なことは、「定期的な相談機会」と「一緒に子どもを見守る姿勢」

保育所や幼稚園などで、特別な支援が必要な子どもの教育・保育を進めていく上で必要だと思うことは、「子どもの発達などについて、保護者が定期的に相談できる機会を設けること」が最も多く60.3%で、次いで「施設と保護者が互いに理解し、協力し合い、一緒に子どもを見守ること」が53.4%となっています。

■保育所や幼稚園での教育・保育に必要なこと



n=73

### ③ 企業における仕事と家庭の両立支援に関するアンケート調査（平成26年4～5月）の結果から

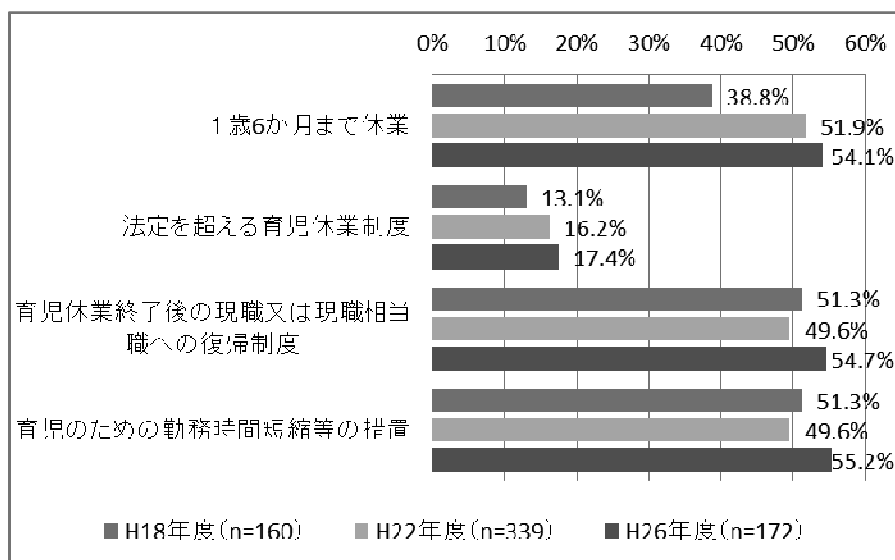
子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、「仕事と家庭の両立支援」に関し、民間事業者に対する意識啓発を含め、具体的施策の検討に資することを目的に、市内の事業所を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査の対象（母集団）	実施方法	回収率
市内の事業所	◇4月21日配布の「商工千歳」に併せて調査票を2,000票配布	8.6%
	◇FAXにより回収	

#### 事業所における「育児休業制度等の規定の有無」について

就業規則等に育児休業制度の規定があると回答した事業所は、「育児休業制度」の「1歳6か月まで休業」（54.1%）、「育児休業終了後の現職または現職相当職への復帰制度」（54.7%）、「育児のための勤務時間短縮等の措置」（55.2%）で過半数を占めています。また、「法定を超える育児休業制度」が規定に有ると回答した事業所は17.4%となっています。

#### ■就業規則等に規定する育児休業制度等の内容



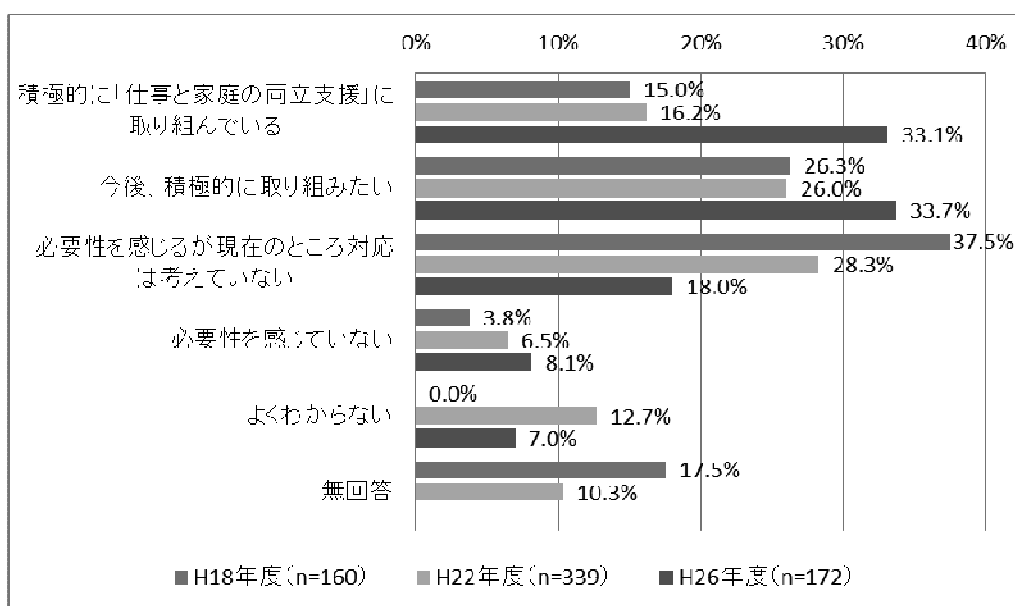
## 事業所の仕事と家庭の両立支援に対する取組

両立支援の取組については、「今後、積極的に取り組みたい」が33.7%で最も多くなっています。

過去の調査と比較すると、「積極的に『仕事と家庭の両立支援』に取り組んでいる」が特に大きく増えています。

「必要性を感じるが現在のところ対応は考えていない」または「必要性を感じていない」と回答した事業所のうち、60.0%が「取り組む費用や人に余裕がない」と回答しています。

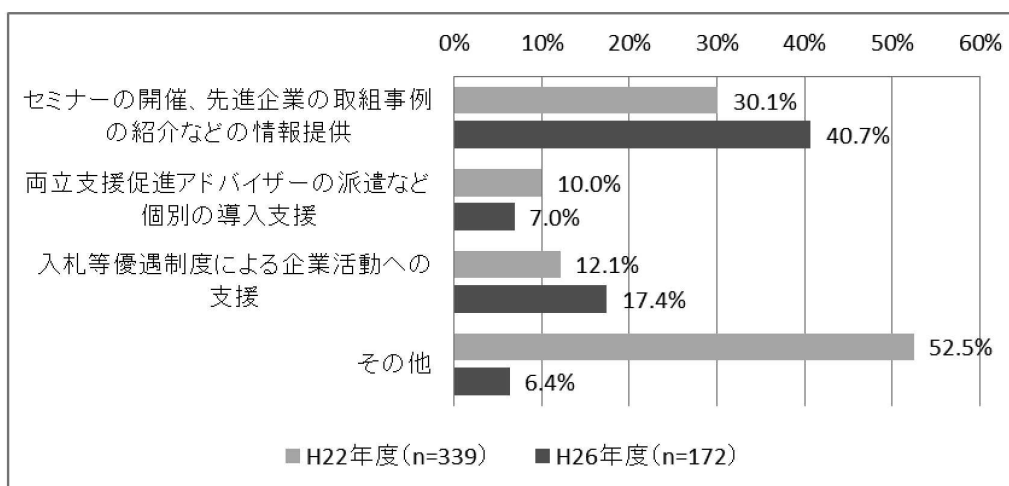
### ■仕事と家庭の両立支援の取組状況（複数回答）



## 仕事と家庭の両立支援に関する効果的な取組は、「セミナーや取組事例の情報提供」

仕事と家庭の両立推進のため、行政からの支援として効果的だと思うことについては、「セミナーの開催、先進企業の取組事例の紹介などの情報提供」の割合が40.7%で最も多くなっています。

### ■行政からの支援として効果的だと思うこと



## 2. 子育て支援施策の現状

### (1) 千歳市子育て支援計画（後期計画）の進捗状況・評価

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成22年度から平成26年度までの5年間の市町村行動計画として、現行計画「千歳市子育て支援計画（千歳市次世代育成支援対策推進行動計画）（後期計画）」を策定し、その実現に向けて取り組んでいるところです。

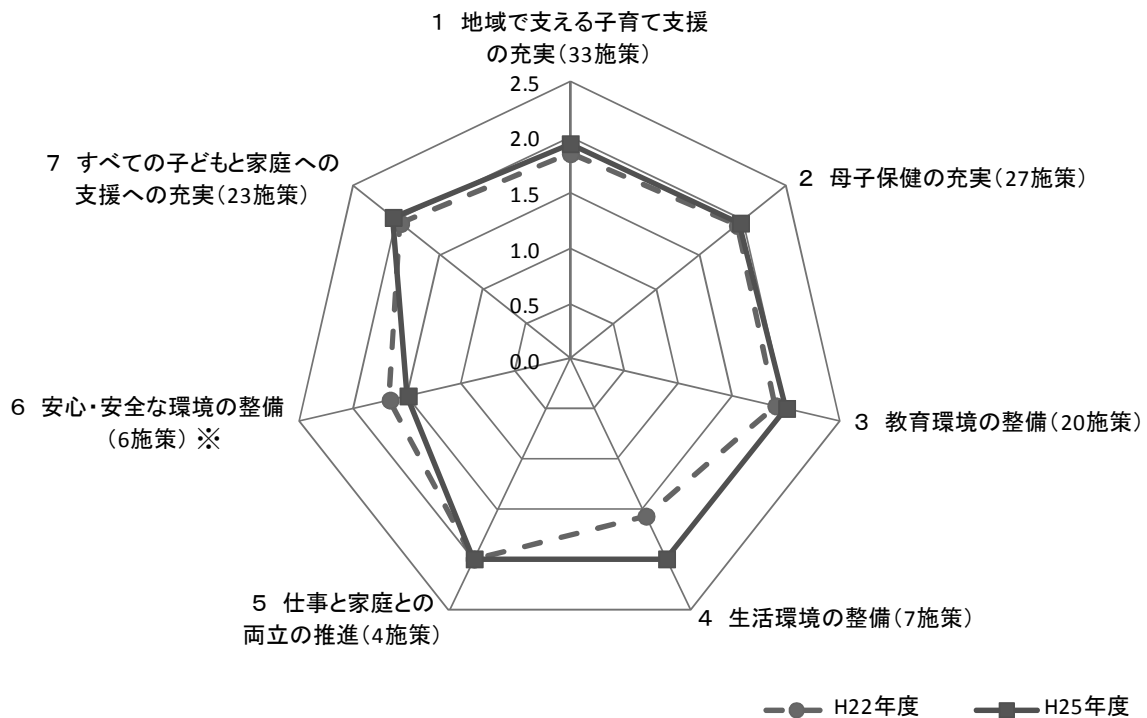
現行計画を推進するために、毎年度、計画の実施状況を把握し、市のホームページに報告書を掲載しています。

計画初年度である平成22年度と平成25年度末の基本目標ごとの進捗状況は、下のグラフのとおりです。

全体的には、概ね計画どおりに進捗しており、施策は着実に推進されています。

#### ■千歳市子育て支援計画（後期計画）の進捗状況

進捗状況	指数
計画以上に進捗	3
計画どおり進捗	2
一部実施、目標値未到達	1
未実施	0



(グラフの数値は、各施策の平均指数)

※「6 安心・安全な環境の整備」が他の基本目標より低い理由は、指標に掲げた「千歳っ子見守り隊支援事業」、「不審者情報携帯メール配信事業」における登録件数が目標値に達していないことが主な理由となっています。



### 3. 今後の課題

さまざまな子育てニーズへの対応や子育て課題の解決・改善にあたっては、以下のような課題があることを踏まえた取組が求められます。

ただし、これらの課題の多くについては次世代育成支援行動計画に基づく子育て施策においてもすでに取り組んでいることから、本計画では、市民のニーズ・意向を踏まえた一層の工夫や推進体制の整備が必要であることを、今後の施策課題として認識する必要があります。

#### 課題1 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推進

女性の就労の増加や核家族化等により保育ニーズが増加している中、都市部を中心に保育所の待機児童問題が生じており、本市の保育所においても、定員を超えた受入が常態化しています。一方で、幼稚園については利用者数が増加傾向にありますが、利用者数が定員を下回っている状況となっています。

新制度では、地域における保育・教育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず、すべての子ども・子育て家庭へ質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。

千歳市子ども・子育て支援アンケート調査結果では、4人に1人が「就学前の教育・保育を同じ施設で継続して利用できる」ことを望んでいるように、今後は、幼児期の教育・保育を一体的に提供することができる幼保連携型認定こども園の推進が求められています。

また、保護者が教育・保育の施設・事業を選ぶ判断材料としては「教育・保育の内容など、評判がよいこと」を重視していることから、一層の教育・保育の質の向上を図る必要があります。

#### 課題2 安心できる妊娠・出産・子育て

妊娠や出産、子育ては母親の負担が大きく、千歳市子ども・子育て支援アンケート調査結果では、64.7%の方が「子育てに不安や負担を感じる」と回答しています。

また、本市の女性の有配偶率は高水準で、特に25～34歳ではその傾向は顕著です。若い世代の妊娠・出産・子育ては、不安を覚えることが多く、今後こうした世代に対するサポートを手厚く行う必要があります。

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには健康に関する知識の習得や健診による疾病の早期発見・予防、不安や負担を軽減する相談体制の整備とともに、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない子育て支援の実施及び関係機関の連携を図ることが重要となります。

### 課題3 健全に子どもが成長できる環境と子育て力の向上

少子化、都市化、生活様式や意識の変化などにより、遊びなどを通した子ども同士の活動、地域の方々や自然・文化等とふれあう機会が少なくなっており、子どもたちは自ら体験することで学び、成長することが難しくなっています。

このような中、本市では、子どもが健全に成長できるよう、また、家庭の子育て力の向上を図る取組を実施してきましたが、今後も引き続き取組を進め、豊かな人間性や自立心を育み、児童の健全な育成に努めることが重要です。

### 課題4 地域ぐるみでの子育て支援

本市は、全国・北海道水準に比べて男性・女性ともに30歳代までの人口比率が高く、平均年齢も男性=39.9歳、女性=42.8歳（H22国勢調査）という「北海道で一番若いまち」であるほか、児童人口比率は、北海道水準、全国水準より高くなっており、「子ども・子育て世帯が多いまち」です。一方で、6歳未満の子どもがいる世帯の核家族の占める割合は9割以上と高い水準にあります。

子どもの生活の基本の場は家庭ですが、近年、全国的な核家族化の進行や近隣関係の希薄化などにより、子育てに対する負担感や不安感が生じていることから、家庭における子育て力を向上する取組が求められています。転出・転入が多い本市では、こうした傾向が色濃く表れており、子育ては家庭が基本であることを前提に、すべての子どもと家庭を地域全体で支える取組が不可欠です。

### 課題5 ワーク・ライフ・バランスの推進

子育てと仕事の両立、いわゆるワーク・ライフ・バランスを推進することで、子育てをしやすいまちづくりを進めます。特に、本市においては、25歳以降で女性の就業率が低い傾向にあります。今後、共働き世帯に対する取組などを強化し、ワーク・ライフ・バランスの推進をめざします。

その際には、北海道が実施する施策や、北海道労働局、地域の企業のほか、子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に連携し、本市の実情に応じた取組を進めることが必要になります。

## 課題6 子育て環境の変化に応じたサービスの充実

転入者が多く、また、核家族が多いなどの千歳市の特徴に鑑み、どのような支援を受けたら良いかわからず、また、身近に相談する親族や知人が少ないなどの理由から、子育ての孤立感を抱える保護者に対する支援が求められています。

子育て世帯が多いという本市の実情を踏まえ、将来のまちの発展を見据えるためにも、子どもを持つことを希望する人が安心して子どもを生み育てられるよう、そして、子育ての喜びを実感できるまちをめざし、乳児期から高校生までの子育て環境の変化において、子ども・子育て支援に切れ目が生じないように、きめ細かな取組を進める必要があります。

## 課題7 安全な生活環境の整備

子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てをするため、安全で、ゆとりがあり、子育てに適した住環境の整備が求められており、千歳市子ども・子育て支援アンケート調査結果では、本市が今よりも子育てしやすいまちとなるために重要なこととして、3割の方が「子どもの安全」を望んでいます。

今後も引き続き、道路交通環境の向上や地域全体での子どもの見守りに努め、子どもや子ども連れの親が安心して外出できるようにまちづくりを考えていく必要があります。

## 課題8 特別の配慮が必要な家庭への子育て支援

すべての子どもが健やかに成長できるように、児童虐待防止に向けた体制を強化するとともに、いじめや不登校、児童虐待など、心のケアを必要とする子どもに対する相談体制の充実を図る必要があります。

また、こども療育課の事業を利用している子どもの保護者に対し実施したアンケート調査からは、障がいのある子どもも、他の子どもと同じ幼稚園や保育所の利用を希望する声が多く、これら教育・保育施設の利用にあたっては、「保護者が定期的に相談できる機会を設けること」や「施設と保護者が互いに理解し、協力し合い、一緒に子どもを見守ること」が求められています。

さらに、子育てと仕事を一人で両立させなければならないひとり親家庭、保護を要する子ども、障がい等の配慮が必要な子どもなど、さまざまな状況にある子どもや家庭が、子ども・子育てに関わる施設や事業を円滑に利用していくための体制の整備や支援内容の充実を図る必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方



# 1. 子ども・子育てビジョン（基本理念）

子どもは、将来の千歳市を担う大切な宝であり、子どもの幸せは市民全体の願いです。

子ども・子育て支援法が法の目標に掲げる「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことは、市の政策を考える上で不変的なテーマあり、時代に合った子育て家庭の要請に応え、当市に相応しい子育て施策を展開することは、少子化に歯止めをかけ、よりいっそう飛躍するための最重要事項の一つであります。

このことから、本計画では、「子どもの視点」、「子育て家庭と地域の視点」、「千歳の将来の視点」の3つのビジョン（基本理念）を掲げます。

## 基本理念1 すべての子どもが健やかに育つまち

**子どもの最善の利益が実現されるまちづくりをめざします。**

0歳から就学までの乳幼児期は、しっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成し、人との関わりや基本的な生きる力を得るための人間形成の基礎を培う大切な時期です。

就学後の学童期は、心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められながら、育まれるための環境を整備することが大切です。

また、中高校生においても、次代の親となる世代としての認識のもとに、豊かな人間性を育み、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った関わりが必要です。

こうした、子どもの成長の段階に応じた育ちや個性を踏まえて、一人一人の子どもにとって適切で質の高い環境づくりを進めることで、すべての子どもが健やかに育つまちをめざします。

## 基本理念2 すべての家庭が安心して子育てできるまち

**保護者が喜びと安心を実感できる地域全体で子育てを支えるまちをめざします。**

本来、子育ては、保護者が子どもに限りない愛情を注ぎ、尊い命に感謝し、日々の成長の姿に感動しながら、親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みであり、家庭は、そのための中心となる場所です。

一方で、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭や非正規雇用の増加など、子どもを取り巻く家庭環境は変化しています。このような現状においては、家庭の中のみならず、地域や社会全体が、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるなどの支援が大切です。

保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもとで、子育ての権利を享受することができるよう、そして、保護者が自己肯定感を持ちながら、喜びを感じ、安心して子育てをできるよう、地域全体で子育てを支えるまちづくりをめざします。

### **基本理念3 子育て世代に選ばれるまち**

#### **子ども・子育ての視点から将来の千歳の発展をめざします。**

少子化の進展に伴う人口減少は全国の自治体における重要な課題として受け止められている中、市は、平成 26 年度から、人口が減少してから少子化対策を実施するのではなく、新制度を先取りする形で、基本コンセプトを「子どもの健やかな成長」、「子育て世代の移住・定住促進」、「女性の就業機会の拡充」、「住民のワーク・ライフ・バランスの向上」、「家庭や地域での子育て力の向上」と定める“子育てするなら、千歳市”の施策を展開しています。

本計画においても、“子育てするなら、千歳市”の考え方に即し、地域全体が子育て世代を応援する取組として、当市で子育て中の親が「もう一人子どもを産み、育てたい」と感じる施策や、次代を担う若い世代が「千歳市で子育てをしたい」と願う環境づくりを進めることで、子育て世代に選ばれるまちづくりをめざします。

## 2. 基本目標

子ども・子育て支援法の「基本指針」及び次世代育成支援対策推進法の「市町村行動計画策定指針」を踏まえ、これまでの「子育て支援計画」からの施策を継続するとともに、千歳市の将来を見据えた独自の施策展望を加えて、次の8つの基本目標を定めます。

### 基本目標1 地域の子ども・子育ての支援

保護者の就労状況等に関わらず、すべての子ども・子育て家庭に対する質の高い幼児教育・保育の提供や地域の子ども・子育て支援事業を充実するため、教育・保育施設や事業実施に関する計画的な提供体制の確保のほか、地域のネットワークづくりや地域の人材養成などを推進します。

### 基本目標2 母親と子どもの健康増進

保健、医療、福祉などさまざまな分野が連携し、保護者と子どもの健康の増進を図る保健対策を充実するとともに、子どもの心身の健やかな成長を支援するため、それぞれの発達状況に応じた取組を推進します。

### 基本目標3 子どもが健やかに育つ教育環境と子育て力の向上

次代の担い手であるすべての子どもが健やかに成長し、豊かな心や生きる力を伸ばすことができるよう、学校、家庭、地域など、さまざまな分野が連携し、効果的な取組を推進することで、子どもの健全な育成を図り、また、家庭や地域における子育て力の向上のための取組を推進します。

### 基本目標4 子育てを支援する生活環境づくり

すべての子どもとその保護者がのびのびと安心して生活ができるように、子育てに配慮した良好な居住環境の確保を図るとともに、道路やさまざまな施設、公園などを利用しやすい環境に整備し、安全で快適に暮らせる子育てにやさしいまちづくりを推進します。



## 基本目標 5

### ワーク・ライフ・バランスの推進

すべての子育て家庭が多様なライフスタイルにあわせて働きながら、安心して子育てができるように、事業者、家庭、地域などさまざまな分野が連携し、仕事と家庭の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

また、性別による固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、女性が働きやすく、男女が協力して家庭を築き、子どもを育てる環境づくりを推進します。

## 基本目標 6

### 子育て環境の変化に応じた切れ目のない支援

家庭を持ち、子どもを持ちたいと願う人の希望を実現し、安心して生み育てられる基盤を整備するため、千歳市の特徴を踏まえ、他市町村からの転入や子どもの成長の過程など、子育て環境の変化に応じて、子ども・子育ての支援が途切れることのないよう、子育て家庭への情報発信、施設・事業の利用者支援、転入してきた子育て家庭に対する訪問支援など、きめ細かな支援を推進します。

## 基本目標 7

### 子どもを守る安全なまちづくり

すべての子どもと子育て家庭が安心し安全な生活を営むため、家庭、学校、地域などが連携し、社会全体の共通認識のもとで、子どもを交通事故や犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

## 基本目標 8

### 援助が必要な子ども・子育て世帯への支援

すべての子どもが健やかに成長できるように、児童虐待防止に向けた体制を強化するとともに、いじめや不登校、児童虐待など、心のケアを必要とする子どもに対する相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の支援のほか、障がい（発達障がいを含む）のある子どもの支援を行なうなど、援助が必要な子ども・子育て世帯への支援を推進します。

### 3. 教育・保育提供区域

#### (1) 「教育・保育提供区域」とは

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

#### (2) 現在の認可保育所と中学校区の域内利用状況

認可保育所に通園している子どもの数と中学校区の間を関係を表にすると次のようになります。

【子どもの居住地と利用施設の関係】

単位：人／( )内は%

認可保育所	中学校区	利用している子どもが居住する中学校区								計
		千歳中	青葉中	東千歳中	駒里中	富丘中	北斗中	向陽台中	勇舞中	
北栄保育所	千歳中	130	14	2	0	16	39	2	11	214
千歳春日保育園		(65.0)	(9.7)	(100.0)	(-)	(8.8)	(24.8)	(3.1)	(7.7)	(24.0)
住吉保育園	青葉中	1	82	0	0	15	0	0	1	99
		(0.5)	(56.9)	(-)	(-)	(8.2)	(-)	(-)	(0.7)	(11.1)
末広保育所	富丘中	49	32	0	0	133	27	1	51	293
つくし保育園		(24.5)	(22.2)	(-)	(-)	(73.1)	(17.2)	(1.6)	(35.9)	(32.9)
あざさつくし保育園										
北斗保育園	北斗中	15	3	0	0	4	65	2	9	98
		(7.5)	(2.1)	(-)	(-)	(2.2)	(41.4)	(3.1)	(6.3)	(11.0)
向陽台保育園	向陽台中	3	3	0	0	0	2	59	0	67
		(1.5)	(2.1)	(-)	(-)	(-)	(1.3)	(92.2)	(-)	(7.5)
アリス保育園	勇舞中	2	10	0	0	14	24	0	70	120
		(1.0)	(6.9)	(-)	(-)	(7.7)	(15.3)	(-)	(49.3)	(13.5)
		200	144	2	0	182	157	64	142	891

※ 幼稚園では、個々の施設の通園バスが市内を巡回していることから、居住地と同じ中学校区内での利用の割合は認可保育所より低いと考えられます。

#### (3) 千歳市における教育・保育提供区域

域内利用率や施設配置の状況等を踏まえながら、本市においては、教育・保育提供区域を次のように設定します。

① 《教育・保育施設や地域型保育事業》についての教育・保育提供区域を『市街周辺地区（向陽台地区以外）』と『向陽台地区』との2つのエリアで設定します。

(理由 1) 2 地区が地理的に分かれていること、2 地区を結ぶ道路が、真町泉沢大通と道道泉沢新千歳空港線の 2 路線であり連結性が低いこと。

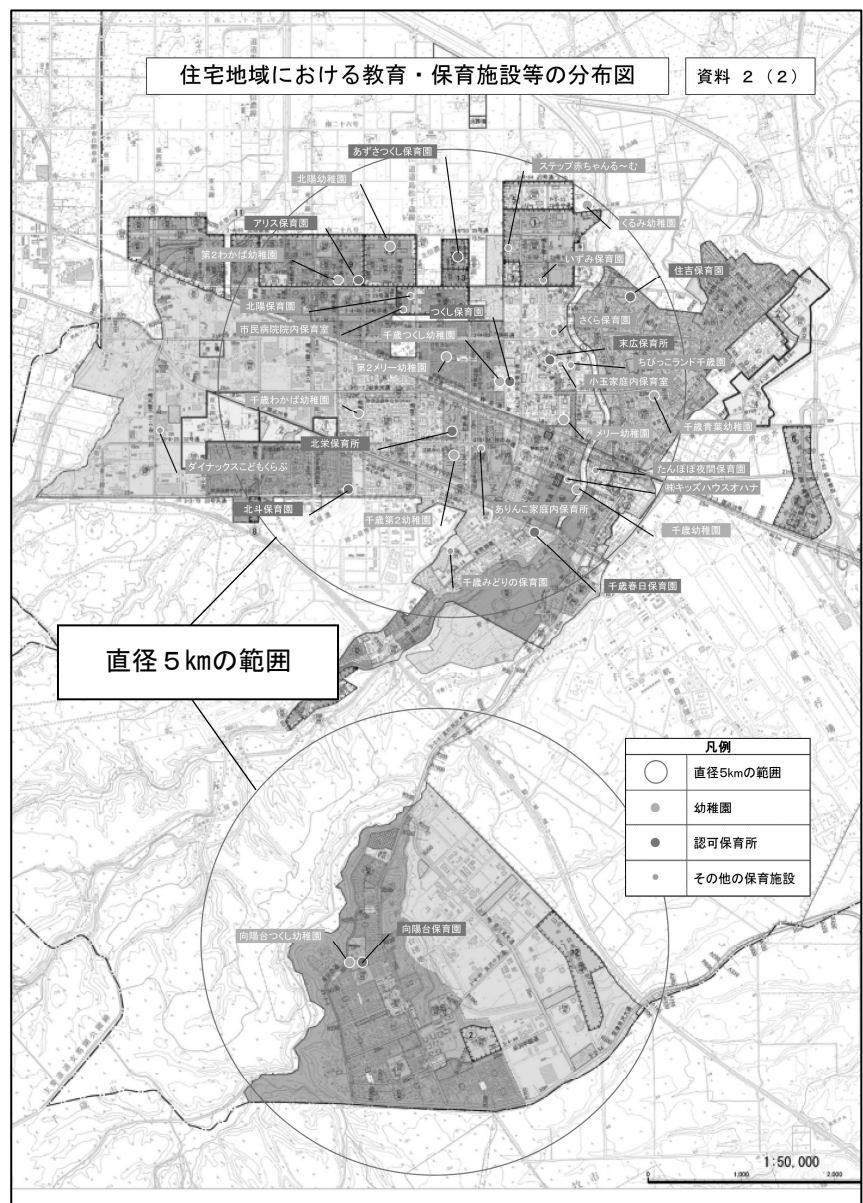
(理由 2) 2 地区とも直径 5 km (※) の範囲内に教育・保育施設が分布していること。

※「直径 5 km」… 一般的に自家用車での送迎が 20 分以内で可能な距離  
(時速 30km×0.33 時間 (20 分) =約 10km 片道換算 5 km)

(理由 3) 向陽台中学校区については、域内利用率が 92.2%であり、校区内での完結性が高いが、向陽台以外の中学校区については、居住地と同じ中学校区内での利用割合に 41.4%から 73.1%とバラツキがあり、必ずしも校区内での完結性が高いとはいえないこと。

**② 《地域子ども・子育て支援事業》 についての教育・保育提供区域を『千歳市全域 (行政区)』として設定します。**

(理 由) 平成 27 年度以降の「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられる各種事業は、市が実施主体として、個々の事業の利用実態を踏まえた事業展開を行うものであり、各事業により、市内 1 か所で実施することが良いものと複数箇所での実施が必要となるものがあります。このことから、千歳市全域を提供区域として設定します。



## 4. 将来の子ども人口

将来人口は、住民基本台帳及び外国人登録原票の各年4月1日の実績データ（H22～H26）に基づいており、1歳以上の性別年齢別の人口については、コーホート変化率法（性別1歳階級別）を用い推計し、0歳児の人口については市の過去の出生人口と15～49歳女子人口との比率（女性子ども比）により推計しています。

### （1）将来人口

本市の総人口は、平成26年の94,700人が、計画最終年度である平成31年には95,789人にまで増加するものと見込まれています。

なお、0～14歳の年少人口については、増減を繰り返しながらも減少傾向となっており、平成26年の13,708人（14.5%）が、平成31年には13,458人（14.0%）にまで減少するものと予測されています。

（単位：人）

	現況	推計				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	94,700	94,974	95,230	95,464	95,662	95,789
子ども人口 (0～17歳)	16,505	16,442	16,365	16,273	16,254	16,204
年少人口 (0～14歳)	13,708	13,704	13,674	13,626	13,519	13,458
就学前	5,512	5,445	5,426	5,412	5,389	5,403
0歳	910	910	906	902	895	886
1～2歳	1,794	1,785	1,825	1,821	1,813	1,802
3～5歳	2,808	2,750	2,695	2,689	2,681	2,715
小学生	5,497	5,470	5,448	5,478	5,480	5,413
低学年	2,720	2,780	2,766	2,779	2,720	2,667
高学年	2,777	2,690	2,682	2,699	2,760	2,746
中学生	2,699	2,789	2,800	2,736	2,650	2,642
高校生	2,797	2,738	2,691	2,647	2,735	2,746
子ども 人口比率	17.4%	17.3%	17.2%	17.0%	17.0%	16.9%
年少 人口比率	14.5%	14.4%	14.4%	14.3%	14.1%	14.0%

※現況の平成26年は4月1日現在の人口分布

(外国人を含む推計)

## (2) 地区別の将来児童数

### 【市街周辺地区】

就学前の子ども人口(0～5歳)については、平成26年の5,170人から平成31年には5,104人へと、70人程度の減少が見込まれます。

小学生人口(6～11歳)については、同期間に5,032人から途中増減はあるものの、5,015人へと、20人程度の減少が見込まれます。

	現況	推計				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	84,901	85,211	85,513	85,786	86,030	86,248
子ども人口 (0～17歳)	15,048	15,063	15,064	15,043	15,065	15,053
年少人口 (0～14歳)	12,635	12,667	12,668	12,650	12,570	12,554
就学前	5,170	5,119	5,096	5,097	5,084	5,104
0歳	863	866	863	861	856	849
1～2歳	1,692	1,684	1,723	1,723	1,719	1,712
3～5歳	2,615	2,569	2,510	2,513	2,509	2,543
小学生	5,032	5,011	5,031	5,047	5,053	5,015
低学年	2,491	2,543	2,561	2,569	2,522	2,468
高学年	2,541	2,468	2,470	2,478	2,531	2,547
中学生	2,433	2,537	2,541	2,506	2,433	2,435
高校生	2,413	2,396	2,396	2,393	2,495	2,499
子ども 人口比率	17.7%	17.7%	17.6%	17.5%	17.5%	17.5%
年少 人口比率	14.9%	14.9%	14.8%	14.7%	14.6%	14.6%

(単位：人)

(外国人を含む推計)

### 【向陽台地区】

就学前の子ども人口(0～5歳)については、平成26年の342人から平成31年には299人へと、40人程度の減少が見込まれます。

小学生人口(6～11歳)についても、同期間に465人から398人へと、60人程度の減少が見込まれます。

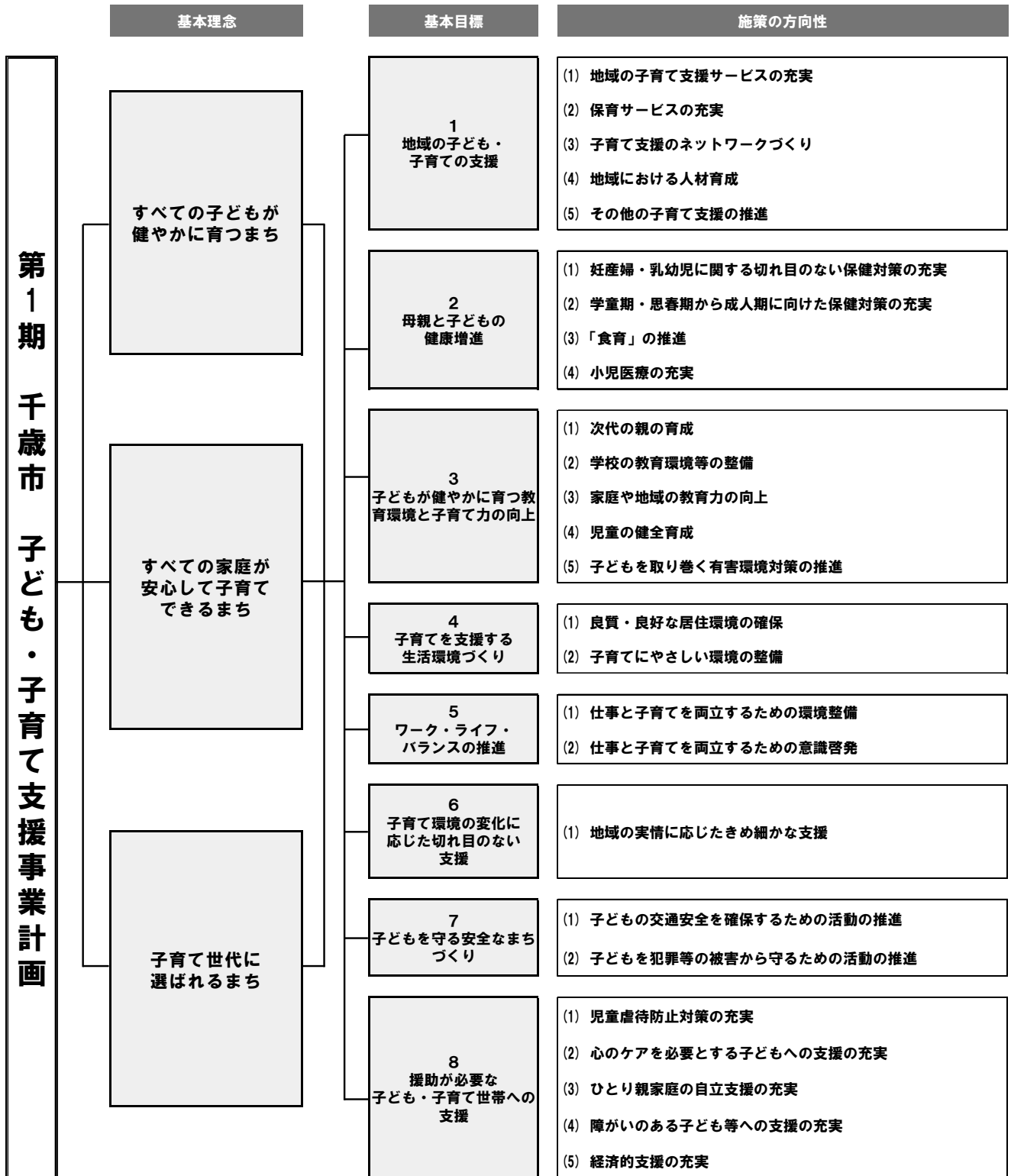
	現況	推計				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	9,799	9,763	9,717	9,678	9,632	9,541
子ども人口 (0～17歳)	1,457	1,379	1,301	1,230	1,189	1,151
年少人口 (0～14歳)	1,073	1,037	1,006	976	949	904
就学前	342	326	330	315	305	299
0歳	47	44	43	41	39	37
1～2歳	102	101	102	98	94	90
3～5歳	193	181	185	176	172	172
小学生	465	459	417	431	427	398
低学年	229	237	205	210	198	199
高学年	236	222	212	221	229	199
中学生	266	252	259	230	217	207
高校生	384	342	295	254	240	247
子ども 人口比率	14.9%	14.1%	13.4%	12.7%	12.3%	12.1%
年少 人口比率	11.0%	10.6%	10.4%	10.1%	9.9%	9.5%

(単位：人)

(外国人を含む推計)

# 5. 施策の体系

本計画の施策の体系は、次のとおりです。



## 6. 主要施策

日本全体が人口減少社会となる中で、少子化の進展に伴う人口減少はどの自治体にとっても大きな課題です。

市は、平成 26 年度から新制度を先取りし、定住促進策の一つとして、“子育てするなら、千歳市”の施策に順次取り組んでいます。

市は、次に掲げる 14 の優先度の高い施策や先進性の高い独自事業を、本計画における「主要施策」に位置付けて推進することとします。

### 主要事業 1 学童クラブ事業の拡充

保護者の就労等により留守家庭となる児童が利用する「学童クラブ」の対象学年を平成 26 年度から小学 4 年生まで拡大し、定員を 300 人増員しました。平成 27 年度からは子ども・子育て支援制度の施行に合わせ、小学 6 年生まで拡大します。

### 主要事業 2 「ランドセル来館」の導入

保護者の就労、介護、出産などで、保護者が留守になる子どものために、放課後にランドセルを背負ったまま児童館に直接来館できる登録制の「ランドセル来館」を全ての児童館で実施します。(利用料は無料)

### 主要事業 3 「中高生タイム」の導入

全児童館の開館時間を 1 時間延長し、中高生の専用時間(17:30~18:30)を設定することで、中高生が楽しめる居場所づくりや自主的な活動を支援します。また、中高生同士の語りや親や先生以外の大人とのふれあいを通して人としての成長につなげます。

### 主要事業 4 公立子育て施設による「子育てブログ」の導入

地域子育て支援センター、保育所、児童館、こども通園センターの公立子育て施設がインターネットサービスのブログを活用し、積極的な情報発信を行うことで、保護者が安心して保育サービス等を利用できる環境づくりを進めます。

### 主要事業 5 「ランチデー・ランチタイム」の導入

地域子育て支援センター及び児童館で子育て中の親子がお弁当を食べながら交流する「ランチデー」や、児童館で子育てサークル等がお弁当を食べながら交流する「ランチタイム」を実施します。

## 主要事業6 子育て支援中核施設の拡充

「地域子育て支援センター」、「学童クラブ」、「児童館」などの機能を持つ子育て支援の中核施設として「千歳市北新子育て支援センター（愛称・げんきっこセンター）」を設置し、乳幼児から高校生まで楽しめる子育て環境の充実を図ります。

## 主要事業7 「児童館まつり」の拡充

子ども、保護者、ボランティア、町内会、民生委員児童委員、福祉団体、教育機関など幅広い年代の市民が参加する市内すべての児童館合同の「児童館まつり」を開催し、イベントを通じて異なる世代の交流を図ります。

## 主要事業8 幼保連携型認定こども園の普及促進

質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供を目的として、市は公立保育所を幼保連携型認定こども園に移行し、あわせて民間の教育・保育施設の幼保連携型認定こども園への移行を促進します。

## 主要事業9 地域子育て支援センターの拡充（3か所 → 10か所）

市内3か所の地域子育て支援センターに加え、市内7か所の各児童館で地域子育て支援拠点事業（連携型）を実施し、「自宅から遠い」、「車がない」などの理由で利用しづらい親子のニーズに対応して地域子育て支援センターの拡大を図ります。

## 主要事業10 「ホームスタート（訪問型子育て支援）」の導入

イギリスで発祥した「ホームスタート」（訪問型子育て支援）を参考として、転出入が多く、身近に相談できる相手が少ないという当市の特徴に対応し、市の職員が転入後間もない家庭を定期的に訪問し、保護者に寄り添い、子育ての悩みや孤立感の解消を図ります。

## 主要事業11 「ちとせ子育てコンシェルジュ」の導入

新制度で新たに創設された「利用者支援事業」です。ちとせっこセンターとげんきっこセンターに子育てコンシェルジュをそれぞれ配置し、教育・保育施設や幅広い子育てサービスの情報収集・提供を行うなど、きめ細かな支援を実施します。

## 主要事業12 障がい児のための「インクルージョン保育」の導入

社会全体で障がいがある児童を支援する仕組みとして、こども通園センターの職員が認定こども園、保育所や幼稚園などを訪問して療育を提供するほか、各施設を巡回訪問して発達障がいの早期発見・早期対応に向けた取組を展開することで、教育・保育施設等での受入を促進します。



### **主要事業 13 地域子育て支援センターの休日開館の導入**

平日働いている親子や祖父母が、日曜日や祝日に子どもや孫と楽しい時間を過ごす場所として、地域子育て支援センターを休日に開設します。(ちとせっこセンターとげんきっこセンターは別の休日に開館する予定です。)

### **主要事業 14 「転入親子ウェルカム交流ツアー」の導入**

当市の就学前児童のいる世帯のうち、約 35%は居住5年未満であることから、転入した子育て世代を歓迎するため、市の多目的バスを利用して親子同士がふれあい、知り合うきっかけづくりを目的とする事業を実施します。

## 第4章 量の見込みと提供体制の確保等



# 1. 教育・保育

## (1) 教育・保育給付の概要について

新制度では、「施設型給付」と「地域型保育給付」の2つの給付制度に基づき、認定こども園、保育所、幼稚園や小規模保育など(※1)に対する財政支援の仕組みが共通化されます。

これらの教育・保育を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて2つの給付が行われ、施設・事業を利用することができます。

認定区分	給付の種類	給付を受ける施設等
●1号認定子ども 満3歳以上の就学前の子どもで、教育を希望する場合	施設型給付	幼稚園(※2) ----- 認定こども園
●2号認定子ども 満3歳以上の就学前の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	施設型給付	保育所 ----- 認定こども園
●3号認定子ども 満3歳未満の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	施設型給付 ----- 地域型保育給付	保育所 ----- 認定こども園 ----- 小規模保育など(※1)

## (2) 教育・保育の現状と今後の確保方策について

### 教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

#### ■ 現在の定員と利用児童数の状況

※ 市内には平成26年度現在認定こども園はありません。

市街地周辺地区		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
幼稚園	認可定員	1,980	2,010	2,010	2,090	2,090
	利用児童数	1,642	1,697	1,714	1,762	1,781
保育所	認可定員	750	750	780	780	780
	利用児童数	738	792	811	824	825
向陽台地区		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
幼稚園	認可定員	210	210	210	210	210
	利用児童数	157	143	165	158	150
保育所	認可定員	75	75	75	75	75
	利用児童数	73	74	66	67	63

(単位：人、各年5月1日現在)

#### (用語解説)

※1「小規模保育所など」… 認可定員が6～19人の小規模保育事業、1～5人の家庭的保育事業、事業所の従業員の子ども(地域の子どもも含む)に対する事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業をいいます。

※2「(新制度の教育・保育給付を受ける)幼稚園」… 新制度の教育・保育給付を受けない幼稚園に対しては、これまでどおり私学助成と就園奨励費補助が行われ、1号認定を受ける必要がありません。

## ■ 確保の方策

---

### ① 保育所から幼保連携型認定こども園への移行促進及び定員の見直し

幼児教育と保育の一体的利用に対する需要に応え、また、質の高い教育・保育サービスの平準化を図るため、保育所からの幼保連携型認定こども園(※1)への移行を促進します。また、保育所における認可定員の見直しを行い、恒常的な定員超過の解消を図ります。

### ② 幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行促進

①と同様に、幼稚園からの幼保連携型認定こども園への移行を促進し、保育枠の拡大を図ります。

その際、3歳未満児の受入を行うため調理室などの施設整備を要する場合、必要に応じて、国の施設整備に関する補助事業等を活用し財政支援を行うことで、低年齢児の受入を促進します。

また、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行と併せて、2号及び3号認定子どもの受入に伴う「延長保育事業」の実施について普及促進を図ります。

### ③ 認定こども園における一時預かり事業の実施促進

認定こども園では、1号認定子どもによる教育標準時間(※2)の利用と併せて、教育課程終了後または長期休業中に子どもを預けたいというニーズが想定されます。

保護者の就労形態などに応じた多様な保育サービスを提供するため、認定こども園への移行と併せて「一時預かり事業(幼稚園型)(※3)」の実施について普及促進を図ります。(給付を受けない幼稚園については、私学助成(※4)による預かり保育が実施されます。)

## ■ 量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期

---

地域型保育事業と併せて、64～66ページの「認定区分ごと、教育・保育提供区域ごとの量の見込みと確保方策の実施時期」参照。

---

#### (用語解説)

※1「幼保連携型認定こども園」… 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設。平成27年度施行が予定される改正認定こども園法の施行による新しい認定こども園で、認可の基準は「幼稚園または保育所の高い水準を引き継ぐこと」を基本としています。

※2「教育標準時間」… 幼稚園、認定こども園における4時間を標準として学則等により各施設で定める教育課程に係る時間をいいます。これを超える時間の利用は、一時預かり事業(幼稚園型)の対象となります。

※3「一時預かり事業(幼稚園型)」… 基本的に、特定教育・保育施設が在籍園児を対象として行う教育標準時間前後の預かりについて、委託または補助を行う市町村事業(地域子ども・子育て支援事業)。

※4「私学助成」… 子ども・子育て関連3法案に対する国会の平成24年8月10日付け附帯決議では、「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」とされています。

## 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など）

### ■ 現在の定員と利用児童数の状況

地域型保育事業は、新制度により新たに創設された事業類型ですが、従来から市は、これらの事業類型に類似する公立の認可外保育施設の整備及び運営のほか、一定の基準を満たす私立認可外保育施設に対し、運営支援を実施してきました。

【市街周辺地区】※平成26年度現在、認可外保育施設は向陽台地区には設置されていません。

■ 公立の認可外保育施設	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市立認可外保育所(支笏湖、東千歳、中央、駒里など)	47	39	33	34	31
■ 私立の認可外保育施設	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
家庭内保育室	18	24	21	17	22
事業所内保育所	46	57	57	44	45
夜間保育所	10	8	6	7	8

(単位：人、各年4月1日現在)

### ■ 確保の方策

#### ① 私立認可外保育施設から地域型保育事業所への移行促進

市の定める認可基準に基づき、国の施設整備に関する補助事業等の活用により各施設の移行を含めた整備を促進し、2歳児までの比較的小規模な施設の量的拡大を図ります。

なお、市においては、保育の質の向上を確保するため、保育従事者のすべてが有資格者であることが認可の要件となる「小規模保育事業A型(※1)」や、保護者の多様な就労形態に対応するため、3号認定子どもの受入に伴う「延長保育事業」を実施可能な事業者による事業展開を促進します。

#### ② 地域の実情に応じた私立認可外保育施設の保育に対する財政支援の継続

従来から運営支援を行ってきた私立認可外保育施設のうち、開所時間などの認可要件を満たさないことで地域型保育事業所へと移行することが困難な事業者に対し、引き続き市独自の補助による運営支援を継続することで、地域の実情に応じた保育環境を確保します。

#### ③ 市立認可外保育所の実施

教育・保育施設等がない市街地から離れた農村地区や観光地区に開設している市の認可外保育所については、地域の実情に応じて、保育の必要性の認定にかかわらず柔軟な集団生活の場を提供しているほか、通年の開所期間や1日の開所時間など認可保育所と異なるサービスを提供していることから、地域の保護者の意向を尊重しながら、当面の間は市直営の認可外保育施設として運営を継続し、地域型保育事業所への移行について検討します。

### ■ 量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

教育・保育施設と併せて、64～66ページの「認定区分ごと、教育・保育提供区域ごとの量の見込みと確保方策の実施時期」参照。

(用語解説)

※1「小規模保育事業A型」… 小規模保育事業には、A型は保育従事者が全員保育士、B型は3分の2以上が保育士（それ以外は、一定の研修を修了し、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者）、C型は家庭的保育者（一定の研修を修了した保育士）を配置するなど、市独自の認可基準に基づく3つの類型があります。

### (3) 認定区分ごと、教育・保育提供区域ごとの量の見込みと確保方策の実施時期

#### 1号認定子ども（幼稚園・認定子ども園での教育標準時間の利用）

下表中の「1号」は「1号認定子ども」、「2号幼」は「保護者の就労等で本来は2号認定子どもに区分されるが、幼稚園の利用希望が強いと想定されるもの」を表します。（新制度では、両親が就労中でも2号認定ではなく、保護者の希望により1号認定を受け、教育標準時間と一時預かり事業を併用して利用することが可能です。）

（単位：人）

市街周辺地区			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
			1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
量の見込み①			1,015	817	992	799	993	800	992	798	1,005	809
確保方策	特定教育・保育施設（※1）	認定子ども園（1号枠）	140		255		255		255		255	
		幼稚園	0		0		0		0		0	
	確認を受けない幼稚園（※2）		1,790		1,650		1,650		1,650		1,650	
	計②		1,930		1,905		1,905		1,905		1,905	
不足数①-②			-98		-114		-112		-115		-91	

（不足数がマイナスの場合はニーズに対応できる供給量があることを表します。）

（単位：人）

向陽台地区			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
			1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
量の見込み①			91	45	93	46	88	44	86	43	86	43
確保方策	特定教育・保育施設	認定子ども園（1号枠）	0		0		0		0		0	
		幼稚園	0		0		0		0		0	
	確認を受けない幼稚園		160		160		160		160		160	
	計②		160		160		160		160		160	
不足数①-②			-24		-21		-28		-31		-31	

#### 【 確保方策による供給量について 】

- 2地区ともに、計画期間当初から十分な供給量が確保されます。
- 市街周辺地区について、平成27年度には複数の保育所からの幼保連携型認定子ども園への移行を見込んでいます。

#### （用語解説）

※1「特定教育・保育施設」… 施設型給付を受けることについて市町村の「確認」を受けた施設をいいます。  
 ※2「確認を受けない幼稚園」… 新制度による施設型給付を受けずに私学助成による運営を行うため、市町村の「確認」を受けない幼稚園をいいます。当該施設を利用する場合、給付の認定（1号子ども認定）を受ける必要はありません。

## 2号認定子ども（保育所、認定こども園での保育標準時間、保育短時間の利用）

下表中の「認定こども園（2号枠）」は、認定こども園における保育標準時間・保育短時間（※1）の利用の数を表します。

また、「認可外保育施設（単独補助）等」は、市が財政支援を継続する認可外保育施設の利用や、農村、観光地区の市立認可外保育施設などの利用が見込まれる数を表します。

（単位：人）

市街周辺地区		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上
量の見込み①		632	618	618	617	626
確保 方策	特定教育・ 保育施設	407	416	426	426	426
	認定こども園 (2号枠)					
	保育所	109	109	109	109	109
	認可外保育施設(単独補助)等 ※2	111	111	111	111	111
計②		627	636	646	646	646
不足数(①-②)		5	-18	-28	-29	-20

（単位：人）

向陽台地区		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上
量の見込み①		45	46	44	43	43
確保 方策	特定教育・ 保育施設	0	0	0	0	0
	認定こども園 (2号枠)					
	保育所	39	39	39	39	39
	認可外保育施設(単独補助)等	0	0	0	0	0
計②		39	39	39	39	39
不足数(①-②)		6	7	5	4	4

### 【 確保方策による供給量について 】

- 2地区ともに、計画期間当初から一定程度の供給量が確保されます。（向陽台地区については、若干の不足数となっていますが、弾力的な受入や市街周辺地区からの区域を超えた利用が想定されるため、対応可能としています。）

#### （用語解説）

※1「保育標準時間・保育短時間」… 「保育標準時間」の利用は、フルタイム就労（月当たり120時間以上の就労）などを想定した利用時間で最長11時間、「保育短時間」の利用は、パートタイム就労（月当たり48時間以上の就労）などを想定した利用時間で最長8時間をいいます。

※2「認可外保育施設（単独補助）等」… 市や北海道が一定の施設及び運営の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設や市直営の認可外保育施設。それ以外の認可外保育施設は確保方策に含まないこととされています。



### 3号認定子ども（保育所、認定こども園・地域型保事業での保育標準時間、保育短時間の利用）

教育・保育の量の見込みと確保の方策については、認定区分のほか、3号認定子どもについては、下表のとおり「0歳」、「1・2歳」に分けることとされています。

(単位：人)

市街周辺地区		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	
量の見込み①		101	406	101	415	101	415	100	414	99	412	
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園(3号枠)	36	230	34	228	34	218	34	218	34	218
		保育所	10	56	10	56	10	56	10	56	10	56
	特定地域型保育事業	家庭的保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小規模保育	30	47	45	89	45	89	45	89	45	89
		事業所内保育(※2) (「労働者枠」除く)	0	17	0	17	0	17	0	17	0	17
		事業所内保育(「労働者枠」)	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15
		居宅訪問型保育(※3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設(単独補助)等		15	70	15	70	15	70	15	70	15	70
計②		91	435	104	475	104	465	104	465	104	465	
不足数(①-②)		10	-29	-3	-60	-3	-50	-4	-51	-5	-53	

(単位：人)

向陽台地区		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	
量の見込み①		9	24	9	24	8	23	8	22	7	21	
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園(3号枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保育所	6	25	6	25	6	25	6	25	6	25
	特定地域型保育事業	家庭的保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小規模保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		事業所内保育(「労働者枠」除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		事業所内保育(「労働者枠」)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設(単独補助)等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計②		6	25	6	25	6	25	6	25	6	25	
不足数(①-②)		3	-1	3	-1	2	-2	2	-3	1	-4	

#### 【 確保方策による供給量について 】

- 2地区ともに、計画期間当初から一定程度の供給量が確保されます。(向陽台地区については、若干の不足数となっていますが、弾力的な受入や市街周辺地区からの区域を超えた利用が想定されるため、対応可能としています。)

#### (用語解説)

※1「家庭的保育」… 家庭的保育事業には、保育従事者を原則として家庭的保育者とし、家庭的保育補助者(一定の研修を修了した者)が補助を行うなどの認可要件があります。

※2「事業所内保育(「労働者枠」を除く)」… 事業所内保育所は、自社の労働者以外の保護者の子どもを受け入れる場合(地域枠を設ける場合)に、労働者枠を含めて地域型保育給付の対象となります。地域枠を設けない場合は、認可外保育施設等として市の単独補助を行います。

※3「居宅訪問型保育」… 3号認定子どもの保育を居宅で行う事業です。子ども1人に対し1人以上の保育従事者(一定の研修を修了した保育士)の配置が必要であり、確保の方策には含めていませんが、保護者の需要や他の施策の活用状況等を踏まえ、検討することとしています。

## 2. 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の概要について

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施する13の事業（11ページ参照）であり、この計画に沿って、国、北海道の交付金と市の財源により事業を実施します。なお、新制度の基本指針では、13事業のうち11事業について目標事業量を設定することとされています。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策について

#### ① 利用者支援事業

##### ■ 事業の概要

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

##### ■ 実施状況

新制度で新しく設けられた制度であり、これまでは保育所、家庭的保育などの入所申込手続の一環として市の窓口（保育課）で実施してきました。

##### ■ 確保の方策

#### ① 公立の地域子育て支援センターに「ちとせ子育てコンシェルジュ」を設置します。

市の2つの子育て支援の中核施設に、「ちとせ子育てコンシェルジュ」を配置し、それぞれの施設で実施する地域子育て支援拠点事業などと連携し、また、私立の認定こども園、保育所や幼稚園などの関係機関との連絡・調整、連携・協働を図りながら、教育・保育施設や幅広い子育てサービスの情報収集・提供により、子ども・子育て世帯の利用をサポートします。

（136ページ参照）

##### ■ 量の見込み（ニーズ量）と確保の方策の実施時期

平成27年度から、「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」の2か所に設置します。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	箇所	2	2	2	2	2
確保方策	箇所	2	2	2	2	2

## ② 地域子育て支援拠点事業

### ■ 事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するほか、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う「地域子育て支援センター」としての事業です。

### ■ 実施状況

地域における子育て支援を総合的にプロデュースするため、これまで、ちとせっこセンター、アリスこどもセンター及びげんきっこセンターの3か所に「地域子育て支援センター」を設置し、「子育てサロン」、「子育て講座」、「子育て相談」や「子育て情報」の提供のほか、地域単位で展開される「児童館行事」や「子育てサークル」などの支援を行っています。

また、ちとせっこセンター、げんきっこセンターには、子育て中の親子が立ち寄り、親子同士が子育ての悩みを相談したり、友達をつくったりする「つどいの広場」（月～土曜日の9時30分～16時30分）を開設しており、多くの親子が交流しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子育て支援センター(箇所)	2	2	2	2	3
子育て相談者数(人日)	836	901	534	374	408
つどいの広場(人日)※公立施設のみ実施	20,850	23,692	26,244	25,917	27,486
子育てサロン利用者数(人日)	3,265	2,928	2,777	2,742	2,919
育児サークル利用者数(人日)	342	1,723	3,123	4,871	4,418
育児スクール・あそびの広場利用者数(人日)	6,036	6,940	6,554	6,541	7,970
利用者数合計	31,329	36,184	39,232	40,445	43,201

※「人日」とは、年間延べ人数を表します。

### ■ 確保の方策

#### ① 保護者のニーズに対応した身近な場所に「地域子育て支援センター」を拡大します。

「自宅から遠い」、「車がない（運転できない）」など、地域子育て支援センターに行くことが困難な保護者のニーズに応えるため、市内に点在する7か所の「児童館」で地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業（連携型※1））を展開します。（90ページ参照）

#### ② 全10か所が連携し、市全体で地域の子育て支援をサポートします。

3か所の地域子育て支援センターに加え、7か所の児童館がつどいの広場、子育て相談、子育て講座を実施し、市内10か所の地域子育て支援センターが連携し、地域の子育て支援をサポートします。（90ページ参照）

#### （用語解説）

※1「地域子育て支援拠点事業（連携型）」…児童館などにおける既設の遊戯室などで実施する地域子育て支援拠点事業。専任の職員1人以上、他の児童館職員のバックアップを受けることで実施する。これまでの3か所の地域子育て支援センターは、『一般型』に分類されます。

## ■ 量の見込み（ニーズ量）と確保の方策の実施時期

平成 27 年度から、7 か所の児童館（ちとせっこセンター、げんきっこセンター内の児童館を除く）で地域子育て支援拠点事業を実施します。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人回	13,949	14,136	14,094	14,017	13,913
確保方策	箇所	10	10	10	10	10

※ 「人回」とは、月当たり延べ利用回数を表します。

## ③ 妊婦健康診査

### ■ 事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### ■ 実施状況

平成 21 年度から、妊婦一般健康診査受診票を 14 回分、超音波検査受診票を 6 回分（年齢制限なし）交付し、受診状況の把握と受診の勧奨を行っています。

### ■ 確保の方策

#### ① 引き続き事業を実施します。

妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保や経済的な負担を軽減するため、今後も事業を継続し、効果的な実施に努めます。（102 ページ参照）

## ■ 量の見込み（ニーズ量）と確保の方策の実施時期

項目		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
0歳人口推計		人	910	906	902	895	886	
量の見込み(受診票配布件数)		人	981	977	972	965	955	
確保の方策	一人あたりの受診票交付回数	妊婦一般健診	回	14	14	14	14	14
		超音波検査	回	6	6	6	6	6
	実施場所	受診票は全道の医療機関で使用可能。道外の医療機関で受診した場合は、償還払いとして同額の助成を実施。						
	実施時期	通年実施						
	実施体制	医療機関との委託契約						
実施項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目							

※ 量の見込みについては、年度途中の転入者等の見込みを含みます。

## ④ 乳児家庭全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん訪問」

### ■ 事業の概要

助産師や保健師が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### ■ 実施状況

乳児の発達状況、産婦の心身の健康状況を確認し、子育て情報の提供や必要に応じた支援を行っています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象家庭数(件)	910	920	955	894	888
訪問実績数(件)	852	882	887	850	848
実施率	93.6%	95.9%	92.9%	95.1%	95.5%

### ■ 確保の方策

#### ① 引き続き事業を実施します。

新生児の健やかな発育のため、事業を継続して実施し全戸の訪問に努めるとともに、妊娠中に出産や今後の不安に関するアンケートを行い、専門的な見地から早期からの育児支援に努めます。(103～104 ページ参照)

### ■ 量の見込み(ニーズ量)と確保の方策の実施時期

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳人口推計	人	910	906	902	895	886
量の見込み	件	831	827	824	817	809
確保方策	対象世帯に対する目標実施率	%	100	100	100	100
	実施体制	助産師3人、保健師9人				
	実施機関	千歳市総合保健センター				

- 対象世帯に対する目標実施率は、訪問拒否や子どもの入院などの事情により100%の実施は困難な場合がありますが、事業の趣旨を踏まえ、全戸の訪問に努めます。
- 量の見込み数値には、未熟児訪問支援の数が含まれないため、0歳人口推計と一致していません。
- 実施体制については、必要に応じて増員等の見直しを行います。

## ⑤ 養育支援訪問事業等

### ■ 事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### ■ 実施状況

養育が困難なケースなどに応じて、助産師や保健師が居宅を訪問し、養育のアドバイスをを行っています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問件数(件)	319	319	330	417	323

さらに、継続的な支援を必要とする家庭に対して、不適切な養育環境を改善するためヘルパー派遣等による、養育支援訪問事業を今後検討していきます。

また、児童虐待への対応や未然防止を図ることを目的に、関係機関との連携体制を構築するため、「千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会」を設置、運営するほか、適宜、ケース会議などを行っています。

項目		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
協議会開催回数	代表者会議	1	1	1	1	1
	実務者会議	2	2	2	2	2
協議会構成員の研修会開催回数		1	1	1	1	1
個別ケース検討会議開催回数		45	49	40	69	90

### ■ 確保の方策

#### ① 養育支援訪問事業を推進します。

引き続き、養育困難家庭の把握に努め、専門員による適切な支援を行うと同時に、家事支援等を実施することにより、児童虐待防止の取組を強化し、関係機関との連携による児童虐待防止を推進します。(105、142 ページ参照)

### ■ 量の見込み(ニーズ量)と確保の方策の実施時期

項目		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳人口推計		人	910	906	902	895	886
量の見込み(養育支援訪問)		件	202	204	204	203	201
確保方策	養育支援訪問	実施体制	保健師8人				
		実施機関	千歳市総合保健センター				
	千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会の設置、運営		代表者会議を年1回、実務者会議を年2回のほか、専門の講師による研修会等を年1回開催します。				
	個別ケース検討会議		必要に応じて、適宜開催します。				

## ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### ■ 事業の概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### ■ 実施状況

北広島市に所在する2つの児童養護施設に委託し、「ショートステイ事業」を実施しています。2か所で実施することで、一方の施設利用が困難な場合にも対応できる体制としています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受入児童数(人)	1	2	2	8	24
利用延べ日数(日)	1	6	9	45	106
実施箇所数(箇所)	1	2	2	2	2

### ■ 確保の方策

#### ① 引き続き事業を実施します。

引き続き、ショートステイ事業を2か所の児童養護施設で実施するとともに、養育が困難な家庭の事情に応じて、北海道中央児童相談所との密接な連携を図りながら対応（児童相談所での受入等）します。（92 ページ参照）

### ■ 量の見込み（ニーズ量）と確保の方策の実施時期

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み ①	人日	75	75	75	75	75
確保方策	実施箇所数	箇所	2	2	2	2
	利用可能数②	人日	100	100	100	100
不足数(①-②)	人日	-25	-25	-25	-25	-25

※確保方策の「利用可能数」は、過去最大の受入実績を踏まえ、100人日で設定しています。

## ⑦ 【小学生】 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### ■ 事業の概要

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方（利用会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）とが、相互に援助活動を行う場合の連絡、調整やアドバイスなどを行う事業です。

### ■ 実施状況

千歳市社会福祉協議会に事業を委託し実施しており、提供会員数は年々増加の傾向にあります。

項目		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
提供会員数(人)		149	161	176	171	182
依頼会員数(人)		499	546	586	613	698
両方会員数(人)		130	144	146	153	165
活動件数(件)	低学年	560	839	799	871	541
	高学年	238	167	212	507	653

(会員数は各年4月1日現在)

### ■ 確保の方策

#### ① 引き続き事業を実施します。

事業を継続するとともに、提供会員等の資質の向上のための研修等を実施します。(91 ページ参照)

### ■ 量の見込み（ニーズ量）と確保の方策の実施時期

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (小学生)	低学年	人日	395	393	395	387	379
	高学年	人日	423	422	424	434	432
	計 ①	人日	818	815	819	821	811
確保 方策	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
	利用可能数 ②	人日	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
不足数(①-②)		人日	-582	-585	-581	-579	-589

○ 提供会員等の数は年々増加傾向にあり、体制は充実してきました。

○ 確保方策の利用可能数については、過去の実績が年度ごとに差があることから、過去最大の受入実績を踏まえて、1,400人日で設定しています。

なお、上の表のファミリー・サポート・センター事業の確保の方策の数値（供給量）は、小学生の数値のため、75 ページの「⑨ 【在園児以外】 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業」の就学前の子どもの数値との合計となります。



## ⑧ 【在園児対象】 一時預かり事業

### ■ 事業の概要

現行の幼稚園で実施している「預かり保育」と同様に、認定こども園、幼稚園で教育標準時間を利用する子ども（在園児）を対象とする事業です。

### ■ 実施状況

現在は、すべての私立幼稚園で預かり保育が実施されています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施幼稚園数(箇所)	10	10	10	10	11

※ 私立幼稚園の預かり保育は、国、北海道の「預かり保育推進事業（私学助成）」により実施されています。

### ■ 確保の方策

#### ① 一時預かり事業（幼稚園型）を活用した事業を推進します。

国は、子ども・子育て支援法の適用により、新制度に移行する幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）に対する「一時預かり事業（幼稚園型）」を制度化しました。この制度を活用し、1号認定を受け、認定こども園、幼稚園を利用する子どもでも、保護者の就労等の理由がある場合は、教育標準時間を超える施設利用ができるよう、事業を推進します。（90～91 ページ参照）

#### ② 私学助成による幼稚園での預かり保育の実施を継続します。

新制度に移行せず、これまでと変わらず私学助成による運営を継続する幼稚園（（給付の）確認を受けない幼稚園）に対しては、引き続き子ども・子育て支援法の施行後も私学助成による国、北海道の「預かり保育推進事業」が実施されます。

### ■ 量の見込み（ニーズ量）と確保の方策の実施時期

下表中の「2号認定」は、2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される子どもの数を表します。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	1号認定	人日	2,037	1,996	1,992	1,986	2,011
	2号認定	人日	31,421	30,793	30,724	30,633	31,021
	計 ①	人日	33,458	32,789	32,716	32,619	33,032
確 保 方 策	実施箇所数	箇所	17	17	17	17	17
	利用可能数 ②	人日	33,571	32,902	32,829	32,732	33,145
不足数(①-②)		人日	-113	-113	-113	-113	-113

- 確保方策の利用可能数は、すべての幼稚園、認定こども園での実施を前提として、幼稚園における在園児の量の見込みに、保育所から認定こども園へと移行する施設の想定利用数を加えて設定しています。

## ⑨ 【在園児以外】一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業

### ■ 事業の概要

保護者の疾病や冠婚葬祭、育児疲れなど様々な理由から、一時的に家庭での保育が困難になった乳幼児を預かる事業です。

### ■ 実施状況

現在は、2つの公立の認可保育所で行う「一時保育」と、「ファミリー・サポート・センター事業」により、実施しています。

項目		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一時保育	実施箇所数(箇所)	2	2	2	2	2
	定員(人)	24	24	24	24	24
	利用者数(人日)	2,477	2,581	2,248	2,695	2,973
ファミリー・サポート・センター(就学前児童)	利用者数(人日)	862	697	629	942	970

### ■ 確保の方策

#### ① 一時預かり事業を活用した事業を推進します。

従来の「一時保育事業」は、「一時預かり事業」へと移行します。この制度を活用し、教育・保育認定を受けない子ども（在園児以外）でも利用できるよう、引き続き、2つの公立教育・保育施設で一時預かり事業を実施します。

また、地域のより身近な場所で、安心して子どもを預けられるよう、私立の教育・保育施設での実施を促進することで、事業の地域展開による普及・拡充を図ると同時に、引き続き障がいのある子どもの利用を踏まえた環境を整備します。(90～91 ページ参照)

#### ② ファミリー・サポート・センター事業での乳幼児受入を今後も引き続き実施します。

小学生と同様に、就学前の子どもに対するファミリー・サポート・センター事業を継続するとともに、引き続き提供会員等の資質の向上のための研修等を実施します。(91 ページ参照)

## ■ 量の見込み（ニーズ量）と確保の方策の実施時期

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み ①		人日	3,873	3,860	3,850	3,833	3,844	
確保方策	一時預かり(在園児対象を除く)	実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2
		利用可能数	人日	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
	ファミリー・サポート・センター(就学前児童)	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
		利用可能数	人日	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	利用可能数計②		人日	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300
不足数(①-②)			-4,427	-4,440	-4,450	-4,467	-4,456	

- 確保方策の「一時預かり（在園児対象を除く）」は、「1日の定員数」に300日（年間平均開所日数）を乗じて設定しています。
- 確保方策の「ファミリー・サポート・センター（就学前児童対象）」は、過去の実績が年度ごとに差があることから、過去最大の受入実績を踏まえて、1,100人日で設定しています。

## ⑩ 延長保育事業

### ■ 事業の概要

2号、3号認定子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。従来の延長保育事業は、11時間を超える保育をいいましたが、新制度においては、保育短時間（8時間）認定を受けた子どもが8時間を超えて保育の提供を受ける場合も、延長保育事業として取り扱うこととなります。

### ■ 実施状況

9か所の保育所で、通常の開所時間（11時間）を超える保育（18時～19時）を実施しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数(箇所)	9	9	9	9	9
月当たり利用者数(人)	369	421	459	467	485

### ■ 確保の方策

#### ① 保育所での実施に加えて、認定こども園へ移行する施設での実施を促進します。

保育所での実施を継続し、加えて保育所や幼稚園から認定こども園へと移行し、2号認定、3号認定の子どもの受入を行う施設での実施を促進し、時間外勤務など保護者の就労に伴うニーズに対応します。(95ページ参照)

#### ② 地域型保育事業における事業実施を促進します。

新たに地域型保育事業を実施する施設についても、延長保育事業の実施を促進していく方針とします。

### ■ 量の見込み（ニーズ量）と確保の方策の実施時期

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み ①		人	515	513	512	509	511
確保 方策	実施箇所数	箇所	18	19	19	19	19
	利用可能数 ②	人	515	513	512	509	511
不足数(①-②)		人	0	0	0	0	0

- 確保方策の実施箇所数は、すべての保育所、認定こども園に、短時間保育利用者の延長保育利用に関わる体制が確保可能な地域型保育事業所の数を加えたものです。
- 確保方策の利用可能数は、保育所、認定こども園などの利用者のうち、延長保育を希望するすべての子どもが利用できることを前提としており、量の見込みと同数としています。

## ⑪ 病児・病後児保育事業、緊急サポートネットワーク事業

### ■ 事業の概要

病児・病後児について、専用の施設などにおいて、看護師等が一時的に預かる事業と、子育て相互援助活動の一環として病児や緊急時の預かりを行う事業をいいます。

### ■ 実施状況

市立千歳市民病院に併設する「千歳こどもデイケアルーム」を専用施設とし、看護師と保育士の配置により、病児・病後児の預かりを実施しているほか、緊急的な預かり希望に対応する「子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化型）」の「緊急サポートネットワーク事業」をそれぞれ委託事業により実施しています。

項目		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
病児・病後児保育事業 (千歳こどもデイケア ルーム)	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1
	定員数(人)	2	3	3	3	3
	延べ利用者数(人日)	33	88	129	143	316
緊急サポートネット ワーク事業	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1
	延べ利用者数(人日)	0	12	25	9	15

### ■ 確保の方策

#### ① 引き続き事業を実施します。

事業を継続するとともに、緊急サポートネットワーク事業においては、子どもを預かる側の提供会員等の資質の向上のための専門的な研修等を実施します。(91、95 ページ参照)

### ■ 量の見込み(ニーズ量)と確保の方策の実施時期

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み ①		人日	325	324	324	322	323	
確保 方 策	病児・病後児保 育事業(千歳こど もデイケアルー ム)	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
		利用可能数	人日	900	900	900	900	900
	緊急サポートネット ワーク事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
		利用可能数	人日	25	25	25	25	25
	利用可能数計②		人日	925	925	925	925	925
不足数(①-②)		人日	-600	-601	-601	-603	-602	

- 確保方策の利用可能数は、病児・病後児保育事業は「1日の定員数」に300日(年間平均開所日数)を乗じたものを、緊急サポートネットワーク事業は、各最大の実績数値を踏まえた25人をそれぞれ設定しています。

## ⑫ 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

### ■ 事業の概要

保護者が就労等により昼間留守になる家庭の小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### ■ 実施状況

学童クラブは市内 15 か所で実施しています。平成 26 年度からは、学童クラブ対象学年を 3 年生までから 4 年生まで（障がいのある子どもは 5 年生まで）に、定員を 460 人から 760 人に拡大しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数(箇所)	13	14	14	14	14	15
定員数(人)	410	460	460	460	460	760
登録児童数 (人)	計	487	484	490	532	603
	1年生	192	195	186	209	219
	2年生	180	167	181	174	207
	3年生	115	122	123	149	130
	4年生	0	0	0	0	44
	5年生	0	0	0	0	3
	6年生	0	0	0	0	0

### ■ 確保の方策

#### ① 平成 27 年度から対象学年を 6 年生まで引き上げます。

平成 26 年度の定員の拡大により、平成 25 年度までの恒常的な定員超過の状況は大幅に解消されています。平成 27 年度から、新制度の施行に合わせて、対象学年を小学 6 年生まで引き上げます。（120 ページ参照）

#### ② ランドセル来館の実施と合わせて、保護者のニーズに応じたサービスを提供します。

平成 26 年度から、保護者の就労のほか、病気、介護、出産などで、保護者が留守になる子どものために、ランドセルを背負ったまま児童館に直接来館できる登録制の「ランドセル来館（※1）」を全ての児童館で実施しています。（120～121 ページ参照）

平成 27 年度以降も学童クラブとランドセル来館事業を並行して実施し、保護者の就労等に応じた放課後の居場所を提供します。

（用語解説）

※1「ランドセル来館」… 市内に点在する全 9 か所の児童館で実施している千歳市の独自制度です。学童クラブの入所基準に満たない場合でも利用できる登録制度で、利用料は無料です。（学童クラブは有料です。）

■ 学童クラブの量の見込み（ニーズ量）と確保の方策の実施時期

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	低学年	人	628	625	628	615	603
	高学年	人	92	92	93	95	94
	計 ①	人	720	717	721	710	697
確保 方策	実施箇所数	箇所	15	15	15	15	15
	利用可能数②	人	760	760	760	760	760
不足数(①－②)		人	-40	-43	-39	-50	-63

○ 確保方策の利用可能数は、学童クラブの定員数としています。

### 3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

#### (1) 市の考え方

幼児期の教育・保育の一体的な提供については、幼稚園機能と保育所機能の一体化のみならず、保護者の就労実態、教育・保育の質の向上、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることなどを大切に考え、子どもが健やかに育成されるための環境づくりを進めていくことが重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすことを第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施していくことは、千歳市の未来を見据える上で重要な施策の一つとなっています。

#### (2) 市民のニーズ

これまで、市内には認定こども園がなく、幼稚園の入園児童が保育所の入所児童の2倍を超えているという利用の実態があります(25 ページ参照)が、一方で、アンケートからは認定こども園の利用を求める方の割合が25.7%と多く(保育所は36.5%)、また、0歳から就学前までの教育・保育を同一施設で継続して利用することを求める方の割合が25.6%を占めるなどの結果が得られています。(30～31 ページ参照)

#### (3) 基本的な方針

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることのほか、在園児以外の親子登園や子育て相談など、地域の子育て支援を実施することが義務づけられています。

特に、新制度における幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを持つ単一の施設であり、職員配置や保育室の面積などの施設基準について、幼稚園と保育所の高い水準を引き継ぐことを基本としています。

当市としては、保護者の就労の形態により子どもの環境が左右されず、かつ質の高い基準を満たす施設において、継続的に教育と保育が提供されることなどについて、当市の子育て家庭のニーズに整合していること、また、施設に入所する子ども以外も対象とする子育て支援が地域で展開されることなどから、幼保連携型認定こども園の普及促進に取り組むこととします。

また、教育・保育施設設置者の意向により、保育所または幼稚園のまま運営を継続する施設についても、それぞれの教育・保育方針を尊重しつつ、相互に連携・協働する体制を構築し、全市一体的な子育て支援サービスの提供に努めます。



## (4) 具体的な推進方策

### ① 公立の幼保連携型認定こども園を設置（2か所）

平成 27 年度から、2 か所の公立保育所（末広保育所、北栄保育所）を公立幼保連携型認定こども園へと移行し、同時に次の役割を担うことで、全市的な教育・保育の一体的な提供を推進します。

#### ア 教育・保育施設の相互連携と公的関係機関への橋渡し

市内の教育・保育施設の相互連携を促すほか、他の公的関係機関との橋渡しの役割を担います。連携によってもなお、子どもの教育・保育の利用が困難な事例が生じた場合、「公的施設」として受入を行うことで、すべての子どもの教育・保育の利用を担保します。

#### イ 地域型保育事業の支援と連携

2歳以下の子ども（3号認定）の保育を行う地域型保育事業の実施者は、事業実施に当たり、将来3歳以上になった子ども（2号認定）の受け皿や保育の実施に伴うバックアップ体制を確保するため、認定こども園、保育所などの「連携施設」を設ける必要がありますが、2か所の幼保連携型認定こども園は、公立の地域型保育事業の連携施設として、子どもの円滑な保育の継続を担保すると同時に、地域型保育事業の実施に必要な支援を行うことで、多様な保育機能を下支えします。

#### ウ 質の確保と向上のための全市的な研修の実施

公立の幼保連携型認定こども園が主体となり、独自のアクションプログラム（94～95ページ参照）に基づき、特徴ある教育・保育カリキュラムの作成、専門的知識の向上や実務技能習得のための研修会等を実施し、私立の教育・保育施設従事者に参加を呼びかけ、全市的な質の確保と向上を図ります。

#### エ 「相互連携の子ども・子育て支援」の展開

鉄道を境にそれぞれ南北に1か所ずつ設置する、公立の幼保連携型認定こども園と地域子育て支援センター（ちとせっここどもセンター、げんきっここどもセンター）が相互連携のもとで、特徴ある「世代間交流」や「地域交流」などの取組を先駆的に実施し、「ちとせ子育て支援ネットワーク会議（97ページ参照）」などを通じて私立の教育・保育施設や子育て支援事業従事者とも連携を強化することで、地域の子育て支援の普・拡大を図ります。

### ② 公立幼保連携型認定こども園が需給調整機能を果たすことで私立教育・保育施設の幼保連携型認定こども園への移行を促進

2か所の公立幼保連携型認定こども園の定員（2号認定、3号認定の子どもに関する保育枠）を、在園児に十分に配慮しながら順次削減し、幼稚園などの私立教育・保育施設への保育枠の配分を行うことで、幼保連携型認定こども園への移行を促進します。

### ③ 国及び北海道の補助事業等を活用した施設整備の実施

私立の教育・保育施設等が幼保連携型認定こども園へと移行するに当たり施設整備を要する場合、国及び北海道の補助事業等を活用し、その範囲内で補助を実施します。

補助の実施にあたっては、地域の実情や施設状況、地域の理解、延長保育等の地域子ども・子育て支援事業の展開や、特別な支援を必要とする子どもの受入などを十分に踏まえたものとするため、公募型プロポーザル形式により事業者を選定し、順次、幼保連携型認定こども園の整備を行うことで、子どもと保護者の教育・保育施設の選択肢の幅を広げていくこととします。

### (5) 認定こども園、保育所、幼稚園と小学校との連携の推進

認定こども園、保育所、幼稚園と小学校の間で、子どもの成長に関する情報交換や交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に接続できるよう取組を進め、幼稚園などを含めた施設間での指導のあり方の共通理解などを通じて、連続性のある教育活動の充実を図ります。(116 ページ参照)

また、複雑化、多様化する児童養育の問題に対応する観点から、児童虐待等の未然防止や早期発見を図るため、児童相談所を始め、認定こども園、保育所、幼稚園、小中学校などで構成される「要保護児童地域ネットワーク協議会」を開催し、個別ケース等の対応も含め、関係機関の連携を重視した対応に努めます。(142 ページ参照)

## 4. その他個別施策の指標

子ども・子育て支援法において、国が計画への記載項目として定める「教育・保育等の量の見込みと確保の方策及びその実施時期」などに加え、第5章に掲げる個別施策について計画期間における達成状況を把握するため、次のとおり指標（目標数値等）を定めます。

施策の方向性	指 標	〔現状〕 H25年度	〔到達目標〕 H31年度
基本目標1 地域の子ども・子育ての支援			
地域の子育て支援サービスの充実			
地域子育て支援センターの休日開館の導入	地域子育て支援センター事業の休日実施	未実施	24回/年
	「子育てカウンセリング」の土曜実施	未実施	2回/年
保育サービスの充実			
幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進	幼保連携型認定こども園施設数	0施設	8施設
アクションプログラムに基づく保育所における質の向上	アクションプログラムの見直し	未実施	実施
子育て支援のネットワークづくり			
「ちとせ子育て支援ネットワーク会議」の充実	「ちとせ子育て支援ネットワーク会議」の開催回数	4回/年	4回/年
「ランチデー・ランチタイム」の導入	「ランチデー・ランチタイム」実施箇所数	1か所（試行）	9か所
子育てに関する総合情報の提供	「千歳市子育てガイド」の更新	（H26年度 新版作成）	H29年度 新版作成
	「ちとせ子育てネット」における子育てQ&Aの掲載	未実施	実施
地域における人材育成			
「保育士等人材バンク」の設置	「保育士等人材バンク」の実施	未実施	実施
他の子育て支援の推進			
「児童館まつり（世代間交流事業）」の拡充	市内児童館全9施設合同の「児童館まつり」の開催	未実施	隔年実施
基本目標2 母親と子どもの健康増進			
妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実			
健康診査（さわやか健診・子宮がん検診・乳がん検診）事業の充実	さわやか健診受診数	301人	400人
「食育」の推進			
食育推進計画に基づく食育の推進	食育フォーラムの開催	1回/年	1回/年
基本目標3 子どもが健やかに育つ教育環境と子育て力の向上			
次代の親の育成			
小学校男女共同参画学習の推進	標語応募校	15校	17校
児童の健全育成			
子育て支援対策の推進	人権教室の実施校数	33校	26校
「ランドセル来館」の導入	実施か所数	1か所（試行）	9館
「中高生タイム」の導入	実施か所数	未実施	9館

施策の方向性	指 標	〔現状〕 H25年度	〔到達目標〕 H31年度
基本目標4 子育てを支援する生活環境づくり			
良質・良好な居住環境の確保			
公営住宅の整備	公営住宅バリアフリー化率	43.1%	48.9%
基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進			
仕事と子育てを両立するための環境整備			
仕事と生活の調和等に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集・提供	企業等の取組事例情報等の提供	未実施	実施
基本目標6 子育て環境の変化に応じた切れ目のない支援			
地域の実情に応じたきめ細かな支援			
子育て支援中核施設の拡充	実施か所数	2か所	2か所
「ホームスタート（訪問型子育て支援）」の導入	「ホームスタート（訪問型子育て支援）」の実施施設数	未実施	2か所
公立子育て施設による「子育てブログ」の導入	「子育てブログ」の開設数	5機関	5機関
「転入親子ウェルカム交流ツアー」の導入	「転入親子ウェルカム交流ツアー」の開催	未実施	2回/年
基本目標8 援助が必要な子ども・子育て世帯への支援			
児童虐待防止対策の充実			
養育支援訪問による児童虐待防止対策の充実	「家事支援ヘルパー」の派遣	未実施	実施
「おやおや安心サポートシステム」の推進	実施対象施設数	20か所	25か所
「コモンセンス・ペアレンティング」の普及促進	一般向け講座の実施	未実施	実施
障がいのある子ども等への支援の充実			
障がい児のための「インクルージョン保育」の導入	「訪問療育支援」の実施	未実施	実施
	「こども相談みにくる」の実施	未実施	実施



## 第5章 目標の実現に向けた 個別施策の展開



# 基本目標 1 地域の子ども・子育ての支援

基本目標 1 の達成に向け、5つの施策の方向性に基づく 29 の具体的施策に取り組みます。

施策の方向性	具体的施策	指標	掲載頁	所管課
(1) 地域の子育て支援サービスの充実	1 地域子育て支援センターの拡充 ★ (再掲)	○	90	子育て総合支援センター
	2 地域子育て支援センターの休日開館の導入 ★ ☆	○	90	子育て総合支援センター
	3 一時預かり事業の充実 (再掲)	○	90	保育課
	4 ファミリー・サポート・センター事業の推進 (再掲)	○	91	保育課
	5 緊急サポートネットワーク事業の推進 (再掲)	○	91	保育課
	6 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の推進 (再掲)	○	92	子育て推進課
	7 地域子育て応援事業の推進		92	子育て推進課
(2) 保育サービスの充実	1 特定教育・保育施設の充実 ☆ (再掲)	○	93	保育課
	2 特定地域型保育事業の充実 ☆ (再掲)	○	93	保育課
	3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進(幼保連携型認定こども園の普及促進) ★ ☆ (再掲)	○	93	保育課
	4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の支援 ☆		93	保育課
	5 多様な主体の子ども・子育て支援制度への参入促進 ☆		94	保育課
	6 教育・保育の質の向上に向けたアクションプログラムの推進	○	94	保育課
	7 延長保育事業の推進 (再掲)	○	95	保育課
	8 病児・病後児保育事業の推進 (再掲)	○	95	保育課
	9 休日保育事業の充実		95	保育課
	10 夜間保育所への支援		96	保育課
	11 市立認可外保育所の実施		96	保育課
	12 幼稚園における預かり保育事業の促進		96	企画総務課(教委)
(3) 子育て支援のネットワークづくり	1 「ちとせ子育て支援ネットワーク会議」の充実	○	97	子育て総合支援センター
	2 地域子育てサロンの整備		97	子育て総合支援センター
	3 「ランチデー・ランチタイム」の導入 ★ ☆	○	97	子育て総合支援センター
	4 地域訪問交流事業の充実		98	子育て総合支援センター
	5 教育・保育施設における地域交流事業の推進		98	保育課・企画総務課(教委)
	6 子育てに関する総合情報の提供	○	98	子育て推進課
(4) 地域における人材育成	1 「保育士等人材バンク」の設置 ☆	○	99	子育て推進課
	2 教育・保育施設や子育て支援事業の従事者の総合的な研修の実施 ☆		99	子育て推進課
(5) その他の子育て支援の推進	1 教育・保育施設における世代間交流事業の推進		100	保育課・企画総務課(教委)
	2 「児童館まつり(世代間交流事業)」の拡充 ★ ☆	○	100	子育て総合支援センター

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』、再掲は61～81ページの記載を表します。



# (1) 地域の子育て支援サービスの充実

---

## 1 地域子育て支援センターの拡充 ★ (再掲)

---

### [これまでの成果と課題]

平成 26 年 3 月の「げんきっこセンター」の開設により、3 か所で地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）を実施していますが、ちとせっこセンターとげんきっこセンターの 1 日当たりの平均利用者数は 170 人（平成 26 年 6 月実績）となっており、各講座も定員を超える申し込みがあります。多くの利用ニーズがあることに加え、「自宅から遠い、車がないなどで身近な利用ができない」という保護者の潜在的なニーズもあるため、実施施設数の拡大と地域展開が必要となっています。

### [今後の取組]

平成 27 年度から、地域子育て支援センターに併設していない児童館（7 館）において、地域子育て支援拠点事業（連携型）を開始し、「つどいの広場（親子同士の交流の場）」、「子育て相談」、ちとせっこセンターなどと連携した「子育て講座」などの実施を進めます。（具体的な内容は 68～69 ページを参照。）

## 2 地域子育て支援センターの休日開館の導入 ★ ☆

---

### [これまでの成果と課題]

当市では、地域子育て支援センターを始めとして、多種多様な子育て支援を実施していますが、両親とも平日にフルタイムで就労している場合など、平日に実施される支援サービスは利用したくても利用できないことがあります。平成 25 年度に実施した就学前の子どもに係るアンケート調査では、利用時間の合わない人が利用したい子育て支援事業として、「親・親子講座」、「つどいの広場」や「育児相談」が挙げられています。

### [今後の取組]

平日以外の日に支援サービスを利用したいという潜在的なニーズに応え、地域全体の子育て力を高めるため、以下の事業を実施します。

1. 地域子育て支援中核施設「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」において、休日も各館月 1 回開館し、子育て塾、つどいの広場、子育て相談等を実施します。
2. 臨床心理士による子育てカウンセリングを土曜日にも年 2 回から 4 回程度実施します。

## 3 一時預かり事業の充実 (再掲)

---

### [これまでの成果と課題]

保護者の就労形態の多様化による短時間勤務への対応、保護者の入院や出産等により緊急的に保育を必要とする場合や、育児疲れの解消・冠婚葬祭等の私的な理由により保育を必要とする場合に対応するため、一時預かり事業を実施しています。

#### **[今後の取組]**

引き続き2つの公立の特定教育・保育施設で実施するほか、私立の特定教育・保育施設における在園児の一時預かり（預かり保育）と在園児以外の一般利用を推進することで、身近な地域での事業展開を促進します。（具体的な内容は74～76ページを参照。）

また、障がい児の受入についても検討し、事業内容の充実を図ります。

---

### **4 ファミリー・サポート・センター事業の推進（再掲）**

---

#### **[これまでの成果]**

子育ての手助けをしてほしい会員（依頼会員）と手助けしたい会員（提供会員）相互の信頼関係をもとに、有償で子育て家庭を支援することを目的に平成14年度からファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）を実施しています。

利用件数及び会員合計数は増加傾向にあり、小学生の放課後、保育所や一時保育の開所時間などではカバーしきれないケースに応じたサービスとして利用されてきました。

#### **[今後の取組]**

今後も引き続き事業を実施し、提供会員の拡大や、定期的な研修の実施による質の向上に努めます。（具体的な内容は73、75～76ページを参照。）

また、ひとり親家庭を対象とした保護者負担の軽減について検討し、事業のさらなる充実を図ります。

---

### **5 緊急サポートネットワーク事業の推進（再掲）**

---

#### **[これまでの成果]**

ファミリー・サポート・センター事業と同様の相互会員制によるネットワークの支援事業で、急な残業などで子どもの預け先が必要になったとき、子どもの発病などで保育所に預けられなくなったとき、保護者の急な出張など、緊急時に宿泊の預かりを含めて対応することを目的に平成21年度から実施しています。（子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化型））

年間の利用件数は多くはありませんが、転入者や核家族が多い当市の特徴からも、親族など身近に預け先がない保護者の緊急対応として、また、病児・病後児保育事業（千歳こどもデイケアルーム）を補完（定員に空きがない日の対応）する役割があります。

#### **[今後の取組]**

ファミリー・サポート・センター事業と同様に、事業を継続し、提供会員の拡大に努めるほか、緊急対応としての専門的な研修の充実にも努めます。（具体的な内容は78ページを参照。）

また、ひとり親家庭を対象とした保護者負担の軽減について、ファミリー・サポート・センター事業と併せて検討します。

---

## 6 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の推進 (再掲)

---

### [これまでの成果と課題]

少子化や核家族化に伴い、親戚等の援助が得られない子育て家庭が増加し、地域における子育ての孤立化が進んでいます。育児疲れや保護者の病気、その他の理由により、一時的に子どもを養育することが困難となった家庭を支援するため、宿泊を伴う短期間(原則7日間まで)、子どもを児童養護施設において預かる事業を実施しています。北広島市の2か所の児童養護施設に本事業を委託しています。

### [今後の取組]

広報活動による普及を図るほか、家庭児童相談や関係機関との連携を進める中で、一時的に養育が必要な家庭に活用を勧めるなど、効果的な実施に努めます。(具体的な内容は72ページを参照。)

---

## 7 地域子育て応援事業の推進

---

### [これまでの成果と課題]

次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、地域社会全体による子育て支援の機運を高め、子育て世代の経済的負担の軽減を図るために、北海道と協働して「ちとせ地域子育て応援事業」を実施しています。

市内にある店舗や企業、施設などの協賛を得て、市内に住所のある中学校修了までの子どもがいる世帯または妊娠中の方がいる世帯を対象として、申請により“ちとせ子育て応援カード”を交付し、協賛店でそのカードを提示した際に商品の割引などの特典サービスを受けることができます。

### [今後の取組]

協賛店舗拡大が利用者増加につながることから、より多くの子育て家庭が申請し特典サービスを利用できるよう、商店街・企業等に協力をお願いし市内協賛店の拡大を図るとともに、パンフレットの配布などにより制度の周知に努めます。

## (2) 保育サービスの充実

---

### 1 特定教育・保育施設の充実 ☆ (再掲)

---

#### [これまでの成果と課題]

保護者の就労形態の多様化や女性の就業率の上昇などにより、保育所の入所希望者が増加する傾向にあることから、千歳市子育て支援計画(千歳市次世代育成支援対策推進行動計画)(後期計画)に基づき、既存の私立保育所の施設増床と公立保育所の民営化に伴う新しい私立保育所の施設整備により、保育の定員を拡大してきました。

#### [今後の取組]

今後は、保育の量的拡大をめざす新制度の趣旨に沿って、既存の保育所の定員の適正化や、幼稚園からの認定こども園への移行を促進することで、2号認定、3号認定子どもに関わる保育の枠を拡大するなど、特定教育・保育施設の充実に図ります。(具体的な内容は61～62ページを参照。)

---

### 2 特定地域型保育事業の充実 ☆ (再掲)

---

#### [これまでの成果と課題]

2歳以下の低年齢児に対する保育ニーズに対しては、保育所の定員の増加などに合わせて拡充を図ってきましたが、保育所の施設整備による拡充を進めてもなお増加の傾向にあり、特に1歳児においては、産後休業明けに伴う母親の職場復帰などの理由により、そのニーズが顕著に現れます。

#### [今後の取組]

2号認定、3号認定子どもの両方を受け入れる特定教育・保育施設の充実とあわせて、3号認定子どもを受け入れる「小規模保育」などの特定地域型保育事業の普及促進、拡充を図り、2歳以下の子どもの保育ニーズに対応します。(具体的な内容は63ページを参照。)

---

### 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進 ★ ☆ (再掲) (幼保連携型認定こども園の普及促進)

---

#### [今後の取組]

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上を図る支援を実施するため、教育・保育の一体的な提供を推進します。(具体的な内容は81～83ページを参照。)

---

### 4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の支援 ☆

---

経済状況や女性の社会進出への意識の変化などにより、全国的に共働き家庭は増加の傾向にあります。また、子育てに専念することを希望して退職する女性がいる一方、就労の継続

を希望しながらも、仕事と子育てを両立できる環境にないとの理由により、出産を機に退職する女性も少なくはありません。

こうした状況を踏まえ、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを提供していく必要があります。

### **[今後の取組]**

教育・保育施設や地域型保育事業所の整備により低年齢児(0～2歳児)の受入を拡大し、産後の休業及び育児休業後の職場復帰に伴う円滑な保育サービスの利用を推進します。(量の見込みと確保の方策について66ページを参照。)

また、地域に身近な施設として、ちとせっこセンターとげんきっこセンターに「ちとせ子育てコンシェルジュ」を配置し、保護者の就労に応じた教育・保育内容の相談や施設・事業に関する情報提供などを行い、利用を支援します。(67、136ページを参照)

なお、これまでは就労により保育所等を利用している子どもの保護者が、出産に伴う産前産後休暇を取得した場合、その期間について既に入所している子どもの保育の継続を認めていましたが、育児休業期間については、家庭での保育に欠けないという理由から、特別の理由がある場合を除き認められていませんでした。新制度の施行に伴い、新たに教育・保育給付に関する保育の必要性の認定基準が示されたことから、当市では運用の中で、育児休業期間中であることを確認することで、既に入所している子どもの保育の継続を認めることとし、乳幼児期の子どもの切れ目のない保育サービスを提供します。

---

## **5 多様な主体の子ども・子育て支援制度への参入促進 ☆**

---

### **[これまでの成果と課題]**

新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育事業実施施設などの設置を促進していく必要があります。当市では、家庭的保育事業を推進していくに当たり、平成20年度に末広保育所に家庭的保育支援員を配置し、0歳児の保育を実施する家庭的保育事業の支援を行ってきました。

### **[今後の取組]**

今後は、公立教育・保育施設における小規模保育事業等の連携施設に係る支援の一環として、これまでと同様の趣旨から、新たに「小規模保育等支援員」を配置し、引き続き事業実施に係る支援を推進することで、多様な主体の新制度への参入促進を図ります。

---

## **6 教育・保育の質の向上に向けたアクションプログラムの推進**

---

### **[これまでの成果と課題]**

平成20年3月に厚生労働省が策定した保育所における質の向上のためのアクションプログラム(行動計画)をもとに千歳市におけるアクションプログラムを策定し、①保育実践の改善・向上、②子どもの健康及び安全の確保、③保育士の資質・専門性の向上の3つを柱として取り組んできました。

今後は新制度がめざす幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進を図るため、教育・保育の質を向上させていく視点を重視した千歳市におけるアクションプログラムを整備する必要があります。

### **【今後の取組】**

認定こども園、保育所、幼稚園・小学校の連携を一層促進するとともに小学校就学前の子どもの育ちを支える体制を整備するため、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を基本とし、国が平成 18 年に示した「幼児教育振興アクションプログラム」を参考にしながら、当市の教育・保育の質の向上を主な目標とした新しいアクションプログラムを策定します。

---

## **7 延長保育事業の推進（再掲）**

---

### **【これまでの成果と課題】**

保育所における通常の開所時間は、午前 7 時から午後 6 時までの 11 時間ですが、保護者の就労形態の多様化に伴い、残業等による保育時間の延長への要望が増加していることから、すべての保育所で希望者に対しさらに 1 時間の延長保育を実施しています。

### **【今後の取組】**

新制度の施行に伴い、2号認定、3号認定の子どもの保護者に対応する必要から、保育所での実施を継続し、加えて保育所や幼稚園から認定こども園へと移行するすべての施設における実施を促進します。

さらに3号認定子どものみを受け入れる地域型保育事業所においても延長保育事業の実施を促進する方針とします。（具体的な内容は 77 ページを参照。）

---

## **8 病児・病後児保育事業の推進（再掲）**

---

### **【これまでの成果と課題】**

保護者が安心して働くための環境を整備するため、子どもの病気発症時、病気回復期で保育所など集団保育が困難な子どもを、就労等の理由により家庭で保育できない保護者に代わり、市立千歳市民病院の敷地内に「千歳こどもデイケアルーム」を設置し、安心、安全な環境の基で病児・病後児保育を実施しています。

### **【今後の取組】**

引き続き事業を実施し、また、緊急サポートネットワーク事業の実施と並行して、子どもの病時、病気回復期においても看護と保育サービスを提供することにより、保護者の就労ニーズに対応します。（具体的な内容は 78 ページを参照。）

---

## **9 休日保育事業の充実**

---

### **【これまでの成果と課題】**

日曜日や祝日などの保育所の開所時間以外でも、保護者の就労に伴う保育ニーズに対応するため、1か所の保育所で休日保育事業を実施してきました。

新制度では、休日保育に対する財政支援を教育・保育給付の中に組み込む（休日保育加算）ことで、保育所や認定こども園を活用した事業拡大が図られますが、職員体制の確保等が困難な状況では、自発的な特定教育・保育施設での実施、普及拡大が図れない場合が想定されます。

### **[今後の取組]**

保護者の就労形態の多様化に伴う休日における保育のニーズに引き続き対応するため、特定教育・保育施設での実施が相当数確保されるまでの当分の間は、市の委託事業を継続します。

---

## **10 夜間保育所への支援**

---

### **[これまでの成果と課題]**

保護者の就労等により夜間に保育を必要とする家庭を支援するため、夜間の保育を行っている私立認可外保育所に対し市独自の補助を実施しています。

### **[今後の取組]**

現行の実施施設は、開所時間が新制度における教育・保育給付の対象にはなりません、夜間の就労者が多い地域的なニーズを踏まえて、市独自の補助事業を継続します。

---

## **11 市立認可外保育所の実施（再掲）**

---

### **[これまでの成果と課題]**

教育・保育施設等がない市街地から遠く離れた農村地区や観光地区において、保育を必要とする子どもや小学校就学前の集団生活の経験に寄与することを目的に、市の認可外保育所を4か所設置しています。

冬期間に保育の必要性がないなどの地域性に鑑み、12月から3月までの間休止していますが、一部の地域においては地域のニーズがあり、市民協働事業等により、開所し、保護者が主体的に運営しています。

### **[今後の取組]**

市の認可外保育所は、地域の実情に応じて、1日の開所時間など教育・保育施設等とは異なる内容により実施していることから、地域の方の意向を尊重しながら、当面の間は継続的な運営等を実施し、地域型保育事業所への移行について検討します。（具体的な内容は63ページを参照。）

---

## **12 幼稚園における預かり保育事業の促進**

---

### **[これまでの成果と課題]**

男女共同参画の進展や共働き家庭の増加によって、幼稚園教育を求める保護者においても長時間の保育ニーズが増加しています。そのため、市内のすべての私立幼稚園で預かり保育を実施しています。

### **[今後の取組]**

新制度への移行に伴い、教育・保育給付を受ける幼稚園については、市町村事業としての「一時預かり事業（幼稚園型）」へと事業が移管することになりますが、従来のまま教育・保育給付を受けない幼稚園については、国・北海道の私学助成による実施が基本となることから、当該私学助成の制度活用を推進します。

## (3) 子育て支援のネットワークづくり

---

### 1 「ちとせ子育て支援ネットワーク会議」の充実

---

#### [これまでの成果と課題]

子育て支援に関係する機関・団体が集まり、千歳市子育て総合支援センター（ちとせっこセンター）を事務局として、平成 20 年 8 月に発足した「ちとせ子育て支援ネットワーク会議」は、年 4 回開催し、支援団体の紹介や講師を招いての学習会のほか、様々な子育てに関する情報交換や意見交換を行っています。

各種の子育て支援サービスや子育てに関する情報の共有や関係機関、団体が連携することにより、双方向のつながりを強化しながら、きめ細かな子育てを地域全域で支え合う環境づくりや仕組みづくりを進めています。

#### [今後の取組]

引き続き、地域の中で安心して子育てできる環境づくりと総合的な子育て支援施策の推進をめざし、「ちとせ子育て支援ネットワーク会議」が中心となって、関係機関・団体との連携を強化し、相互の協力による全市的な子育て支援ネットワークの構築に努めます。

---

### 2 地域子育てサロンの整備

---

#### [これまでの成果]

市は、地域に身近な町内会館などの施設を利用して、子育て中の親子が気軽に集える「地域子育てサロン」を各地域に整備するため、公立の地域子育て支援センターの職員の派遣や出前講座の実施など、サロンの運営支援を行っています。

#### [今後の取組]

引き続き、各地域の子育て支援者や関係機関との協力体制の整備を進め、民生児童委員を中心とする市民団体等が主体となることで、市民自らによる地域支援をサポートする体制を構築していきます。

---

### 3 「ランチデー・ランチタイム」の導入 ★ ☆

---

#### [これまでの成果と課題]

地域子育て支援センターにおいて乳幼児期の親子がお弁当を食べながら交流する「ランチデー」を平成 25 年度からちとせっこセンターで導入しました。平成 26 年度から、げんきっこセンター、児童館でも導入し、合計 9 か所で実施しています。

また、子育てサークル等の団体利用者を対象として、お弁当を持参し一緒に昼食を楽しむ「ランチタイム」を、平成 26 年 4 月から 7 か所の児童館で実施しています。

#### [今後の取組]

多くの親子に「ランチデー・ランチタイム」を活用してもらえるよう、地域子育て支援センター等の利用者に対して周知を図っていきます。



---

## 4 地域訪問交流事業の充実

---

### 【これまでの成果と課題】

近隣関係の希薄化が進み、転入転出率が高い当市において、地域で孤立しながら母親が子育てをしている家庭が潜在的に多いと考えられ、地域子育て支援拠点から職員が地域へ出向き、子育てをサポートすることが求められています。

ちとせっこセンターでは、子育てサークル等団体からの希望に応じて、児童館やコミュニティセンターなどで「出前講座」を実施する他、児童館の「みんなの広場」において、児童館指導員と連携し、遊びや子育て情報の提供や親子の交流の場所づくりを行っています。

また、市内2カ所の公園を利用し「公園であそぼう」を行い、色々な地域に出向いていく事業を展開しています。

### 【今後の取組】

今後も、ちとせっこセンターから地域を訪問し、親子での遊びの指導や育児相談等を行うことで、地域における子育てのサポートを推進します。

---

## 5 教育・保育施設における地域交流事業の推進

---

### 【これまでの成果と課題】

認可保育所や幼稚園の所（園）庭を開放し、入所（園）児童と地域の児童のふれあいの場を作るとともに、保護者の相談の場として活用しています。

### 【今後の取組】

今後も認定こども園や認可保育所等を活用して地域での交流の機会を提供し、家庭と地域を結び付ける取組を促進します。

---

## 6 子育てに関する総合情報の提供

---

### 【これまでの成果と課題】

子育て中の保護者が得る「子育ての情報」については、友人、親族のほか、おもに幼稚園や学校などから得られておりますが、複雑な制度や多様な事業について、一元的に発信する施策が必要とされています。市は、平成18年度から「千歳市子育てガイド」を3年に1度作成・発行しているほか、平成20年度からは子育て支援ホームページ「ちとせ子育てネット」を開設、適宜更新することで、子育て全般に関わる総合情報を発信しています。

最近では、インターネット環境の変化により、特に子育ての中心世代となる20代から30代において、スマートフォンの普及が顕著であり、手軽に「知りたい情報」を即座に入手できる環境や、タイムリーで魅力のある情報発信機能が求められています。

### 【今後の取組】

今後も子育ての総合情報紙としての「千歳市子育てガイド」の定期的な発行を進めるほか、インターネット媒体の「ちとせ子育てネット」の管理運営を行うとともに、スマートフォンに対応した見やすさの向上、子育て全般に関わるQ&A形式のコンテンツの設置、民間の視点や発想を取り入れた魅力的な情報発信の検討など、情報提供の拡充に努めます。

## (4) 地域における人材育成

---

### 1 「保育士等人材バンク」の設置 ☆

---

#### [これまでの成果と課題]

新制度の目標の一つである「保育の量的拡大」のためには、認定こども園、保育所等の提供体制の確保方策と、潜在的な有資格者の把握を含めた教育・保育従事者の確保を同時に進める必要があります。

現在、市は産休代替等のための臨時保育士の登録制度を実施していますが、全市的な保育士不足に対応する必要があります。

#### [今後の取組]

市内在住の保育士等の確保を図るため、登録制の「千歳市保育士等人材バンク」を設置し、出産などに伴い一旦現場を退く保育士の有資格者や、教育・保育施設や地域子育て支援センターなどでの就労を希望している方に広く登録を呼びかけ、教育・保育施設に対し、本人同意のもとで登録情報を提供します。

---

### 2 教育・保育施設や子育て支援事業の従事者の総合的な研修の実施 ☆

---

#### [これまでの成果と課題]

市はこれまで、保育部門や子育て支援部門、療育部門、母子保健部門などで数多くの専門的な研修会を実施しています。

しかし、一方で専門性の高い研修内容や受講対象者を特定することで、他の分野の子育て支援従事者に向けて、十分な情報が行き届いていない状況があります。

#### [今後の取組]

市が実施する各種研修会について、可能な限り対象者の枠を外し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の従事者に対し、分け隔てなく受講を促すことで、全市的な従事者の質の向上を図ります。

## (5) その他の子育て支援の推進

---

### 1 教育・保育施設における世代間交流事業の推進

---

#### [これまでの成果と課題]

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化から、異年齢の子ども同士が遊ぶ機会や、異世代間の交流機会が減少しています。

認可保育所の所庭開放や、認可保育所や幼稚園での高齢者との交流、中高生の職業体験の受入などを通じて、世代間交流を積極的に進めています。

#### [今後の取組]

家庭や地域の子育て力を高めるため、異年齢・異世代間の交流機会の拡大に向けた取組を促進します。

---

### 2 「児童館まつり（世代間交流事業）」の実施 ★ ☆

---

#### [これまでの成果と課題]

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化から、異年齢の子ども同士が遊ぶ機会や異世代間の交流機会が減少していることから、各児童館において児童館まつりを開催し世代間交流を進めています。

また、平成26年10月には、児童、保護者、ボランティア、町内会、民生委員児童委員、福祉団体、教育機関など幅広い年代の市民が参加し、市内児童館全9施設合同の児童館まつりを初めて開催しました。

#### [今後の取組]

児童館における行事を通じて、児童館を利用する異年齢の子ども同士で遊んだり、民生委員児童委員をはじめとした地域住民と交流することにより、子どもが社会規範を学び、人間関係を築いていくことを目的として、今後も市内児童館全9施設合同の児童館まつりと地域での児童館まつりを隔年で開催し、世代間交流を進めます。

## 基本目標 2 母親と子どもの健康増進

基本目標 2 の達成に向け、4 つの施策の方向性に基づく 23 の具体的施策に取り組みます。

施策の方向性	具体的施策	指標	掲載頁	所管課
(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	1 妊婦相談支援の充実		102	健康推進課
	2 妊婦健康診査事業の充実 (再掲)	○	102	健康推進課
	3 妊婦教室(わくわくママクラブ)の開催		102	健康推進課
	4 両親教室(体験パパクラブ)の開催		103	健康推進課
	5 助産施設制度の実施		103	子育て推進課
	6 新生児・産婦訪問事業の充実 (再掲)	○	103	健康推進課
	7 乳幼児健康診査(4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診)事業と事後支援の充実		104	健康推進課
	8 乳児委託健康診査(先天性股関節脱臼検診、10か月児検診)事業の充実		104	健康推進課
	9 育児相談の充実		105	健康推進課
	10 養育支援訪問など育児支援の充実 (再掲)	○	105	健康推進課
	11 こども発達相談の充実		106	こども療育課
	12 乳幼児健康診査・育児相談等における栄養相談の充実		106	健康推進課
	13 健康教育(栄養)の充実		106	健康推進課
	14 むし歯予防対策の推進		107	健康推進課 学校教育課(教委)
	15 乳幼児健診時・予防接種時の遊び場の設置		107	健康推進課
	16 健康診査(さわやか健診・子宮がん検診・乳がん検診)事業の充実	○	108	健康指導課
(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	1 性に関する健康教育の推進		109	健康推進課
	2 性教育の推進		109	学校教育課(教委)
	3 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進		109	学校教育課(教委)
(3) 「食育」の推進	1 食育推進計画に基づく食育の推進	○	110	健康推進課
(4) 小児医療の充実	1 小児救急医療体制の充実		111	健康推進課
	2 予防接種事業の充実		111	健康推進課
	3 子ども医療費助成事業の実施		112	医療助成課

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』、再掲は69～71ページの記載を表します。

# (1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

---

## 1 妊婦相談支援の充実

---

### [これまでの成果と課題]

母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付を行っています。

母子健康手帳交付の際は、保健師や助産師がすべての妊婦と面接し、妊娠期において心身ともに安全で安心して過ごせるように相談支援を行います。また、養育支援を念頭におき、妊婦の心身の健康や家族状況に関するアンケートを実施しており、今後の子育てに関する不安や心配事の相談に応じています。必要時、家庭訪問や電話相談等の支援を開始し、妊娠から出産、育児へと支援の継続に努めています。

さらに、母子保健システムを活用し、過去の育児支援状況などを確認しており、妊婦をはじめとした家族への支援に努めています。

市外から転入して来た妊婦に対しては、子育てガイド等を配布し子育て支援事業について案内するとともに、初めての地域でも安心して子育てができるよう相談機関や社会資源の紹介に努めています。

### [今後の取組]

今後も妊娠期において心身ともに安全で安心して過ごせるように、関係機関と連携し個々の状況に応じた支援を行います。

---

## 2 妊婦健康診査事業の充実（再掲）

---

### [これまでの成果と課題]

母子保健法に基づく、必要な検査を含めた妊婦健康診査の助成を行います。妊婦が定期的に健康診査を受診することは、妊娠期の安全と異常の早期発見のため重要であり、受診票の利用状況を通じて、受診状況を把握しています。

経済的負担を軽減する目的で、平成 21 年度より、北海道が定める「医療機関に委託して行う妊婦健康診査及び乳幼児健康診査実施要領」に基づき、妊婦一人につき妊婦一般健康診査受診票 14 枚、超音波検査受診票 6 枚を交付しています。

受診票は、全道の医療機関で使用することができます。道外の医療機関で妊婦健康診査を受診した場合は、償還払いとして同額の助成を行っています。

### [今後の取組]

妊娠期間を安全に過ごし異常を早期に発見するためには、定期的に健康診査を受診することが重要なことから、今後も効果的な事業の実施に努めます。

(具体的な内容は、69 ページを参照)

---

## 3 妊婦教室（わくわくママクラブ）の開催

---

### [これまでの成果と課題]

妊婦教室は、妊娠コース・出産コース・育児コースの 3 コースを実施しています。市の

特徴として転入者が多いことから、教室の内容は、妊娠中の過ごし方、育児手技等の知識の伝達のほか、仲間づくりができるよう交流会などを取り入れています。

特に育児コースは、地域子育て支援センターと共催し、施設見学などを取り入れ育児に関する地域資源の案内の機会としています。また、先輩ママとの交流会は、育児についての体験談を聞きながら赤ちゃんの抱っこ体験ができる場となっています。

#### **[今後の取組]**

今後も継続して母親教室を実施し、地域で母子が孤立することがないように妊娠期間からの仲間づくりを推進するとともに内容の充実に努めます。

---

## **4 両親教室（体験パパクラブ）の開催**

---

#### **[これまでの成果と課題]**

夫婦が協力して妊娠・出産・育児に取り組むことができるよう、妊婦とその夫を対象に両親教室を実施しています。母親の育児不安や育児負担の軽減のため、父親が出産後早期から、育児参加ができるよう、沐浴実習等の具体的な育児手技を取り入れた内容で実施しています。

また、平成 22 年度から、地域子育て支援センターと連携し、妊娠中の夫婦と 1 歳未満の子育て中の家族を対象にした育児教室を実施しています。パパの育児体験談や赤ちゃんの抱っこを体験ができ、保育士が 1 歳未満の赤ちゃんとのふれあい遊びを紹介しています。さらに、簡単な一品料理や地域子育て支援センターの見学を取り入れ実施しています。

#### **[今後の取組]**

毎回、教室終了時にアンケートを実施し、教室の内容をより充実していくとともに、より多くの対象者に参加してもらえるよう開催曜日や周知方法についても検討します。

---

## **5 助産施設制度の実施**

---

#### **[これまでの成果と課題]**

未婚での出産、離婚後の出産などのほか、夫の失業など経済的に出産費用の捻出が困難な世帯が増加しています。経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象に、助産施設である市立千歳市民病院等において助産の実施を行うものです。

制度の実施にあたっては、子育てガイドや母子健康手帳交付時に周知するとともに、関係機関との連携に努めています。

#### **[今後の取組]**

今後も引き続き関係機関との連携を図り、制度を必要とする妊産婦が安心して出産できるよう周知に努めます。

---

## **6 新生児・産婦訪問事業の充実（再掲）**

---

#### **[これまでの成果と課題]**

平成 19 年度から、こんにちは赤ちゃん事業として、助産師や保健師が 4 か月までの赤ち

ゃんがいる世帯全戸に対して家庭訪問を行っています。平成 22 年度からは、未熟児訪問支援を道から引き継ぎ、すべての赤ちゃんを対象とした事業になっています。

訪問前に妊娠期の支援状況を確認し、妊娠期からの継続した支援に努めています。

訪問時は、新生児の発達や発育状況の確認、産婦の心身の健康状態の確認、母乳育児の推進や育児情報の提供を行っています。すべての産婦に産後うつアンケートを実施し、産後うつ症や育児不安、養育環境などに伴う育児困難を把握し、早期から育児支援を行うことで育児放棄などの虐待予防に努めています。

また、未熟児、健康状態に問題がある新生児や産婦については、医療機関と連携し支援を行っています。困難事例については、月 1 回子育て検討会やカンファレンスを実施し、臨床心理士等のアドバイスを受けながら支援内容の充実に努めています。

### **[今後の取組]**

新生児の健やかな発育のため、赤ちゃん訪問を継続して実施するとともに、妊娠中に出産や今後の不安に関するアンケートを行い、早期からの育児支援に努めます。

また、訪問時のアンケート内容を充実して妊娠時期から継続して育児状況を把握し、訪問拒否などで状況を把握できない母子の数をできるだけ少なくするように努めます。

(具体的な内容は 70 ページを参照)

---

## **7 乳幼児健康診査（4 か月児健診・1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診）事業と事後支援の充実**

---

### **[これまでの成果と課題]**

4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児を対象に、乳幼児健診を集団で実施しています。健診では、医師、歯科医師の診察、保健師、栄養士等による発達、発育の確認や栄養相談、育児相談、歯科衛生士による歯科相談などを実施しており、毎年、問診票の内容などを見直し健診の充実に努めています。乳幼児健診の場を活用し、育児の悩みや不安について相談を受け、必要時、個別支援につなげるとともに相談機関などの紹介に努めています。

また、事故予防の啓発活動の一つとして、1 歳 6 か月児健診では、事故予防用品の展示や事故予防に関する冊子の配布を行っています。

健診の事後支援として、保育所や幼稚園、地域子育て支援センター、福祉分野と連携を図り、発達や発育、育児支援に努めています。

### **[今後の取組]**

問診票の見直しや健診内容を検討し、発達障がい児に対する支援体制の充実に努めます。

母子保健システムを活用し妊娠中から乳幼児期まで途切れることなく、総合的に支援するとともに、関係機関との連携を強化し、必要時迅速に連絡会議や個別の相談を行います。

---

## **8 乳児委託健康診査（先天性股関節脱臼検診・10 か月児健診）事業の充実**

---

### **[これまでの成果と課題]**

先天性股関節脱臼検診は市内の整形外科に、10 か月児健診は市内の小児科の指定医療機関に委託し実施しています。

指定医療機関での検診結果によって、治療や育児相談、電話、家庭訪問等の事後支援を実施しています。

検（健）診について個別通知で案内するほか、赤ちゃん訪問や4か月児健診で周知を行い、受診の必要性等のPRを行っています。未受診の場合は、2か月間の受診期間が過ぎた時点で訪問や電話等で状況把握に努めています。

#### **[今後の取組]**

今後も受診率の維持に努めるとともに、乳幼児健診問診票の設問項目や、事後支援の充実を図ります。

---

## **9 育児相談の充実**

---

#### **[これまでの成果と課題]**

育児相談は、年間18回、保健センターで実施しており、就学前の乳幼児を対象に身体計測、育児・栄養・発達の相談に応じています。育児について身近に相談する人がいない場合や、転入のため近隣に友人がいない場合もあり、気軽に発達や育児に関する相談ができる場として活用されています。

また、保健師、助産師、栄養士など様々な職種が対応していることから、相談内容に関して一貫した対応ができるよう、カンファレンス等を実施しています。平成23年度より、さらに利用しやすい場を提供するため、地域子育て支援センターで身体計測や栄養相談ができる「すくすくの日」という計測相談日を設けています。

#### **[今後の取組]**

相談内容は複雑化しており、利用者のニーズにあった相談体制づくりに努めるとともに、利用者のニーズを確認しながら、今後も身近な相談の場として継続します。

---

## **10 養育支援訪問など育児支援の充実（再掲）**

---

#### **[これまでの成果と課題]**

子育てに困難を感じている養育者や虐待の恐れがある養育者に対し、来庁相談や電話相談、養育支援訪問で個別支援を行っています。また、必要時、関係機関と連携を取りながら支援を継続しています。困難事例については、臨床心理士や関係機関の専門職種と支援内容を検討することができる「子育て検討会」を開催し支援力の向上に努めています。

さらに、対象者へ一貫した関わりが持てるよう定期的なカンファレンスを行っています。

養育が困難と見込まれる妊婦については、妊娠初期から支援を開始し、医療機関と連携しながら乳幼児期まで継続した支援を行っています。

#### **[今後の取組]**

子育て支援に関するさまざまなサービスが定着しつつあり、今後はさらに妊娠初期からの育児支援も視野に入れた対応を検討し、事業の充実を図ります。

（具体的な内容は71ページを参照。）



---

## 11 こども発達相談の充実

---

### [これまでの成果と課題]

発達につまずきがある乳幼児への発達評価と育児助言、発達を促す個別的な親子遊び、少人数での集団遊び、電話での相談などを実施しています。近年、発達障がい傾向にある児童が、家庭や集団生活において、不適応となるケースが増えています。また、低年齢から幼稚園などの集団利用を開始する児童も増えています。

### [今後の取組]

こども発達相談室では、発達につまずきのある乳幼児の早期発見・対応により保護者が適切に子育てができるよう発達相談を行うほか、専門員巡回支援事業として専門員による保育所等への巡回訪問を実施できるよう整備を進めます。また、育児支援としてグループ相談や個別での遊び支援、電話相談などを実施し、発達に遅れ等のある子どもが幼稚園や保育所などの集団生活に適応しやすくなるよう、関係機関と連携しながら継続的な支援を行い、必要に応じて児童通所支援等の利用につなげます。

障がい児相談支援事業所では、児童通所支援の利用者が適切にサービスを利用できるよう、利用計画の作成やモニタリング等を実施し、発達支援の総合的なマネジメントを行います。

---

## 12 乳幼児健康診査・育児相談等における栄養相談の充実

---

### [これまでの成果と課題]

乳幼児健康診査、育児相談、母親教室、電話相談等において妊婦の栄養、乳幼児の栄養について個別相談に応じています。

妊娠期においては、母子健康手帳交付時に、妊娠期の栄養に関するパンフレットを配布し、乳幼児期においては、乳幼児健診時の栄養相談を通して、離乳食やおやつの与え方、偏食の対応、栄養の大切さや規則正しい食生活について啓発と推進に努めています。

また、食育の推進も視野に入れ、朝食の欠食の改善、咀嚼の大切さやバランスのとれた食事についての啓発に努めます。

### [今後の取組]

乳幼児健診や育児相談などにおける個別の栄養相談を充実します。

妊娠期から食事の重要性についての啓発を進め、乳幼児期においては各種健診や相談を通して食に対する関心と理解を深めてもらうとともに、規則正しい食生活を実践することができるように支援します。

---

## 13 健康教育（栄養）の充実

---

### [これまでの成果と課題]

母親学級で妊娠中の食生活に関する講話を行っているほか、出前講座、ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援センターからの依頼により、望ましい食生活や食習慣、正しい栄養の知識に関する講話やバランスのとれた食事作り等の調理実習を実施しています。

また、口腔内の健康や衛生の観点から、歯科衛生士と連携し、共同で健康教育を実施しています。

#### **[今後の取組]**

食生活の重要性についての啓発を継続して進め、望ましい食生活についての知識の普及啓発、食生活改善における実践可能な方法などについて、関係機関との連携を図りながら、より多くの市民に健康教育を進めます。

---

## **14 むし歯予防対策の推進**

---

#### **[これまでの成果と課題]**

むし歯予防のため、1歳6か月児健診、3歳児健診において歯科健診や歯科相談、未就学児を対象としたフッ化物塗布を実施しています。

また、母親教室、出前講座、地域子育て支援センターの育児教室において、正しい口腔ケアの方法や食事のとり方、おやつとの与え方等の講話や具体的な歯磨き指導を行っています。

市内の保育所、幼稚園、学童クラブに出向き、むし歯予防についての人形劇と歯ブラシを使った歯磨き指導を行っています。健康教室の内容は毎年見直し、効果的な媒体や方法となるよう努めています。このほか、保育所、幼稚園でのフッ化物洗口の導入を進めています。

むし歯予防デーや健康まつりでは、歯科医師会と連携し、歯科医師による歯科健診や歯科相談、口腔の健康に関する啓発活動、フッ化物洗口体験等に取り組んでいます。

#### **[今後の取組]**

集団指導の内容については、その都度見直し、より効果的な方法を検討します。

また、今後も歯科保健対策会議による協力・連携体制の強化を図るほか、小学校でのフッ化物洗口導入の検討など、むし歯予防の推進に努めます。

---

## **15 乳幼児健診時・予防接種時の遊び場の設置**

---

#### **[これまでの成果と課題]**

乳幼児健診時、予防接種時の遊び場は、待ち時間の負担感軽減と子育ての情報交換、交流の場として平成17年度より設置しています。

現在は、乳幼児健診、育児相談、予防接種、さわやか健診等の会場内に遊び場を設置し、保育士を配置しています。保育士は、安心して健診を受けられるよう同判児を保育することや気軽に育児の相談に応じる役割を担っています。

育児相談時の遊び場では、市民協働の1つとしてボランティアによる絵本の紹介を行っています。

#### **[今後の取組]**

今後も利用者が安心して健診、予防接種等の保健サービスが利用できるよう、利用者数や利用状況に応じた遊び場の提供に努めるとともに、育児や事故防止などの安全に関することについての啓発や周知の場となるよう充実を図ります。

---

## 16 健康診査（さわやか健診・子宮がん検診・乳がん検診）事業の充実

---

### 【これまでの成果と課題】

子どもの保護者が健康な心身状態の維持向上を図るためには、健（検）診を利用し、生活習慣改善による疾病の予防・早期発見・早期治療により、重症化を予防することが必要です。また、欠食、外食や間食が多い、野菜不足といったバランスを欠いた食事や運動不足で、やせていても高血糖、高脂質血症、貧血など生活習慣病のリスクを抱えている人がいますが、多忙、自覚症状がないといった理由で健診を利用されない方が多数います。

また、がん患者は年々増加し、若い世代もがんに罹患しています。

市では、19歳から39歳を対象とする「さわやか健診」、20歳以上を対象とする「子宮がん検診」、40歳以上を対象とする「乳がん検診」を実施し、受診しやすい環境づくりに努め、健康増進に向けた周知・啓発を実施しています。

### 【今後の取組】

今後も引き続き、健康診査を実施し子育て世代の健康づくりに努めます。

子宮がん・乳がん検診においては、国が示している「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」による検診無料クーポン券を活用しながら受診率の向上に努めます。

また、集団健診は、複数の健診を一度に受診できる体制とし受診者の利便性を図るとともに、女性のみ健診日や無料保育の設定、忙しい子育て世代のための土日や早朝の健診日の設定、札幌までの無料巡回バスの設定等による受診しやすい環境づくりに努めます。

さらに、受診率向上のためにチラシの配布、個別受診勧奨、健康教育、健康相談の実施等により啓発活動を実施し、平成31年度までに、「さわやか健診」受診数400人をめざします。

## (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

---

### 1 性に関する健康教育の推進

---

#### [これまでの成果と課題]

望まない妊娠の防止や性感染症の予防など、正しい知識の啓発は、思春期から働きかける必要があります。また、結婚、妊娠、育児についての心構えなど、生活を通して少しずつ準備をしていくことが重要です。そのため、小中学生、保護者を対象とした出前講座や講演会を実施しています。

出前講座では、それぞれの年齢に合わせた性教育の内容を検討し、心身の成長や性に関する内容のほか、DVの予防を念頭に、相手を尊重すること等の内容も取り入れて実施しています。また、事後アンケートを実施し内容の充実に努めています。

#### [今後の取組]

学校と連携した体制のもと、今後も出前講座や講演会を実施し、望まない妊娠を防ぐことやDVの防止についての啓発活動に努めます。

---

### 2 性教育の推進

---

#### [これまでの成果と課題]

性に対する意識や価値観が多様化するとともに、インターネットや携帯電話の普及に伴い性に関する情報が氾濫し、性感染症や人工妊娠中絶など、性に関する問題が深刻化しており、児童生徒への発達段階に応じた性教育などの健康教育の充実が求められています。

#### [今後の取組]

児童生徒が、発達段階に応じて、性教育に関する正しい知識を身に付けるため、保健、道徳、特別活動、生徒指導などの教育活動全般を通じた性教育を進めます。

---

### 3 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

---

#### [これまでの成果と課題]

未成年期の喫煙、飲酒、薬物乱用は、生涯にわたる心身の健康に対する大きな阻害要因となることから、自己の健康の保持増進を図る実践的な指導や健康教育の充実が求められています。

#### [今後の取組]

児童生徒が、薬物被害に関する正しい知識や規範意識を身に付けるため、小学校5、6年生や中学校の保健や特別活動などの授業において、関係機関と連携し薬物乱用防止教室などにより薬物乱用防止教育を進めます。

## (3)「食育」の推進

### 1 食育推進計画に基づく食育の推進

#### [これまでの成果と課題]

市は、平成 20 年度に食育推進計画を策定し、これまで保育、農業、教育、保健分野それぞれの立場でライフステージに応じた「食育推進」に取り組んできました。しかし、朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに依然として生じていることから、平成 21 年度から平成 25 年度までの「千歳市食育推進計画」の終期に併せて計画の見直しを図り、平成 26 年度から平成 30 年を計画期間として「第 2 次千歳市食育推進計画」を策定しました。

#### [今後の取組]

今後も、これまで実施してきた取組を継続するとともに、新たに「おいしい！楽しい！大好きちとせ」を合言葉に「食を生かす」「食を楽しむ」「食を育む」の 3 つの基本目標を掲げ、関係機関等と連携協力し、望ましい食の実現に向けた「さらなる実践」に取り組んでいくことから、食育フォーラムや食育月間におけるパネル展の開催、また、千歳市食育推進マークの普及などを通じ、広く市民に食育推進を PR します。

特に、乳幼児期から思春期までは、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るうえで大切な時期であることから、それぞれの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供、クッキング・食農体験等子ども参加型の取組を、保健・保育所・幼稚園・学校といった関係分野が連携協力しながら進めていきます。

また、妊娠期には低出生体重児の増加の問題も踏まえ、母体と胎児の健康を確保するために、健全な食生活を実践する重要性について、妊産婦等を対象とした「わくわくママ教室」の場などを通じて普及啓発を行います。

## (4) 小児医療の充実

---

### 1 小児救急医療体制の充実

---

#### [これまでの成果と課題]

千歳医師会に内科系・外科系それぞれに救急当番医を委託しており、内科系当番医において小児の救急患者の診療を行っています。しかし、全国的な医師不足や医師の高齢化などにより、救急医療の維持が喫緊の課題となっています。

現状の在宅当番医制では、医師不足などの理由から空白日が発生していますが、平成 23 年 4 月から、市内開業医の派遣診療による空白日の解消に向けた取組を行っています。

また、市立千歳市民病院が独自事業として行っている平日 18 時から 21 時までの小児救急外来が、平成 26 年 4 月から日曜日の午前中も開設されています。

#### [今後の取組]

これまで同様、「ちとせ健康・医療相談ダイヤル 24」の活用も周知しながら、千歳医師会と連携を図り、小児救急医療体制の維持に努めます。

### 2 予防接種事業の充実

---

#### [これまでの成果と課題]

予防接種法に基づく定期接種は市町村長が行うこととされており、接種対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならないとされています。定期接種のうち結核を予防する BCG ワクチンと、ジフテリア・破傷風を予防する二種混合ワクチンは、集団接種を実施しています。

BCG ワクチンは、接種手技について定期的に研修し安全で効果的な接種に努めています。二種混合ワクチンは、小学校 6 年生を対象として市内の各小学校に出向き実施しています。接種事故がないよう予防接種担当医師と連携し、問診票の確認や接種後の状態観察に努めるとともにアレルギーなどの緊急時に対応できるよう救急用品を携帯しています。

定期接種のうちジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、ヒブ感染症、肺炎球菌感染症を予防するワクチンについては、個別接種とし市内医療機関に委託しています。

また、平成 26 年 10 月から水痘のワクチンが定期接種に追加されました。

#### [今後の取組]

赤ちゃん訪問時や乳幼児健診など様々な機会に予防接種について啓発するとともに、未接種者については電話などで接種勧奨を行っています。また、予防接種の種類や対象年齢などが変更されることがあり、対象者に周知漏れがないよう留意するとともに医療機関と連携し安全な接種に努めます。

---

### 3 子ども医療費助成事業の実施

---

#### [これまでの成果と課題]

市内に居住する中学校就学前の子ども（生活保護世帯・重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成対象者を除く）の保護者に医療費受給者証を発行して、次のとおり医療費の助成を行っています。

○ **3歳未満及び住民税非課税世帯**

小学3年生までは入院・通院とも全額助成。（初診時一部負担金を除く。）

小学4年生から6年生までは入院のみ全額助成。（初診時一部負担金を除く。）

○ **3歳以上で住民税課税世帯**

小学校就学前は、入院・通院とも1割の助成。

小学1年生から3年生までは通院が1割、入院が2割の助成。

小学4年生から6年生までは入院のみ2割の助成。

#### [今後の取組]

今後も継続して事業を実施します。

# 基本目標 3 子どもが健やかに育つ教育環境と子育て力の向上

基本目標 3 の達成に向け、5 つの施策の方向性に基づく 27 の具体的施策に取り組みます。

施策の方向性	具体的施策		指標	掲載頁	所管課
(1) 次代の親の育成	1	中学生・高校生の乳幼児とのふれあい機会の推進		114	子育て総合支援センター・保育課・企画総務課(教委)
	2	小学校男女共同参画学習の推進	○	114	市民協働推進課
(2) 学校の教育環境等の整備	1	個性を活かし能力を育む教育の推進		115	学校教育課(教委)
	2	情報化や国際化に対応した教育の推進		115	学校教育課(教委)
	3	心の教育の推進		115	学校教育課(教委)
	4	地域に開かれた学校づくりの推進		116	学校教育課(教委)
	5	幼稚園、保育所、小学校との連携の推進		116	企画総務課(教委)・保育課・学校教育課(教委)
	6	私立幼稚園に対する補助事業の実施		116	企画総務課(教委)
(3) 家庭や地域の教育力の向上	1	ママさん教室の開催		117	生涯学習課(教委)
	2	家庭教育セミナーの開催		117	生涯学習課(教委)
	3	男性のための子育て講座の開催		117	生涯学習課(教委)
	4	市の子育て出前講座の開催		118	健康推進課・子育て推進課・子育て総合支援センターほか
	5	学校支援地域本部事業の実施		118	生涯学習課(教委)
	6	青少年の多様な体験活動機会の充実		118	生涯学習課(教委)
	7	青少年団体活動の支援		119	生涯学習課(教委)
	8	読書環境の整備		119	文化施設課(教委)
	9	スポーツ活動の推進		119	スポーツ振興課
(4) 児童の健全育成	1	子育て支援対策の推進	○	120	市民生活課
	2	学童クラブ事業の拡充 ★ (再掲)	○	120	子育て総合支援センター
	3	「ランドセル来館」の導入 ★ ☆	○	120	子育て総合支援センター
	4	児童館事業の充実		121	子育て総合支援センター
	5	「放課後子ども教室」の推進		121	生涯学習課(教委)
	6	「中高生タイム」の導入 ★ ☆	○	121	子育て総合支援センター
	7	学校体育施設の活用		122	スポーツ振興課
	8	青少年会館の運営		122	文化施設課(教委)
	9	青少年指導センター活動の充実		122	青少年課(教委)
(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	1	子どもを取り巻く有害環境対策の推進		124	青少年課(教委)

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』を、再掲は79ページの記載を表します。



# (1) 次代の親の育成

---

## 1 中学生・高校生の乳幼児とのふれあい機会の推進

---

### [これまでの成果と課題]

市内9児童館において、次代の親となる中学生・高校生が乳幼児やその家族とふれあい、交流する機会を持つことにより、将来、子どもを産み育てることへの意義や命の大切さについて考えるきっかけとなるよう、児童館行事を通じ、交流を推進しています。

しかし、児童館行事による一時的な交流に留まっていることが課題となっています。

### [今後の取組]

子育て総合支援センター等関係機関と連携しながら、「つどいの広場」などを利用する乳幼児とその家族が継続的に中学生・高校生とふれあうことができるような取組について検討します。

---

## 2 小学校男女共同参画学習の推進

---

### [これまでの成果と課題]

次代を担う子どもたちが、互いの人権を尊重し、性別による固定的役割分担にとらわれず、様々な活動に参加することができるよう、児童期からの男女共同参画意識の向上を図る取組として、市内の小学6年生を対象に男女共同参画学習資料を配布するほか、標語コンクールを実施しています。

男女共同参画学習副教材の活用については、教育指導要領に教材の内容が包括されていることなどから、副教材の活用が進展していないことが課題となっています。

### [今後の取組]

小学校との連携を密にした男女共同参画学習副教材の活用促進と標語コンクールの定着化を図るとともに、さらに若年層向けの効果的な取組について検討します。

## (2) 学校の教育環境等の整備

---

### 1 個性を活かし能力を育む教育の推進

---

#### [これまでの成果と課題]

学校の教育活動を進めるにあたっては、各学校において、生徒の生きる力を育むことをめざした取組を行っています。

#### [今後の取組]

創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらの活用にあたって必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個人の価値を尊重しながら自主・自立の精神を育む教育を推進します。

### 2 情報化や国際化に対応した教育の推進

---

#### [これまでの成果と課題]

今後、ますます進む高度情報化の中で、主体的に課題を解決できる情報活用能力と、国際社会の一員として異文化を理解しコミュニケーションを図り、自らの考えや意見を適切に伝える能力が身に付くよう国際理解教育の充実が求められています。

#### [今後の取組]

情報活用能力の向上のため、様々な教科で情報機器を活用した授業の工夫に努めるとともに、千歳科学技術大学と連携し、サイエンス会議、実験教室、eラーニングシステムを活用した家庭学習（eカレッジ）の普及を進めます。国際社会において主体的に行動できる資質・能力を育成するため、自国の歴史や文化・伝統とともに、諸外国の文化、習慣等について理解を深め、異なる文化や生活習慣を持つ人と協調して生きていく態度を培うため、総合的な学習の時間等における外国の文化や生活に触れる取組やアンカレッジ市のサンドレイク小学校やミヤーズ中学校との相互訪問交流を支援し、国際理解教育の充実を図ります。

### 3 心の教育の推進

---

#### [これまでの成果と課題]

社会生活を送る上での基本的な生活習慣や規範意識、自分の生命の尊重、自尊感情や思いやりの心など生活や学習の基盤となる道徳性を養うとともに、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。学校では、全ての教育活動で道徳教育を推進するとともに、その要となる道徳の時間の指導を工夫したり、家庭や地域と連携しながら、道徳用教材を活用し、人間尊重の精神や思いやりの心など豊かな心を育むよう効果的な学習を進める必要があります。

### **[今後の取組]**

学校が、家庭や地域と連携し、「道徳の時間」の授業公開や人権擁護委員等による人権教室の開催、地域の人材等による体験を生かした指導過程の工夫などにより、規範意識や生命尊重、思いやりの心を育むとともに、社会性や人間性を育む道徳教育の充実を図ります。

---

## **4 地域に開かれた学校づくりの推進**

---

### **[これまでの成果と課題]**

児童生徒が学校や地域で生き生きと学び生活するためには、学校が学習指導や生活指導において十分にその役割を果たしながら「地域づくり」の中核となっていくことが求められています。今後は、家庭や地域との連携・協力を一層進め「学校が望む支援」と「家庭や地域社会が提供できる支援」などの協力体制を充実させていくことが必要です。

### **[今後の取組]**

保護者からの意見や要望を聞くために懇談会やアンケートの実施、学校評議員の活用による学校の方針・取組の説明や改善意見など、学校からは情報の積極的な発信と公開、家庭や地域からは学校への支援を積極的に行うなど、双方が目標を共有化できる「開かれた学校づくり」を推進します。

---

## **5 幼稚園、保育所、小学校との連携の推進**

---

### **[これまでの成果と課題]**

小学校では、入学したばかりの1年生が「集団行動がとれない」、「授業中に座ってられない」、「先生の話を受けない」などの小1プロブレムが課題となっており、小学校が、この問題に対応するためには、幼保小が相互に連絡を図り積極的に交流を深めることを通じて連携する、連続性のある教育活動の充実が必要です。

### **[今後の取組]**

認定こども園・幼稚園・保育所と小学校の間で子どもの成長に関する情報交換や交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に移行できるよう取組を進めます。

---

## **6 私立幼稚園に対する補助事業の実施**

---

### **[これまでの成果と課題]**

幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、幼稚園教育がその後の学校教育全体の生活や学習の基盤となることから、その役割は非常に大きなものがあります。

これらの観点から、幼稚園教育の振興を図るため、市内の私立幼稚園に対して運営費の一部を補助しています。

### **[今後の取組]**

私立幼稚園に対する補助事業を通じて、充実した教育環境の整備が図られるよう今後も効果的な事業の実施に努めます。

## (3) 家庭や地域の教育力の向上

---

### 1 ママさん教室の開催

---

#### [これまでの成果と課題]

未就学児の母親を対象に、子どもの発達段階に応じた育児知識の習得と情報交換の場を提供し、あわせて地域子育て支援の人材を育成・活用するため、春季、秋季に各 10 回程度ママさん教室を開催しており、毎回、参加者数が定員数に達しています。

#### [今後の取組]

引き続き、受講者が教室で得た知識などを地域で生かすよう意識づくりを図ります。

---

### 2 家庭教育セミナーの開催

---

#### [これまでの成果と課題]

子育て中の親に限らず、子育てを終えた方から高齢者など幅広く市民に考える機会を提供し、家庭や地域の教育力向上を図ることが必要なため、家庭教育への関心を高めてもらう講座を実施しています。

#### [今後の取組]

講師やテーマなどの内容を工夫し、より幅広い年齢層の市民参加を図ります。

---

### 3 男性のための子育て講座の開催

---

#### [これまでの成果と課題]

男性保護者の家庭教育への参画を促すため、講義及び子どもと一緒にの体験（ものづくり）を通して、父親（保護者）としてのあり方や子どもとのかかわり方に関する学習の機会を提供しています。

#### [今後の取組]

引き続き、日ごろから子ども（主に就学児）とふれあう機会の少ない男性保護者を対象として事業を実施します。

---

## 4 市の子育て出前講座の開催

---

### 【これまでの成果と課題】

子育てサークルや市民団体などが自ら取り組む子育てに関する学習活動などを支援するため、地域子育て支援センターの「親子で身体をつかってあそぼう！」をはじめ、市の各保健福祉部門にわたり、子育てに関する幅広いメニューで出前講座を実施しています。

### 【今後の取組】

引き続き子育てに関する自主的な学習活動を促進するため、各出前講座内容の工夫に努めるほか、新たな子ども・子育て支援制度にあったメニューづくりを行うなど、家庭や地域の教育力向上を図ります。

---

## 5 学校支援地域本部事業の実施

---

### 【これまでの成果と課題】

学校・家庭・地域が一体となって「地域ぐるみで子どもを育てる」体制づくりを行い、地域住民が学校のニーズに応じて支援する事業です。

地域の学校に対する関心が高まり、子どもたちとともに学ぶ環境づくりや地域ぐるみで子どもを見守り、子どもが安全に育つ安心な地域づくりが推進される一方で、技術を要する人材の発掘は校区単位では困難なため、市内全域で募集する必要があります。

### 【今後の取組】

学校と地域の現状を理解する「地域コーディネーター」の調整により、地域住民が授業支援や環境整備支援など、学校のニーズと地域の実情に応じた学校運営の支援を実施します。

また、支援対象校の要請に応じ、教育活動推進員による放課後等における学習や体験、交流活動等に関するプログラムを実施し、児童生徒に多様な学習機会を提供します。

---

## 6 青少年の多様な体験活動機会の充実

---

### 【これまでの成果と課題】

子どもに多様な体験学習の機会を提供するだけでなく、子どもの地域活動を支える市民ボランティアを育成するため、企画及び運営を行う「子ども活動支援ボランティア」と協力を図り、「チャレンジ教室」や依頼により週末に活動する「子どもチャレンジ教室出前講座」を開催しています。

### 【今後の取組】

引き続き、地域での子どもの健全育成を支援する人材の育成、活用の充実に努めます。

---

## 7 青少年団体活動の支援

---

### **[これまでの成果と課題]**

子どもの主体的な活動を支援するため、「千歳市子ども活動支援センター」の市民ボランティアにより、青少年活動に関する情報収集、提供、活動相談、体験教室の実施などを行っています。

### **[今後の取組]**

「千歳市子ども活動支援センター」の運営方法について見直しを行いながら、関係部署との連携により市内で活動する青少年団体の把握に努めます。

---

## 8 読書環境の整備

---

### **[これまでの成果と課題]**

子どもの読書体験は、豊かな心と言語力や理解力を育む有効な手段といわれていますが、ゲーム機やインターネットの普及などにより、家庭での読書の機会が減少してきているといわれています。

また、生活環境の変化により親の読書離れも進んでいることから、子どもが読書の素晴らしさに触れる機会はますます少なくなっています。

### **[今後の取組]**

「千歳市子どもの読書活動推進計画（第2次）」に基づき、親子が様々な場や機会を通じて読書に親しみ楽しめる環境づくりや、親子読書の啓発に努めます。

---

## 9 スポーツ活動の推進

---

### **[これまでの成果と課題]**

スポーツを通じて健康で心豊かなライフスタイルを築く生涯スポーツの推進をめざし、健康づくりや体力増進に関する市民意識を啓発するとともに、スポーツ活動を支援する指導者や団体の育成のため、市内のスポーツ団体と連携し各種スポーツイベント・スポーツ教室を開催しています。

### **[今後の取組]**

今後も引き続き、千歳市体育協会と連携し、団体や指導者の育成に努めるとともに、各種イベントの見直しを行なうなど、子どもから大人まで楽しめる生涯スポーツを推進します。

## (4) 児童の健全育成

---

### 1 子育て支援対策の推進

---

#### [これまでの成果と課題]

子どもは生まれながらにして、さまざまな権利(「生きる・育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」)を持っており、子ども自身が自分の力で考え行動し、経験を通じて成長する「子育て」を支えるための方策が必要とされます。

#### [今後の取組]

児童生徒に対し命や思いやりの大切さ、差別やいじめのない社会の大切さについて教育すること及び児童生徒が、お互いに協力しながら花などの植物を栽培することによって、情操を豊かにし、命の大切さや相手への思いやりという基本的人権尊重の精神を身につけることを目的として、人権擁護委員による「人権教室」及び「人権の花運動」を実施します。

---

### 2 学童クラブ事業の拡充 ★(再掲)

---

#### [これまでの成果と課題]

学校の放課後に保護者が就労等により留守家庭となる小学生に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として、平成26年4月までに児童館併設で10か所、小学校併設で5か所の計15か所の学童クラブを設置しています。

平成26年度より、従来は小学3年生まで(障がいのある児童は4年生まで)としてきた学童クラブの対象学年を、小学4年生まで(障がいのある児童は5年生まで)に拡大しました。対象学年の拡大と、年々増加する入所希望者に対応するため、学童クラブの新設や、既存の学童クラブの定員拡大により、平成26年4月に定員を300人増やし、760人に拡大しました。

なお、市街地のすべての小学校区内への設置は完了していますが、北陽小・緑小において児童数が増加しているため、新たな学童クラブの開設などが課題となっています。

#### [今後の取組]

平成27年度から対象学年を小学6年生まで拡大します。今後は、北陽小・緑小地区における児童の増加に伴い、潜在的入所希望者が増加していることから、同校区内での新たな学童クラブの開設や受入拡大を検討します。(具体的な内容は79～80ページを参照。)

---

### 3 「ランドセル来館」の導入 ★ ☆

---

#### [これまでの成果と課題]

保護者が短時間労働等のため昼間家庭にいない場合や、保護者の出産、病気や介護により一時的に保育できない場合に、小学生が学校からランドセルを背負ったまま児童館に来館できる、登録制の事業です。平成25年度はモデル事業として1館で実施し、平成26年4月か

ら9つ全ての児童館で、1館当たり概ね30人を定員として、小学校4年生までを対象に実施しています。

#### **[今後の取組]**

平成27年度から対象学年を小学校6年生までに拡大し、利用者のさらなる利便性向上を図ります。

---

## **4 児童館事業の充実**

---

#### **[これまでの成果と課題]**

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とした児童福祉施設です。平成26年4月までに単館で7館、地域子育て支援センター併設で2館の合計9館を設置しています。

単館児童館のうち5館は、建設から10年を経過しており、計画的な修繕を行いながら、安全に施設を運営する必要があります。

#### **[今後の取組]**

今後も小学校児童数や地域状況を勘案のうえ、児童館の整備を検討するとともに、既存の施設については計画的に修繕を行い、安全に施設を運営します。

---

## **5 「放課後子ども教室」の推進**

---

#### **[これまでの成果と課題]**

総合的な放課後対策として放課後子ども教室を実施し、小学校や公民館などの公共施設を活用しながら、学習やスポーツ・文化体験活動、学年や世代を超えた交流など、さまざまな活動を行っています。

児童館未設置校区における放課後対策として、放課後子ども教室の開設に向けた協議を進める必要があります。

#### **[今後の取組]**

放課後子ども教室の開設に必要な条件（児童の活動場所となる空き教室や児童の活動を見守る地域の支援など）を整理し、児童館未設置校区各校の意向を確認し、実施の是非を検討します。

---

## **6 「中高生タイム」の導入 ★ ☆**

---

#### **[これまでの成果と課題]**

中高生は、部活動以外の時間で、放課後の居場所が不足しているといわれていることから、平成26年4月から児童館の開設時間を延長し、17時30分から18時30分を中高生の専用時間「中高生タイム」としています。利用する中高生が自分たちで「中高生タイム」に行うスポーツの内容や夏休み期間中の行事を企画・立案するなど自主的な活動を行っており、①放課後の10代の居場所づくり、②利用者の相談に乗れる指導員がいる安心な場所、③将来の



地域づくりの担い手となるきっかけとなることをめざし、支援しています。

地域や学校により、利用状況に差があることから、中学校・高校への積極的な周知を行うとともに学校等関係機関との連携を図る必要があります。

### **[今後の取組]**

中高生が指導員を信頼し、気軽に相談などができるよう、職員の資質向上、専門的な知識の習得を図ります。また、中学校・高校への積極的な周知を行うとともに学校等関係機関との連携を図ります。

---

## **7 学校体育施設の活用**

---

### **[これまでの成果と課題]**

放課後児童の安全な遊び場や、青少年スポーツ団体、個人に対するスポーツ振興のための場所を提供するため、小中学校の体育館、校庭やプール施設を、学校教育に支障のない範囲で一般市民に開放します。また、地域開放として土曜日の午前中に校庭・体育館の開放を行っています。

### **[今後の取組]**

今後も、体育施設は地域の共通の財産という考え方に立って開放し、市民が気軽に利用しやすい効率的な管理運営に努めます。

---

## **8 青少年会館の運営**

---

### **[これまでの成果と課題]**

青少年会館は、青少年の心身の健全な発達を促し、地域における青少年活動の振興を図るため、卓球や剣道、空手などのスポーツ少年団、千歳市シニアリーダーつばさなど、スポーツや青少年リーダーの活動に活用されています。

### **[今後の取組]**

青少年会館を活用し、同じ世代の仲間とスポーツ活動やレクリエーション活動を通じて、連帯感や協調性、責任感などを養う場として、今後も千歳市の未来を担う青少年の育成を図ります。

---

## **9 青少年指導センター活動の充実**

---

### **[これまでの成果と課題]**

青少年の健やかな成長と非行の未然防止をめざし、青少年指導センターでは専門指導員、青少年指導員を配置し、関係機関・団体、市民ボランティア等との連携を図りながら、巡回指導や小学校における地区内育成ふれあい活動などを行っています。

また、電話や面談などにより青少年や保護者から悩み事の相談を受け、解決に向けての支援をしています。

青少年を取り巻く環境の浄化や健全育成については、日常的に青少年と触れ合う機会を設

けることで、非行や問題行動の早期発見と未然防止を図る必要があります。

### **[今後の取組]**

今後も、青少年が非行などの問題行動を起こさないよう専門指導員、青少年指導員を配置し、関係機関・団体、ボランティア等との連携を図りながら、巡回指導や小学校における地区内育成ふれあい活動などを通して、青少年の健全育成を図ります。

## (5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

---

### 1 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

---

#### [これまでの成果と課題]

青少年を取り巻く環境の健全化のため、有害興行・図書類などの有害環境への対策を図るとともに、インターネット等の利用増加に伴うネットトラブルについて対応を検討する必要があります。

北海道青少年健全育成条例に基づき、有害図書類などの陳列方法や青少年に対する販売方法について、調査、指導しています。

#### [今後の取組]

関係機関や地域住民との連携を図り、有害図書類について定期的な巡回調査・指導を継続して実施することにより、有害環境対策の推進を図ります。

また、ネットトラブルに対応するため、インターネット利用に係る調査を実施するとともに、関係者や保護者を対象とした研修などを通して、青少年の健全なネット利用についての啓発を図ります。

## 基本目標 4 子育てを支援する生活環境づくり

基本目標 4 の達成に向け、2つの施策の方向性に基づく 8 の具体的施策に取り組みます。

施策の方向性	具体的施策		指標	掲載頁	所管課
(1) 良質・良好な居住環境の確保	1	公営住宅の整備	○	126	市営住宅課
	2	住宅情報の提供		126	市営住宅課
	3	シックハウス対策の推進		127	建築課
(2) 子育てにやさしい環境の整備	1	子育てにやさしい施設の充実		128	子育て推進課
	2	子育てバリアフリーの推進		128	建築課
	3	安全な道路交通環境の整備		128	道路建設課
	4	歩道補修・改修の推進		129	道路建設課
	5	公園の整備		129	都市整備課

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』を表します。

# (1) 良質・良好な居住環境の確保

---

## 1 公営住宅の整備

---

### [これまでの成果と課題]

バリアフリー化を施した公営住宅が増え、子ども・子育ての環境整備も進んでいますが、未改善の住宅も残っています。

新規・建替えについては、みどり団地3号棟を最後に当面新たな建設をしない方針であるため、今後、既存住宅のバリアフリー化や狭あい化解消が課題となっています。

また、既存平屋建て住宅については、建設後相当年数を経過しているものもあり、建築物の安全性等も確保する必要があります。

### [今後の取組]

住宅の狭あい化の解消やバリアフリー化、安全性の確保など住環境の変化やニーズの多様化に対応するため、富丘団地について、平成26年度に住宅耐力度調査を実施し、建物の安全性を判定のうえ、「千歳市公営住宅長寿命化計画」に基づく住宅の個別改善等の実施に向けた検討を進めます。

また、老朽化が著しく、長寿命化計画において用途廃止する方針とした団地及び住宅の解体も計画的に進めます。

---

## 2 住宅情報の提供

---

### [これまでの成果と課題]

平成23年度に「千歳市住宅マスタープラン（改訂版）」を策定し、引き続き民間住宅に関する情報の集約・提供への取組が必要とされています。

平成26年4月から指定管理者による市営住宅の管理を開始したことに伴い、指定管理者による住まいの情報センターの運営を検討しましたが、市内不動産情報の集約や総合的な住宅相談機能の確保に課題があります。

また、住宅や居住環境の情報提供に係る市民ニーズがどの程度あるのかを把握する必要があります。

### [今後の取組]

今後、市民ニーズの把握に努め、住宅情報の提供や総合的な住宅相談機能の確保に向け、センター化の判断や人的配置の検討を進めていきます。

---

### 3 シックハウス対策の推進

---

#### [これまでの成果と課題]

建築基準法における「シックハウス対策」の規制の導入に伴い、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げるとの全ての建築物に使用する建材や換気設備の規制について対策を推進します。

- ①内装仕上げの制限（ホルムアルデヒドを発生する建材についての種類別使用面積の規制）
- ②換気設備設置の義務付け（例：住宅では換気回数が0.5回/h以上（24時間換気））
- ③天井裏などの措置（居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐ措置）
- ④クロルピリホスの使用禁止（有機リン系のシロアリ駆除剤）

民間建築物については、上記の建築基準法上の規定を、公共建築物については建築基準法の規定のほかに市が定めた独自基準（上乘せ基準）により建築することとしており、建築方針の室内濃度規制値を満たしています。

ただし、室内濃度指針値の基準を満たす場合でも、化学物質の影響による発症には個人差が大きいことから、絶対的な対策を見出すことは現状では難しい状況にあります。

#### [今後の取組]

今後も、適切な建物づくりが行われるよう、厳正な審査に努めます。

## (2) 子育てにやさしい環境の整備

---

### 1 子育てにやさしい施設の充実

---

#### [これまでの成果と課題]

乳幼児を連れて外出した際に、おむつ交換や授乳場所、ミルクのお湯などを提供してくれる施設として、公共施設や民間の店舗など、市内 60 ほどの施設が“子育てにやさしい施設”として登録されています。

#### [今後の取組]

今後も、より多くの子育て家庭が“子育てにやさしい施設”を利用できるようパンフレットの配布などを通じ、施設利用の普及啓発に努めます。

また、子育てにやさしい施設の拡大が利用者増加につながり、地域全体で子育てを応援する気運が高まることから、子育てにやさしい施設として登録いただけるよう市内の事業者、店舗などに対する普及啓発に努めます。

### 2 子育てバリアフリーの推進

---

#### [これまでの成果と課題]

公共建築物については、段差の解消や乳幼児と一緒に利用しやすいトイレなど整備を行っているほか、民間建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「北海道福祉のまちづくり条例」に基づく指導を行っています。

#### [今後の取組]

今後も法律や条例に基づき、子ども・子育てに配慮した、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた建築物の普及推進を図ります。

### 3 安全な道路交通環境の整備

---

#### [これまでの成果と課題]

歩行者が安全で快適に通行できるように、歩道の拡幅や段差の解消など、バリアフリーに配慮した道路整備を行っています。特に、市内中心部においては、千歳駅周辺交通バリアフリー特定経路などの歩道整備を計画的に進めています。これにより、歩行者にとって安全で快適な歩行空間が確保され、所要の効果が発揮されています。

#### [今後の取組]

今後も引き続き、バリアフリーに配慮した歩道整備を進め、子どもや子ども連れの親子を含めたすべての歩行者が安全で快適に通行できるような歩行空間の確保に努めます。

---

## 4 歩道補修・改修の推進

---

### 【これまでの成果と課題】

バリアフリーや交通弱者の社会参加に対する意識の高まりを背景に、歩行者が安全・安心に通行できるように、生活道路等の歩道の新設及び傷んだ歩道の改修を行っています。補修・改修施工が必要な箇所は非常に多い状況にありますが、地域要望等を踏まえ、優先順位を定めて実施し、通行者の安全確保について一定の効果을上げています。

### 【今後の取組】

今後も引き続き、バリアフリーに配慮しながら、歩道の修繕・改修を進めます。

---

## 5 公園の整備

---

### 【これまでの成果と課題】

公園整備については、新興住宅地に新たな公園の建設を行うなど、計画的に進めています。また、整備後数十年を経た公園については、町内会などから老朽化した遊具等の改善を求める要望も多く、施設更新を計画的に進める必要があります。

### 【今後の取組】

公園整備にあたっては、地域でワークショップを開催するなど、住民の意見を反映させながら計画的に整備を行います。

また、未整備箇所の公園整備や老朽化した遊具などの施設更新を進め、子どもが安全に安心して遊ぶことのできる公園づくりに努めます。



## 基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標5の達成に向け、2つの施策の方向性に基づく5の具体的施策に取り組めます。

施策の方向性	具体的施策		指標	掲載頁	所管課
(1) 仕事と子育てを両立するための環境整備	1	仕事と生活の調和等に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集・提供 ☆	○	131	子育て推進課
	2	両立支援に関する情報提供		131	商業労働課
	3	事業所内保育所への支援		132	保育課
(2) 仕事と子育てを両立するための意識啓発	1	男女共同参画社会の推進		133	市民協働推進課
	2	男性の育児参加の促進 ☆		133	市民協働推進課

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』を表します。

# (1) 仕事と子育てを両立するための環境整備

---

## 1 仕事と生活の調和等に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集・提供 ☆

---

### [これまでの成果と課題]

少子高齢化に伴う労働人口が減少する現在においては、仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、企業の活力や競争力の源となる有能な人材の確保や育成、定着を図る上での可能性を高めるものです。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに普及し、社会全体での意識の醸成に寄与していくことが求められています。

### [今後の取組]

平成 26 年に、市内の民間事業所を対象に「企業における仕事と家庭の両立支援に関するアンケート」を実施したところ、行政に求める効果的な施策として、「セミナーの開催、先進企業の取組事例の紹介などの情報公開」が全体の 4 割以上を占めていました。

こうした事業者側のニーズを踏まえ、北海道が推進する「あったかファミリー応援企業登録制度」や「両立推進企業表彰制度」との連携などを踏まえ、「仕事と生活の調和等に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集・提供」について具体的に検討し、実施します。

---

## 2 両立支援に関する情報提供

---

### [これまでの成果と課題]

社会経済情勢の変化や女性の就業率の高まりにより、共働き世帯が増加し、その就労形態も多様化する中で、ライフステージや個人の事情に応じた柔軟性のある働き方の実現が望まれています。

また、少子化の進行により、労働力人口の減少が懸念される中、男性を含めた働き方の見直しを行い、労働者が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる環境整備が求められています。

### [今後の取組]

仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備を支援するため、育児休業制度をはじめ、一般事業主行動計画の策定や両立支援に関する各種助成制度等について、関係機関との連携による周知・啓発に取り組みます。

---

### 3 事業所内保育所への支援

---

#### **[これまでの成果と課題]**

事業所内保育所での保育サービスを受けることで、保護者が安心して就業できる体制づくりを支援するため、市独自に事業所内保育所の運営経費の一部を補助しています。

#### **[今後の取組]**

新制度の施行に合わせて、自社の従業員の子ども以外の地域の子どもの受入を行う場合（定員に地域枠を設ける場合）には、地域型保育給付を受けることとなりますが、地域の子どもを受け入れるための施設及び職員等の体制が確保できないなど、当該給付を受けることが困難な事業者に対しては、引き続き補助を実施します。

## (2) 仕事と子育てを両立するための意識啓発

---

### 1 男女共同参画社会の推進

---

#### [これまでの成果と課題]

男女共同参画社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識を解消し、女性も男性も仕事や家庭の両立が可能となるような環境整備が必要です。

男女共同参画意識の醸成に向けた取組を推進していますが、参加者数や年齢層など参加者の裾野が広がらない等の課題があります。

#### [今後の取組]

様々な分野における協力と責任分担のもと、男女共同参画意識の啓発のため、「ちとせ男女共同参画推進プラン（平成19年3月策定）」に基づき、セミナー等を開催します。

### 2 男性の育児参加の促進 ☆

---

#### [これまでの成果と課題]

社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図り、子育て環境を更に整えていくためには、男性の育児参加の促進が重要となります。

#### [今後の取組]

これから父親となる男性向けに、妊娠から子どもの小学校入学までの必要情報等をまとめた「父子健康手帳」を発行し、母子健康手帳と併せて配布する事業を平成27年度から検討します。

## 基本目標 6 子育て環境の変化に応じた切れ目のない 支援

基本目標 6 の達成に向け、1 つの施策の方向性に基づく 7 の具体的施策に取り組めます。

施策の方向性	具体的施策	指標	掲載頁	所管課
(1) 地域の実情に応じた きめ細かな支援	1 結婚を応援する取組の実施 ☆		135	市民協働推進課
	2 子育て支援中核施設の拡充 ★ ☆	○	135	子育て総合支援センター
	3 「ちとせ子育てコンシェルジュ」の導入 ★ ☆	○	136	子育て総合支援センター
	4 「ホームスタート（訪問型子育て支援）」の導入 ★ ☆	○	136	子育て総合支援センター
	5 子育てに関する総合情報の提供（再掲）	○	136	子育て推進課
	6 公立子育て施設による「子育てブログ」の導入 ★ ☆	○	137	子育て総合支援センター、保育課、こども療育課
	7 「転入親子ウエルカム交流ツアー」の導入 ★ ☆	○	137	子育て推進課

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』、（再掲）は98ページの記載を表します。

## (1) 地域の実情に応じたきめ細かな支援

---

### 1 結婚を応援する取組の実施 ☆

---

#### [これまでの成果と課題]

国の調査結果から、独身男女の約9割が結婚意思を持っている一方で、雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産の希望がかなわないといった現状があり、将来の人口減少を懸念する地域では、そうした結婚を希望する若者を応援する取組が実施されています。

千歳市においても、若い世代の女性人口が減少傾向にあり、出生児数の低下に伴う人口の減少が心配されています。

#### [今後の取組]

全道一若いまちという千歳市の特徴を生かし、子育て世帯となる若者の移住・定住を促進し、将来の発展につなげるため、結婚を希望する若者が結婚できるよう支援する取組として、独身男女の出会いの場を提供する婚活パーティーや、結婚のすばらしさや家庭を持つこと、子育ての意義などを考えるセミナーなどの開催を検討します。

---

### 2 子育て支援中核施設の拡充 ★ ☆

---

#### [これまでの成果と課題]

「地域子育て支援センター」、「児童館」、「学童クラブ」機能を持つ中核施設として、平成20年4月にちとせっこセンターを、平成26年3月にげんきっこセンターを開設しました。子育て相談、乳幼児親子が交流する「つどいの広場」や、「ベビーマッサージ」などの各種事業を実施しています。

#### [今後の取組]

学童クラブの対象学年拡大や、児童館の中高生タイム導入により、各事業の利用者の利便性の向上と合わせて、乳幼児から高校生まで切れ目ない子育て支援を行うよう、今後も中核施設としての運営を継続していきます。

---

### 3 「ちとせ子育てコンシェルジュ」の導入 ★ ☆

---

#### [これまでの成果と課題]

平成 27 年 4 月からの新制度施行に伴い、子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所での利用者支援が求められています。

#### [今後の取組]

平成 27 年度 4 月から、ちとせっこセンター・げんきっこセンターの 2 か所に、ちとせ子育てコンシェルジュを配置し、子育て家庭の「個別ニーズ」の把握を行いながら、新制度の施行に伴って複雑化した教育・保育施設の支給認定制度や、当市の多種多様な子育て支援事業の利用にあたっての「情報集約と提供」、「利用者支援」を行います。

(具体的な内容は 67 ページを参照)

---

### 4 「ホームスタート（訪問型子育て支援）」の導入 ★ ☆

---

#### [これまでの成果と課題]

転出入者が多く、子育てに関して身近に相談できる相手が少ないという当市の特徴から、千歳市子ども・子育て会議や「ちとせ子育て支援ネットワーク会議」の場では、「ちとせっこセンターに来ることができる人は良いが、来られない人が心配」という意見が多く出されています。

様々な理由から外出して子育て支援事業を利用することが難しい保護者に対して、家庭を訪問し、子育ての悩みに寄り添い、子育ての楽しさを実感したり、地域とのつながりを持つように、子育て支援サービスの利用や関係機関へつなげる取組が求められています。

#### [今後の取組]

平成 27 年度から、訪問型子育て支援事業として、ちとせっこセンターとげんきっこセンターに配置された職員が、希望する家庭や、民生委員児童委員等の情報を元に気になる家庭を訪問する活動を開始します。未就学児がいる家庭に、週に一度、定期的に約 2 か月間訪問し、滞在中は友人のように寄り添い、傾聴や協働等の活動をします。将来、本事業のニーズが増えた時には、有償ボランティアやファミリー・サポート・センターの活用について検討します。

---

### 5 子育てに関する総合情報の提供（再掲）

---

(98 ページの再掲。)

---

## 6 公立子育て施設による「子育てブログ」の導入 ★ ☆

---

### [これまでの成果と課題]

平成 26 年 2 月から、地域子育て支援センター、保育所、児童館、こども通園センターの公立の子育て施設によるブログの運用を開始しました。施設を利用する子どもの保護者を始め、妊娠中や出産直後で外出が難しい方など様々な方へ向けて、施設の行事案内、子どもの様子や親子利用の風景など、日々の情報を積極的に発信しています。

### [今後の取組]

今後も、「千歳市子育てガイド」や「ちとせ子育てネット」などの総合情報媒体では伝えきれない、ブログならではの最新の情報を発信し、手軽に子育て支援情報が得られるとともに、安心してサービスを利用できる環境づくりをめざします。

---

## 7 「転入親子ウエルカム交流ツアー」の導入 ★ ☆

---

### [これまでの成果と課題]

当市において子育て世帯の通算居住年数は短く、アンケート調査の結果では、就学前の子どもがいる世帯のうち、5 年未満の居住が全体の約 35%を占めます。

また、これらの世帯は気軽に相談できる人、特に相談相手としての「隣近所、知人、友人」が少なく、子育て世帯の孤立化につながりやすいことが心配されます。転入してきた子育て世帯を歓迎し、子育ての悩みに寄り添い不安な気持ちを和らげながら、子育て支援サービスや子育て関係機関へとつなげる支援が求められています。

### [今後の取組]

平成 27 年度から、千歳に不慣れな子育て世帯を対象としたバスツアーを年 2 回程度実施します。千歳の街並みや市の子育て支援事業に触れ、①市の子育て支援事業を知ってもらうこと、②親子同士が知り合うきっかけづくり、③転入後間もなく引きこもりがちな乳幼児期の親子を事業の利用につなげることをめざし、取組を進めます。



## 基本目標 7 子どもを守る安全なまちづくり

基本目標 7 の達成に向け、2つの施策の方向性に基づく5の具体的施策に取り組みます。

施策の方向性	具体的施策		指標	掲載頁	所管課
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	1	交通安全教室の実施		139	市民生活課
	2	交通安全指導の実施		139	市民生活課
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	1	緊急避難所「子ども110番の家」指定事業の充実		140	青少年課(教委)
	2	千歳っ子見守り隊支援事業の実施		140	青少年課(教委)
	3	不審者情報携帯メール配信事業の実施		140	青少年課(教委)

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』を表します。

# (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

---

## 1 交通安全教室の実施

---

### [これまでの成果と課題]

学校等と連携しながら各年代に応じた交通安全に関する指導・啓発事業を実施し、交通事故防止に向け交通安全意識の高揚や交通マナーの向上に努めています。

### [今後の取組]

道路交通法改正による児童の自転車用ヘルメット着用の周知や、警察、学校等と連携し、中・高校生を対象にした自転車走行ルールを習得するための指導強化に努めます。

また、幼児と小学校1年生から4年生までの児童を対象に年60回から70回程度交通安全教室を開催するとともに、交通安全フェアなどのイベントにおける交通事故防止の啓発活動に取り組むほか、中・高校生に対する啓発活動についても引き続き実施します。

---

## 2 交通安全指導の実施

---

### [これまでの成果と課題]

通学路における児童への立哨指導や街頭立哨指導、中・高校生を対象にした自転車走行ルールの啓発を実施し、指導員による実践的な指導を継続するほか、PTAや見守り隊との連携による交通安全指導による交通事故防止の徹底を図っています。

### [今後の取組]

交通安全教育指導員、交通指導員を配置し、学校や地域と連携しながら、各年齢層に応じて日常生活における交通安全意識の向上や交通ルールなどを習得するための指導・啓発を行い、交通事故防止の徹底を図ります。

引き続き交通指導員は、春・夏・秋・冬の各交通安全運動期間中に加え、週3回担当小学校の交通安全指導を実施し、交通安全教育指導員は、各小学校の全ての登校期間に担当小学校の交通安全指導を実施します。

## (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

---

### 1 緊急避難所「子ども110番の家」指定事業の充実

---

#### [これまでの成果と課題]

児童生徒が不審者などに遭遇したときに助けを求めて駆け込める場所として、各小学校が校区内にある住宅や店舗などに協力を依頼し、緊急避難場所「子ども110番の家」として指定しています。また、ステッカーを表示することにより犯罪の未然防止を図っています。

不審者発生時などにおける児童生徒の安全確保を充実させるためには、学校や行政だけではなく、日常的に児童生徒に接することができる地域も一丸となって対応していくことが必要です。

#### [今後の取組]

今後も、各小学校では校区内で指定している場所の見直し点検を行い、児童生徒、家庭、地域住民などに周知するとともに、地域の中で協力を呼びかけ、避難場所の拡充など事業の充実を図ります。

---

### 2 千歳っ子見守り隊支援事業の実施

---

#### [これまでの成果と課題]

登下校時における児童生徒の安全確保を充実させるためには、学校や行政だけではなく、日常的に児童生徒に接することができる地域住民も一丸となって対応していくことが必要です。

P T Aや町内会などが、地域のボランティア活動として、各小学校区に「千歳っ子見守り隊」を結成し、子どもたちが安全に安心して登下校ができるよう、立哨、巡回指導を実施しています。

#### [今後の取組]

学校と地域、保護者などが共通理解と連携を深め、地域全体で児童生徒を見守る効果的な取組として、今後も事業を継続して実施します。

---

### 3 不審者情報携帯メール配信事業の実施

---

#### [これまでの成果と課題]

不審者情報の発信については、各関係機関にF A Xで周知するほか、市のホームページに掲載しているところです。また、希望する市民に携帯電話を利用した不審者情報メールの配信を実施しており、外出先等においても情報が得られることで、不審者に迅速に対処することができます。

#### [今後の取組]

今後も、市民に対する周知を図り、メール配信登録者の拡大に努めます。

# 基本目標 8 援助が必要な子ども・子育て世帯への支援

基本目標 8 の達成に向け、5 つの施策の方向性に基づく 30 の具体的施策に取り組みます。

施策の方向性	具体的施策	指標	掲載頁	所管課
(1) 児童虐待防止対策の充実	1 家庭児童相談室の充実		142	子育て推進課
	2 養育支援訪問による児童虐待防止対策の充実 ☆ (再掲)	○	142	子育て推進課
	3 「要保護児童地域ネットワーク協議会」による連携	○	142	子育て推進課
	4 「おやおや安心サポートシステム」の推進	○	143	子育て推進課
	5 「コモンセンス・ペアレンティング」の普及促進	○	143	子育て推進課
	6 虐待予防母子保健の充実		143	健康推進課
(2) 心のケアを必要とする子どもへの支援の充実	1 教育相談の充実		145	青少年課(教委)
	2 学校適応指導教室「おあしす」の充実		145	青少年課(教委)
	3 里親制度の普及		145	子育て推進課
(3) ひとり親家庭の自立支援の充実	1 母子・父子自立支援員による相談体制の充実		146	子育て推進課
	2 母子家庭等日常生活支援事業の実施		146	子育て推進課
	3 児童扶養手当制度の実施		146	子育て推進課
	4 ひとり親家庭等医療費助成事業の実施		147	医療助成課
	5 母子家庭等自立支援給付金事業の実施		147	子育て推進課
	6 婚姻暦のないひとり親家庭に対する特定教育・保育施設等の保護者負担の軽減		147	保育課
(4) 障がいのある子ども等への支援の充実	1 障がい児のための「インクルージョン保育」の導入 ★ ☆	○	148	こども療育課
	2 こども通園センター事業の推進		148	こども療育課
	3 特定教育・保育施設等の障がい児受入に対する支援		149	保育課
	4 幼稚園における特別支援教育の促進		149	企画総務課(教委)
	5 小学校における特別支援教育・交流教育の充実		149	学校教育課(教委)
	6 学童クラブの障がい児入所の推進		150	子育て総合支援センター
	7 特別児童扶養手当等制度の実施		150	子育て推進課
	8 重度心身障害者医療費助成事業の実施		151	医療助成課
	9 各種福祉サービスの実施		151	障がい者支援課
(5) 経済的支援の充実	1 児童手当制度の実施		152	子育て推進課
	2 特定教育・保育施設等の保護者負担の軽減		152	保育課
	3 私立幼稚園就園奨励費制度の実施		152	企画総務課(教委)
	4 就学援助制度の実施		152	学校教育課(教委)
	5 特定教育・保育施設等が徴収する物品購入費等の助成事業の実施 ☆		153	保育課
	6 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の実施		153	子育て推進課

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』、再掲は71ページの記載を表します。

# (1) 児童虐待防止対策の充実

---

## 1 家庭児童相談室の充実

---

### [これまでの成果と課題]

家庭児童相談員等による相談業務のほか、臨床心理士による「子育てカウンセリング」、北海道中央児童相談所と連携した療育手帳の相談等を実施しています。

また、千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会等の活用により、児童相談所をはじめ関係機関・団体と連携し、幅広い相談に対応しています。

### [今後の取組]

家庭や地域社会における子育て力の低下、子育ての孤立化により、子育てに負担感や不安感、ストレスを抱えている保護者が増大していることから、今後も各種相談を継続します。

## 2 養育支援訪問による児童虐待防止対策の充実 ☆（再掲）

---

### [これまでの成果と課題]

児童虐待は、養育者の子育てに対する不安や孤立感、養育能力の未熟さを要因として発生すると考えられます。これまで保健師等による専門的な助言や指導、家庭児童相談員による養育相談等により、虐待の未然防止に努めてきました。

核家族化や子育てモデルの不足が、家庭だけで子どもを養育することを困難にしています。養育支援訪問事業による、家事支援を行うことで更に関係機関が連携して児童虐待を未然に防ぐことが必要になっています。

### [今後の取組]

要支援家庭について、要保護児童地域ネットワーク協議会ケース会議において家事支援の必要性を検討し、家事支援のヘルパーを派遣することによる、適切な養育環境の確保に努めます。（具体的な内容は71ページを参照。）

## 3 「要保護児童地域ネットワーク協議会」による連携

---

### [これまでの成果と課題]

児童福祉法に基づき、平成17年9月に設置された千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会の構成員（児童相談所、保健所、警察署、民生委員児童委員、保育所、幼稚園、小中学校等）と連携し、児童虐待の早期発見や未然防止、適切な保護に向けた対応を行っています。要保護児童地域ネットワーク協議会では、代表者会議、年数回の実務者会議、必要に応じ個別のケース検討会議を行っているほか、関係機関の資質向上のための研修会を開催しています。また、平成24年度から新たに「要保護児童担当」職員を配置し、体制を強化しました。

### [今後の取組]

複雑化・多様化する児童養育の問題に対し、児童虐待等の未然防止や早期発見を図るため、各関係機関の連携により、それぞれの役割を踏まえた複合的な対応に努めます。

（具体的な内容は71ページを参照。）

---

## 4 「おやおや安心サポートシステム」の推進

---

### 【これまでの成果と課題】

全国的に児童虐待件数が増加し、本市においても児童虐待の相談件数は増加しています。就学前児童の虐待は重篤な事故につながる場合があります、児童虐待の発生予防対策の充実や不適切な養育を改善する取組を強化する必要があります。

本市では、「おやおや安心サポートシステム」として、市内の保育所・幼稚園の入園児を対象に千歳市独自の経過観察票を用いて児童の様子を確認し、不適切な養育が疑われる親子がいた場合には、要保護児童地域ネットワーク協議会の個別ケース会議を実施するという仕組みを構築しました。

### 【今後の取組】

今後もおやおや安心サポートシステムを活用し、保育所等と母子保健・児童福祉等関係機関の協働のもとに、発生予防の段階から情報を共有し、援助方針等を検討することにより、児童虐待の未然防止とともに地域の支援力を高める取組を推進します。

---

## 5 「コモンセンス・ペアレンティング」の普及促進

---

### 【これまでの成果と課題】

暴力を伴ったしつけは子どもにとって親への恐怖感を与え、子どもの成長に大きな影響を持つ親子関係にダメージを与え、様々な問題行動の原因となると言われています。「コモンセンス・ペアレンティング」は効果的なしつけのスキルの体得を学習することを目的とする、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる方法を親に伝える学習プログラムであり、本市では家庭児童相談員がトレーナー資格を取得し、平成 25 年度より個別相談ケースの家庭を対象に実施しています。

### 【今後の取組】

今後も個別対応のほか、一般市民向けの講座、認定こども園・保育所・幼稚園等の保護者に講座の案内を配布し講座を実施するなど、普及を促進します。

---

## 6 虐待予防母子保健の充実

---

### 【これまでの成果と課題】

赤ちゃん訪問、乳幼児健診において、母親の不安や乳幼児への不適切な育児状況を把握するためのスクリーニング（アンケート）を実施し、虐待等、問題が深刻になる前からの早期支援に努めているほか、養育支援事業として、ストレスにより育児困難感を持っている母親を対象としたグループミーティングを実施しています。グループミーティングは、母親が自分の気持ちを素直に話せる場であり、その結果、客観的に育児を振りかえることができ育児に対して前向きになるといった効果が見られます。

また、臨床心理士による育児講座を開催し、自分の育児について自信がもてるよう働きかけを行っています。

## **[今後の取組]**

今後も、母親の子育て不安や自己解決能力などの状況を早期に把握し、保護者に対する支援を行い、虐待予防に努めます。

また、グループミーティングの内容や保護者への関わり方について関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

## (2) 心のケアを必要とする子どもへの支援の充実

---

### 1 教育相談の充実

---

#### [これまでの成果と課題]

いじめ・不登校・問題行動等の要因が多様化、複雑化してきている中で、初期対応が遅れた場合や、適切な対応がなされなかった場合などに、問題がより深刻化するケースがでています。

児童生徒が安全・安心できる校内環境を作るためには、教育相談だけではなく、専門的な指導・助言が可能なスクールカウンセラーの配置や、日常的な児童との関わりから未然防止の効果が高い心の教室相談員の配置が必要となっています。

#### [今後の取組]

現状のスクールカウンセラーや心の教室相談員による相談体制を継続するとともに、学校だけではなく各関係機関との協力・連携に努め、教育相談業務の充実を図ります。

### 2 学校適応指導教室「おあしす」の充実

---

#### [これまでの成果と課題]

社会環境、生活環境の不安定な状況は、心身の形成に未発達な児童生徒に大きな影響を与え、不登校などの問題につながるケースがあります。

不登校問題は、学校だけではなく教育委員会、家庭、関係機関が連携し支援体制の充実を図ることで、不登校の早期解決や引きこもり状態から一步を踏み出せることから、不登校児童生徒の居場所づくりのため、適応指導教室の開設が必要となります。

#### [今後の取組]

今後も適応指導教室を継続し、不登校等の問題を抱える児童生徒の実情を把握したうえで、適応指導教室を拠点とし、学校や関係機関、家庭と連携を図りながら学校復帰に向けた適切な指導支援体制の充実を図ります。

### 3 里親制度の普及

---

#### [これまでの成果と課題]

里親制度について広く周知し、里親登録者の確保を図るため、市の広報誌への啓発記事の掲載、里親制度に関するPRポスターの掲示のほか、家庭児童相談業務において、関係者に制度の説明・奨励を行っています。

#### [今後の取組]

近年、養育困難な家庭や児童虐待が増大するなど、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変わってきています。様々な事情で社会的保護が必要な児童を、より家庭的な環境で心身ともに健やかに育てることを目的に、里親制度を所管する北海道中央児童相談所と連携しながら、里親制度の普及に努めます。



## (3) ひとり親家庭の自立支援の充実

---

### 1 母子・父子自立支援員による相談体制の充実

---

#### [これまでの成果と課題]

ひとり親家庭の経済的な自立を図るため、母子・父子自立支援員2名を配置し、年間約1,000件の自立支援等の各種相談業務を行い、実態に合わせ自立の促進に向けた総合的・継続的な対応を行っています。

また、北海道が実施している、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し就労や児童の就学などで資金が必要となったときに各種資金の貸付を行う「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度」について、相談や申請書類の受付を行っています。

#### [今後の取組]

経済状況、雇用状況の改善や高校教育の無償化から貸付件数、貸付金額は減少傾向にあるものの、就学資金のニーズは高く、ひとり親家庭の実情を的確に把握し、早期の自立が図られるよう情報提供や指導、求職活動に関する支援など総合的な相談業務を行います。

また、相談内容の多様化などに対応できるよう関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

---

### 2 母子家庭等日常生活支援事業の実施

---

#### [これまでの成果と課題]

ひとり親家庭の保護者等が出張、疾病などの理由により日常生活に支障がある場合、安心して子育てをしながら生活することができるよう、一時的に家庭生活支援員（ホームヘルパー）を派遣し、乳幼児の世話、住居の掃除、買い物、調理などを行っています。家庭生活支援員の派遣を千歳市母子会に委託し、実施しています。

#### [今後の取組]

事業の円滑かつ有効的な運用を促進するため、制度の趣旨や具体的な支援内容を関係機関と連携することで広く周知し、事業の充実を図ります。

---

### 3 児童扶養手当制度の実施

---

#### [これまでの成果と課題]

父母の離婚や未婚での出産などにより、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し、児童福祉の増進を図るため、手当を支給しています。

#### [今後の取組]

ひとり親家庭の経済的な自立を図るためには、児童扶養手当等による経済支援施策が重要であることから、離婚届の提出時や離婚前相談の際に、母子・父子自立支援員による相談・各種制度の説明・助言などを行うとともに、適正な支給事務を行うため、手当支給の対象となるひとり親世帯の的確な状況把握に努めます。

---

## 4 ひとり親家庭等医療費助成事業の実施

---

### 【これまでの成果と課題】

原則 18 歳までの児童の入院・通院に対し、親は入院のみに対して医療費の助成を行います。3 歳未満及び住民税非課税世帯には全額助成（初診時一部負担金を除く）、住民税課税世帯で 3 歳から小学校就学前までの児童は医療費の 1 割を助成、小学生以上の児童と親には医療費の 2 割を助成します。

### 【今後の取組】

今後も継続して事業を実施します。

---

## 5 母子家庭等自立支援給付金事業の実施

---

### 【これまでの成果と課題】

母子家庭等自立支援給付金事業は、職業能力の向上や専門的な資格取得などにより、母子家庭等の経済的な安定と自立の促進を図るための就労支援策であり、市が指定した教育訓練講座を受講し修了した場合に、その経費の一部を支給します（自立支援教育訓練給付金）。また、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するため、養成機関で 2 年以上修業する場合に、国が定める額により給付金を支給します（高等職業訓練促進給付金）。

### 【今後の取組】

母子・父子自立支援員は、事前相談において就業に結びつきやすい資格取得へ向けた支援を行うとともに、今後も関係機関との連携を強化し、事業内容を広く周知し、利用者の増加を図ります。

また、養成機関での受講中における母子家庭等の生活の安定を図るため、北海道の母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用を含めて支援を行います。

---

## 6 婚姻歴のないひとり親家庭に対する教育・保育施設等の保護者負担の軽減

---

### 【これまでの成果と課題】

保育所の保育料については、所得税及び市町村民税の税額に応じて算出されますが、これらの税額は、婚姻歴があることで「寡婦（寡夫）控除」が受けられる保護者と、未婚のため受けられない保護者とで、保育料の負担に差が生じていました。

市は、平成 26 年度から、婚姻歴のないひとり親についても税額控除の「みなし適用」を行うことで、ひとり親家庭における保護者負担の平準化を図っています。

### 【今後の取組】

新制度施行後の特定教育・保育施設等の利用に関わる保護者負担については、これまで同様に税額に基づく応能負担となることから、引き続き税額控除の「みなし適用」を行い、婚姻歴のある・ないに関わらず、公平に保護者負担を軽減する取組を実施します。

## (4) 障がいのある子ども等への支援の充実

---

### 1 障がい児のための「インクルージョン保育」の導入 ★ ☆

---

#### [これまでの成果と課題]

発達障がいを含む障がい児は増加・多様化の傾向にあり、障がい児等の教育・保育施設の円滑な利用が求められています。私立保育所や幼稚園において、障がい児の受入が困難とされる理由には、専門的人員体制の確保のほか、私立の教育・保育施設事業者と市の療育機関との連携の困難性が挙げられています。

#### [今後の取組]

インクルージョンとは、「障がいの有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざす」ことをいいますが、当市の療育機能を最大限活用して、私立の教育・保育施設での受入の円滑化と、発達障がいの早期発見・早期対応に向けた、以下の取組を展開します。

#### 1. 「訪問療育支援（保育所等訪問支援事業）」の実施

認定こども園、保育所、幼稚園等を利用する知的・情緒・肢体不自由児に対し、保護者の希望（申請）により、保育所、幼稚園等において、子ども1人当たり月2回、1回4時間程度の訪問支援を行います。

#### 2. 「こども相談みにくる（専門員巡回支援事業）」の実施

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、週3回程度、認定こども園、保育所、幼稚園等を巡回し、施設のスタッフや保護者に対し障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

---

### 2 こども通園センター事業の推進

---

#### [これまでの成果と課題]

心身の発達に心配や障がいのある乳幼児とその保護者に対して、こども発達相談室が、子どもの発達に関する不安や育児に関する相談による継続支援を行うほか、こども通園センターでは、子どもの発達状況に応じた療育支援を実施しています。また、新たに、こども通園センター利用者向けに総合相談窓口を設置し、子育てなどに悩みを持つ保護者への支援も行っています。

発達障がいなどの障がいに対する社会的認識が高まる中で、相談内容は多様化しています。家庭や地域社会など子どもを取り巻く生活環境が変化する中で、発達に不安のある子どもが地域の中で豊かに育つことを願う保護者のニーズが高まっています。

#### [今後の取組]

子どもの生活を見据え、発達状況や課題にあったサービスの利用ができるよう、専門的な視点からの相談を充実させていきます。また、こども通園センターでは、多様な専門性からの支援に加え、保護者向けの学習会などを通じた情報提供や、相談対応を継続します。

---

### 3 特定教育・保育施設等の障がい児受入に対する支援

---

#### [これまでの成果と課題]

障がい児に対する保育を推進するため、市はこれまで、公立保育所での受入と合わせて、障がい児保育補助事業により、私立保育所での障がい児受入を促進してきました。一方で、障がいや発達障がいのある子どもは増加の傾向にあり、保育所での障がい児受入は飽和状態にあります。

#### [今後の取組]

新制度は、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目的としていることから、障がい児など特別な支援が必要な子どもについても、他の障がい児施策等との連携を図りながら、特定教育・保育施設等において受入を進めていく必要があります。

しかし一方で、集団保育に適さない障がいを有する児童や、施設側の受入環境、受入体制などに鑑みると、すべての施設・事業において一律に障がいがある児童を受け入れることは困難です。

今後は、市の私立保育所に対する補助事業を継続し、さらに対象を私立認定こども園を含めて拡大することで、障がい児受入の拡大を図るほか、認定こども園の機能を活用した教育標準時間での利用と合わせて対応します。

また、子どもの障がいの程度により私立の特定教育・保育施設での対応が困難な場合は、2か所の公立教育・保育施設での受入により利用を下支えするほか、市の直接関与の下で、私立の教育・保育施設における受入推進及び情報提供に努め、あつせん、利用調整を行います。

---

### 4 幼稚園における特別支援教育の促進

---

#### [これまでの成果と課題]

従来、幼稚園に対しては、国の私学助成に基づく特別補助（特別支援教育経費）により財政支援が行われてきたほか、さらに市は、障がい児を受け入れた幼稚園に対する補助事業を実施し、幼稚園の財政的負担を軽減するとともに、特別支援教育の促進を図ってきました。

#### [今後の取組]

新制度の施行後も、教育・保育給付を受けない幼稚園に対しては、国の私学助成による特別支援教育が推進されることから、特別支援教育のニーズの高まりに対応するため、今後も引き続き私学助成による幼稚園を対象に補助事業を実施し、適切な教育環境の整備を促進します。

---

### 5 小学校における特別支援教育・交流教育の充実

---

#### [これまでの成果と課題]

小学校において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が将来自立し、夢や目標を実現していくため、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内研修の実施や校内特別支援教育委員会の活性化等の基本的な校内支援体制の整備・充実が求められています。

### **[今後の取組]**

特別な教育的支援を必要とする児童生徒を的確に把握し、将来、自立や社会参加ができるよう、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴についての校区を「鉄北地区」、「鉄南地区」、「向陽台地区」の3ブロックに分け、児童生徒一人一人の障がいに応じた特別支援教育の体制整備を推進します。

---

## **6 学童クラブの障がい児入所の推進**

---

### **[これまでの成果と課題]**

集団保育や日々の通所が可能な軽度の障がい児に対し、学童クラブ内で健常児と一緒に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、学童クラブの障がい児入所を進めています。平成26年4月までに児童館併設で10か所、小学校併設で5か所の計15か所の学童クラブで受入をしており、平成25年4月からは各クラブの障がい児の定員を「2名程度」から「若干名」に変更するなど、受入枠の拡大を進めています。近年、発達障がい傾向の児童が多くなっていることから、さらなる職員の資質向上、専門的な知識の習得を図る必要があります。

### **[今後の取組]**

平成27年度から学童クラブの対象学年が小学校6年生まで拡大することに伴い、障がい児が入所する学童クラブには職員を増員するなどして受入体制を整備していきます。一人ひとりの障がいや発達状況に合わせた対応を実践できるよう、各種研修などを通じて職員の資質向上、専門的な知識の習得を図るとともに学校等関係機関との連携を強化します。

---

## **7 特別児童扶養手当等制度の実施**

---

### **[これまでの成果と課題]**

障がいのある子どもや家族などへの経済的な援助と児童福祉の増進を目的として、身体や精神に一定程度の障がいのある満20歳未満の児童の養育者を対象として、特別児童扶養手当を、重度の障がいがあり在宅で日常生活を送るために常時介護を必要とする児童に障害児福祉手当を支給しています。

### **[今後の取組]**

いずれの手当も、支給を受けるために認定請求手続きを行う必要があります。認定資格があるにもかかわらず制度を知らないために支給を受けられないことがないように、相談対応の際の制度説明、関係機関等への福祉サービスガイドブック等のパンフレット作成や配布、広報ちとせでの情報提供などさまざまな機会を通じ制度の理解促進と周知を行い、円滑な制度利用を図ります。

---

## 8 重度心身障害者医療費助成事業の実施

---

### [これまでの成果と課題]

身体障害者手帳の1級、2級、3級で内部疾患の方及び療育手帳A判定の方の入院・通院に対し、精神保健福祉手帳1級の方の通院に対して助成を行い、医療費負担の軽減を図ります。

3歳未満及び住民税非課税世帯には全額助成（初診時一部負担金を除く）、住民税課税世帯のうち3歳以上小学校就学前までは医療費の1割を助成、小学生以上は医療費の2割を助成します。

### [今後の取組]

今後も継続して事業を実施します。

---

## 9 各種福祉サービスの実施

---

### [これまでの成果と課題]

千歳市では人口の増加に伴い、障がいのある方の増加も見込まれており、障がいのある方の多様なニーズに対応した障害福祉サービスや地域生活支援事業などのサービス提供体制の確保に努める必要があります。特に、制度改正により、平成27年度から障害福祉サービスを利用するすべての方にサービス等利用計画を作成しなければならないことから、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の確保や、重度の障がいを持った利用者に対応するヘルパーや事業所の確保に努める必要があります。

### [今後の取組]

障がいのある方やその家族が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、千歳市の障がいのある方の総合相談窓口である「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」を中心とした情報発信機能の強化に努めるとともに、市内の障害福祉サービス事業者等で構成する「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を中心に、関係機関等と連携し、高度・多様化するニーズに対応したサービス提供基盤の確保に努めます。

## (5) 経済的支援の充実

---

### 1 児童手当制度の実施

---

#### [これまでの成果と課題]

児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、中学校修了前までの児童を養育する父母等に対し、国が定める額により手当を支給します。

#### [今後の取組]

今後も、国の制度改正等の動向を注視しながら、制度の周知や申請手続等の事務処理の円滑化に努めます。

### 2 特定教育・保育施設等の保護者負担の軽減

---

#### [これまでの成果と課題]

従来、国では保育所の保育料について徴収基準額を定めていますが、市はこれを細分化して保護者負担の公平化を図ってきました。

#### [今後の取組]

新制度施行後の特定教育・保育施設等の利用に関わる保護者負担については、これまでと同様、応能負担により保護者の所得に応じた基準額の設定が示されていますが、市は、今後も引き続き国の基準額を細分化することで保護者負担金を決定し、保護者の負担を軽減する取組を実施します。

### 3 私立幼稚園就園奨励費制度の実施

---

#### [これまでの成果と課題]

保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図ることを目的として、国の基準に基づき、入園料及び保育料の一部を補助しています。

また、平成 20 年度からは「幼稚園を活用した子育て支援としての 2 歳児受入」事業を実施し、幼児教育の充実を図っています。

#### [今後の取組]

今後も幼児教育の振興や機会均等などを図るため、私立幼稚園の入園料や保育料の一部を補助し、就園を希望する幼児が適切な教育を受けられるよう、保護者の経済的負担を軽減し、教育環境の整備を図ります。

### 4 就学援助制度の実施

---

#### [これまでの成果と課題]

経済的に就学が困難な小中学生の保護者に対し、学用品や給食費などの一部を助成して

います。

近年における経済不況の影響などにより、就学援助の申請件数が年々増加傾向にあります。厳しい経済状況が続く中において、児童生徒の就学を保障するため、保護者負担の軽減を図るとともに、修学への意欲・能力のある者の教育の機会均等を確保する必要があります。

#### **[今後の取組]**

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、適切かつ迅速な就学支援に努めます。

---

## **5 特定教育・保育施設等が徴収する物品購入費等の助成事業の実施 ☆**

---

小中学生の保護者に対する「就学援助制度」の実施と同様に、就学前の特定教育・保育及び特定地域型保育事業を利用する場合に、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業を実施します。

---

## **6 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の実施**

---

#### **[これまでの成果と課題]**

紙おむつ用の有料ごみ袋の購入が負担となっている子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成19年10月から乳幼児1人につき、有料ごみ袋(燃やせるごみ用袋：20リットル)を次のとおり支給しています。

##### **【基準日支給】**

4月1日現在、市内に住所がある3歳未満の乳幼児を育てている世帯に対し、100枚(1年分)支給 配送時期：6月頃

##### **【副基準日支給】**

10月1日現在、市内に住所があり、4月2日以降に出生、転入した3歳未満の乳幼児を育てている世帯に対し、50枚(半年相当分)支給 配送時期：11月頃

#### **[今後の取組]**

今後も、子育て世帯への支援の一環として、事業を実施します。





## 第6章 計画の推進にあたって



# 1. 計画の進捗管理

## (1) 進捗状況の把握及び評価（子ども・子育て会議の役割）

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「千歳市子ども・子育て会議」において、その進捗状況を確認・評価していきます。

## (2) 需給調整の見直し

施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果にもとづき、必要に応じ改善を図るため、各年度、施策の見直しを行い、計画を修正していきます。

また、5年後の最終年度には、次期計画に向けた見直しの中で、以降の教育・保育の一体的な提供の推進に関する需給調整のあり方について検討します。

# 2. 計画推進に向けた関係機関の役割

計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現をめざしていきます。

このため、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

# 3. 財政基盤の確立

本計画を推進するためには、それを支える財政基盤の確立が重要となります。

そこで、本計画の推進にあたっては、その費用対効果を十分に見極め、財源の配分と組織の運営を最も効率的・効果的に行っていくよう努めます。

